

キルギス共和国  
人材育成支援無償（JDS）事業  
準備調査

ファイナルレポート

平成 23 年 3 月  
(2011 年)

独立行政法人国際協力機構  
(JICA)

委託先  
財団法人日本国際協力センター（JICE）

国内
CR (1)
11-003

**キルギス共和国  
人材育成支援無償（JDS）事業  
準備調査**

**ファイナルレポート**

平成 23 年 3 月  
(2011 年)

独立行政法人国際協力機構  
(JICA)

委託先  
財団法人日本国際協力センター（JICE）

# 要 約

## 1. 調査概要

### 調査背景

人材育成支援無償事業（以下「JDS」）は、「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の指導者となることが期待される優秀な若手行政官等の人材育成を行うこと」を目的として1999年度より開始された。その後、対象国を広げ、2010年度は12カ国を対象としている。

従来にも増して、更なる効果の発現・効率化のために、2008年度事業より、段階的に新しい制度によるJDS（以下「新方式」）が導入されることとなり、2010年度は、2011年度事業の新制度導入に向けて、既存のJDS対象国であるキルギス共和国（以下「キ国」）及びフィリピン共和国の2カ国において同様の調査を実施することとなった。

### 調査目的

本調査の主な目的は次のとおりである。

- キ国国家開発計画や我が国の国別援助計画に基づき設定されたサブプログラム/コンポーネント及びコンポーネントごとの適正な受入人数案について調査団と現地運営委員が協議・合意し、また事業実施期間中を通して実施される受入大学による特別プログラムの内容・経費規模を検討し、次年度以降に実施される4期分の留学生受入に関する事業規模案の算定を行う。
- 各対象機関から推薦された応募者に対する選考を行い、最終的な留学候補者を決定する。その過程で、調査団と対象機関関係者との協議、受入大学の教員と現地関係者との協議を通じて得た情報に基づき、受入大学の参画を得て各サブプログラム基本計画の最終案を作成する。

### 調査手法

本調査の中で、2010年9月から2011年3月までキ国において現地調査を実施した。

- 2010年9月： 調査方針の確認
  - (1) 日本の援助方針、キ国の開発ニーズに合致するサブプログラム/コンポーネントの設定
  - (2) 各サブプログラム/コンポーネントに対する教育プログラムを有する本邦受入大学の配置案の確定
  - (3) 各サブプログラム/コンポーネントに対応する対象機関の選定
  - (4) 各サブプログラム/コンポーネントを主管する省庁（主管省庁）の選定
  - (5) 実施体制の確認
- 2010年9月から2011年2月： 第1バッチの留学候補者の募集・選考
- 2010年10月： 事業規模の算定
- 2010年12月： 各サブプログラムの事業計画（サブプログラム基本計画）案の策定
- 2011年2月： サブプログラム基本計画の確定

## 調査結果

### キ国におけるコンポーネント一覧

サブプログラム	コンポーネント		主管省庁	対象機関	大学	研究科	受入予定人数
1. 経済成長のための基盤整備	1-1. 公共政策		国家人事局	大統領府、国家人事局、財務省、法務省、運輸通信省、文化・情報省、経済規制省、国家財産省、建築・建設国家庁	国際大学	国際関係学研究科	3
					同志社大学	グローバル・スタディーズ研究科	2
	1-2. 地方における行政機能の向上			大統領府、国家人事局、地方自治体庁、農業省、青少年省、経済規制省、法務省、地方自治体	明治大学	ガバナンス研究科	2
	1-3. 市場経済化と経済発展のための制度づくり			大統領府、国家人事局、財務省、経済規制省、国家財産省、独占規制庁、税務局、税関局、金融市場監督・規制局	神戸大学	国際協力研究科	2
立命館アジア太平洋大学					経営管理研究科	2	
2. 地域内協力の促進	2-1. 中央アジア域内協力の促進に資する課題	2-1-1. 国際関係・平和構築		大統領府、国家人事局、外務省、法務省	早稲田大学	アジア太平洋研究科	2
		2-1-2. 水・エネルギー政策/環境政策・環境保護		大統領府、国家人事局、農業省、天然資源省、エネルギー省、非常事態省、環境保護・林野庁、水資源・灌漑整備国家委員会	立命館アジア太平洋大学	アジア太平洋研究科	2

### 妥当性の検証

検証の結果、キ国が JDS を通じた人材育成の必要性に基づき設定されたサブプログラム/コンポーネントは、キ国開発課題や我が国の援助計画における援助重点分野に合致したものであると言える。

人材育成に関するプロジェクトにおいては長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、案件目標、特にプロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標は、当該開発課題の解決に必要な知識の習得に留まらざるを得ないが、留学生が習得した知識を帰国後効果的に活用することや、活用する機会や職務が所属機関によって与えられることによって、究極的には「母国の開発課題解決に貢献し活躍すること」に帰結することが期待される。

プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての指標は以下の通りである。

- ・ 帰国留学生の修士号取得率
- ・ 帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率

指標「帰国留学生の修士号取得率」については、これまで実施されてきた JDS 事業募集時における事業趣旨に合致した人材や募集分野に関連する機関をターゲットにした応募勧奨、学問的基礎知識や学習能力、基本的な素養を踏まえた選考、そして来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリングによって、高い成業率を達成してきた。なお、2011年2月時点での JDS 事

業全体の成業率は 99% に達する。

また、指標「帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率」について、キ国では事業開始当初より実施機関である国家人事局（以下「SPS」）、留学生（および留学生の所属機関）において、帰国後最低 3 年間公務員として勤務すること、SPS は留学生が公務員として復職できるように便宜を図ることを誓約した二者間（または三者間）契約書を締結していることから、留学生の応募時の所属機関への復職という観点では一定の担保がなされていると言えるため、研究内容に関連する職場での勤務率については所属機関への働きかけを強化することで高めていくことが期待される。

### 概略事業費

JDS を実施する場合に必要な事業費総額は、2.16 億円となる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

(1) 日本側負担経費

2.16 億円（平成 23 年度事業 3 ヶ年国債）

(2) キ国負担経費

なし

(3) 積算条件

① 積算時点 : 平成 23 年 3 月

② 為替交換レート : 1US\$ = 83.37 円  
: 1US\$ = 46.24 som

③ 事業実施期間 : 事業実施期間は、実施工程（本文、図 3）に示したとおり。

④ その他 : 積算は、日本国政府の無償資金協力の制度を踏まえて行うこととする。

## 2. 提言

本調査を通じて得られた課題・提言は、下記の通りである。

(1) 対象機関の設定について

各対象機関の役割・マニフェスト及びサブプログラム/コンポーネントとの関連性等を考慮し、現地事業関係者との協議の結果を元に対象機関が決定されたが、キ国においては、2010 年 4 月の政変により JDS 留学生をこれまで多く輩出してきた首相府および議会が対象機関とならなかった経緯がある。しかし、2010 年 10 月には議会選挙が実施され、12 月には新首相も任命されたことから、今後追加すべき対象機関を追加調査すると共に、既に対象機関となっているものの候補者の推薦が難しい機関については対象機関としての妥当性について検討すべである。

(2) 受入大学の選定について

受入大学の選定にあたっては、明確な評価要領に従い公平な選定が行われており、同プロセスの妥当性については先方からも一定の理解を得られることができた。

JDS 新方式においては、受入大学と現地事業関係者及び対象機関等との直接対話・連携の強化が想定されていることから、受入大学教員と対象機関等との意見交換のような機会が継続的に提供され、それによって受入大学が各コンポーネントの背景・課題をより深く理解することで、更

に効果的な指導・教育プログラムが来日前・修学中・帰国後にわたり一貫して実施されるよう働きかける必要がある。

### (3) 応募要件について

キ国公務員は英語力が低く、応募要件を満たす候補者の確保がこれまでも困難であったため、新方式移行後も旧方式の JDS 同様に「年齢 22 歳以上 38 歳以下の正規雇用の職員」を対象とする現行資格要件が維持された。加えて、これまで応募締め切り時点で 2 年間の職務経験を課していたが、より若い優秀な公務員を取り込むために、入学年度である 4 月 1 日時点で 2 年間の職務経験を有する公務員に更に要件が緩和された。

応募者数を確保するためだけの安易な応募要件の緩和は好ましくないものの、プロジェクト目標を達成する公務員の確保のために、JDS 留学生として適切かつ妥当な応募要件の設定・見直しについては、来年度事業開始時点にあらためて現地事業関係者間で検討される必要がある。

### (4) 募集期間について

今年度は調査スケジュールの都合上、募集期間は 7 週間となった。また、政情不安のために予定されていた南部の最大都市であるオシュ市での事業説明会が実施されなかった。募集期間は例年に比べてやや短期間であったことから、募集締め切り間近になって、期限を延長して欲しい等の問い合わせが多く確認された。

募集にあたっては、応募者による応募書類・研究計画の作成及び必要書類の入手に一定の期間を要するだけでなく、省庁内での情報共有・展開、内部選考・承認手続きにも相当の期間を要することから、募集期間として 2 ヶ月程度確保できることが望ましい。

# 目 次

## 要約

第1章	JDS の背景・経緯	1
1-1.	JDS の現状と課題	1
1-2.	無償資金協力要請の背景・経緯	6
1-3.	我が国の援助動向	7
1-4.	他ドナーの援助動向	9
第2章	JDS の内容	10
2-1.	JDS の概要	10
2-2.	4 ヶ年の事業規模設計	18
2-3.	JDS 事業のスケジュール	20
2-4.	相手国側負担事項の概要	20
2-5.	フォローアップ	21
第3章	JDS の妥当性の検証	22
3-1.	JDS で期待される効果	22
3-2.	プロジェクト終了時評価のための補完調査の実施	23
3-3.	課題・提言	24
3-4.	JDS の妥当性	26
3-5.	結論	28

## [資 料]

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 事業 計画策定調査フロー図
3. 関係者（面会者）リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. サブプログラム／コンポーネント毎の4 ヶ年の受入人数
6. サブプログラム基本計画
7. 対象機関の役割・課題、JDS に期待するテーマ、職員数
8. 第1 バッチ（2011 年度来日）の候補者の募集・選考方法

# 第1章 JDS の背景・経緯

## 1-1. JDS の現状と課題

### 1-1-1. JDS における現状と課題

人材育成支援無償事業<sup>1</sup>（以下「JDS」）は、市場経済への移行に不可欠な法整備、経済・経営等の分野で人材育成への需要を抱えている開発途上国に対して、「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の指導者となることが期待される優秀な若手行政官等の人材育成を行うこと」を目的として 1999 年度よりウズベキスタン及びラオスの 2 カ国で開始された。その後、対象国を広げ、2010 年度は 12 カ国<sup>2</sup>を対象としている。2010 年度までに JDS を通じて来日した留学生は累計で 2,300 名を超える。

過去 11 年間の JDS 全体としては「留学で得た成果を自国において様々な形で活用し、自国の発展に貢献している」と相手国政府関係者より高い評価を得ているが、更なる効果発現・効率化が図られるよう以下のような見直しの必要性が認識されていた。

- ・ 国別援助計画を踏まえた対象受入分野の絞り込み
- ・ 育成すべき対象者・対象機関の選定
- ・ 質の向上のための、同一大学による継続的受け入れ

このような背景から、段階的に新しい制度による JDS（以下「新方式」<sup>3</sup>）が導入されることとなり、2008 年度はウズベキスタン、ラオス、モンゴルに加え、新規対象国であるタジキスタンの 4 カ国を対象に新方式導入のための協力準備調査（計画策定調査）が実施され、翌 2009 年度には、ベトナム、カンボジア、バングラデシュの 3 カ国の他、新たにスリランカを加えた 4 カ国において同様の調査が実施された。

2010 年度は、キルギス共和国（以下「キ国」）及びフィリピン共和国が新方式による JDS の対象国となり、先方政府のニーズを把握するとともに、当該国における国別援助計画、JICA プログラムを踏まえたプロジェクトを形成することを目的として、本協力準備調査が実施されることになった。なお、キ国では 2006 年度より JDS が開始され、2011 年 2 月時点で 72 名（うち 41 名が帰国済み）の JDS 留学生を日本に受け入れている（表 1）。

---

<sup>1</sup> 人材育成支援無償事業：現在 12 カ国を対象に我が国無償資金協力により実施されている人材育成（留学）スキーム。英名称は、Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarships(JDS) Program

<sup>2</sup> ウズベキスタン、ラオス、ベトナム、カンボジア、バングラデシュ、モンゴル、ミャンマー、中国、フィリピン、キルギス、タジキスタン、スリランカの 12 カ国

<sup>3</sup> 新方式：日本の援助方針（援助重点分野等）や対象国の有する開発課題・人材育成ニーズ等に基づき、対象国毎にサブプログラム/コンポーネントを策定し、その上でサブプログラム/コンポーネントへの取り組みに適した対象機関（中央省庁等）、本邦の受入大学を選定し、留学生の派遣を行う方式。4 カ年（4 期の留学生）を 1 つのパッケージとして、4 カ年にわたり同一のサブプログラム/コンポーネント・対象機関・受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させるもの。また、受入大学は 4 カ年にわたり同一の対象国・対象機関の留学生を受け入れることにより、対象国に適した教育プログラムを提供することが可能となる。

表 1 キ国 過去の JDS 実績 (2011 年 2 月現在)

	来日 年度	人 数	受入分野	公務員・民間 セクター 比率		復職/再就職状況 (※1)	
				公	民	帰国 直後	現在 (※2)
第 1 期	2007	20	公共政策、経済、国際関係、ICT、環境政策、農業政策	100%	-	17	14
第 2 期	2008	20	公共政策、経済、国際関係、ICT、環境政策、農業政策	100%	-	13	13
第 3 期	2009	18	公共政策、経済、国際関係、ICT、環境政策、農業政策	100%	-	留学中	
第 4 期	2010	14	公共政策、経済、国際関係	100%	-	留学中	
合計		72					

(※1) 追跡可能な範囲での情報をもとに算出

(※2) 省庁再編等があったため、2011 年現在の政府機関勤務の帰国生数を表示

JDS の目的である「若手行政官の育成」を達成するためには、JDS 留学生の選考において適切な人選がなされる必要がある。キ国では、事業開始当初より公務員を対象を限定し、若手行政官育成に主眼を置いて募集・選考を行っている。加えて事業効果発現の観点から、3 年間は基本的に同分野・同人数での配置を継続することとし、第 1 期生～3 期生は、「公共政策」「経済」「国際関係」「農業政策」「ICT」「環境政策」の 6 分野で実施された。2009 年度の募集・選考より受入人数枠が 5 名減になったことに伴い分野の整理がなされたところ、選択と集中の観点から「公共政策」「経済」「国際関係」の 3 分野に投入していくことが決定された。

また、事業開始当初より、「20 名（4 期目から 15 名）」という限られた枠を有効に活用するためには本事業で対象とする受入分野を細分化せず、帰国生の集団を作り出すことによる効果の発現を狙うことが必要」との認識が現地事業関係者の間で共有されており、より高い事業効果が得られるよう、コモンアジェンダ（国別援助計画で挙げられている開発課題を分野ごとにブレイクダウンしたテーマ）の設定（図 1）を導入してきた。

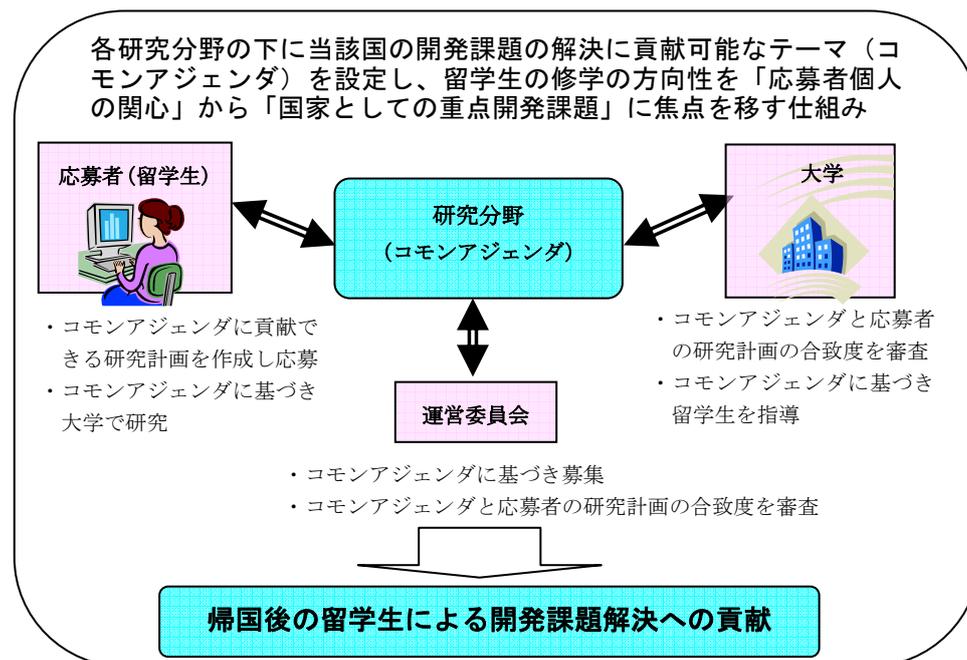


図 1 コモンアジェンダの仕組み

加えて、育成した若手行政官が母国の社会経済開発における課題の解決に貢献するための必要条件となる帰国後の定着率の向上についても現地の JDS 関係者の間で検討され、来日前には国家人事局（JDS 事業の実施機関 State Personal Service of the Kyrgyz Republic、以下 SPS）、留学生所属先および本人の 3 者間（または SPS および留学生の 2 者間）で契約書を結び、留学生が帰国した際に留学前の所属先に復職もしくは復職できなかった場合は政府機関に再就職できるよう取り組んでいる。

他方で、依然として、受入分野に合致した応募者と帰国後の貢献可能性が高い応募者の確保、及び受入大学と応募者の研究テーマとのマッチング強化といった事業課題が明らかになっている。

ODA を取り巻く環境は年々変化しており、より効果的かつ戦略的に事業を実施するためには各国ごとの取り組みにとどまらず、JDS 事業全体の見直しとして取り組む必要があることから、2008 年度より新方式が導入された。

### 1-1-2. 開発計画

キ国においては、2006 年まで、公務員の人材育成にかかる国家計画に基づき、キ国経営アカデミーにおいて国家・地方公務員を対象として国家発展に有益な公務に関する短期研修が毎年開催されていたが、2007 年度に関しては同様の国家計画は採択されなかった。

各国家機関での職員の人材育成に関しては、現行法上は各機関がそれぞれ年間予算の 1% を人材育成に割り当てるのが義務付けられている。しかしながら、各国家機関においては恒常的に予算が不足しており、実質的には本規定は遂行されておらず、それらの人材育成メカニズムは機能していない。なお、SPS は、「政府システムの合理化」および「公務員の人材育成に関する国家計画」にかかる戦略プランを策定中であるとしている。2010 年の政変により進捗が遅れていたが、2011 年 4 月を目処に完成予定である。

また、キ国政府は貧困削減戦略文書（以下 PRSP<sup>4</sup>）の終了を受け、2007 年 5 月に国家発展戦略 2007-2010（以下 CDS-1<sup>5</sup>）を策定した。現在は、2009 年にバキーエフ政権の下で改定された CDS2009-2011（以下、CDS-2）を上位計画として、各省における開発計画を策定している。また、2010 年 12 月に新政権による新内閣が組閣されたことから、旧政権との政策の違いを明確にするためにも新 CDS-3 の策定が急がれている。

#### 国家発展戦略（CDS-2）（2009-2011）

CDS-2 の内容もまた、CDS-1 のレビュー結果を踏まえて、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals(MDGs)）を含めた国際条約および他ドナー等が提唱する開発課題に合致している。2009 年 3 月に大統領令により採択された CDS-2 は、継続的な経済発展をめざし、経済規制省が取りまとめ機関として設定された。またアクションプラン毎に、実施機関および達成期限が設けられている。例えば、財務省については、PIP（Public Investment Portfolio）を含む財政赤字を GNP の 0.6% までに減らすことを、中央銀行については、銀行システムの法的・監督フレームワークを改善するなどのタスクが、具体的に数字を交えて 2011 年までの達成目標として、一

<sup>4</sup> PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper

<sup>5</sup> Country Development Strategy

覽に組み込まれている。しかしながら、2010年の政変の影響により、レビューが滞っている状況である。

#### 国家発展戦略（CDS-2）（2009-2011）

##### （1）概要

- ・基本方針：(i)社会の連帯強化、(ii)国家の肯定的変化に向けての流れの維持、(iii)国家資源の動員、(iv)知的かつ影響力のある道徳的資源の統合、(v)開発優先事項にかかる結果主義の振興
- ・戦略的優先事項：(i)経済潜在力の強化、(ii)ガバナンス強化、(iii)社会に根付いた開発、(iv)環境の安全性
- ・発展的優先事項：経済発展にかかる質の向上（エネルギー、鉱業、農業・加工業、建設業、旅行業、貿易・輸出振興、運輸インフラ、通信、科学・イノベーション）、公共政策にかかる質の向上（ガバナンス改革、司法改革、司法実施機関改革）、生活の質向上（社会教育、アクセス可能な高品質の医療、社会保障・年金の効率的システム、雇用法・労働関係調整法・移民、維持可能・総合的な文化発展）、環境の質の向上（生態系の安全の維持、環境災害の際の市民および保有地の安全対策）等

##### （2）経済面における具体的目標（2011年）

GDP年平均成長率：7.5～8%

1人当りGDP（2011年までに）：1,600米ドル(2008年度の64%増)

キルギスソム＝1USドル交換率：36.5（2007年キルギスソム＝1USドル：37.3）

所得の向上：108.2%（2007年105.3%）

##### （3）社会面における具体的目標（2011年）

人口：5.4百万人（2007年5.2百万人）、失業率：6.5%（2007年8.2%）、平均寿命70歳（2009年67.9歳）

### 1-1-3. 社会経済状況

キ国は、北から時計回りにカザフスタン、中華人民共和国、タジキスタン、ウズベキスタンと国境を接する山岳内陸国である。人口は約550万人程で、住民はキルギス人70.9%、ウズベク人14.3%、ロシア人7.8%、その他民族7%で構成されている（2010年）。言語はキルギス語を国語とし、憲法五条二項によりロシア語は第二公用語と定められている。国土面積は約20万km<sup>2</sup>（日本の約半分）であるが、このうち標高3,000m以上の山岳地帯が48%を占める。国土面積の44%が放牧地として利用されており、耕作地は7%（140万ha）に過ぎず、畜産が農業生産額の約半分を占めている。農作物の主要な生産地である低地の年間降水量は500mm程度で、主要作物は小麦で、全農作物栽培面積（88万4千ha、飼料用作物除く）の58%を占め、自給をほぼ達成している。一方、キ国の貧困層の62%が農村部に居住しており、貧困の状況は悪化しつつあるのが現状である。

キ国は1991年8月31日に旧ソ連より独立し、独立国家共同体（CIS）の加盟国となっている。独立後には、民主主義と市場経済への道を歩み始め、アカーエフ大統領（当時）の指導の下、独立以来旧ソ連諸国の中でもいち早く民主化・市場経済化に取り組んだ。キ国のこうした経済政策

は西側諸国において強い支持を受け、キ国は旧ソ連諸国の中でもいち早く IMF、WTO のメンバーとなった。キ国は世銀・IMF との協調を順調に進め、改革に対して積極的な姿勢を示した結果、1997 年の工業生産は 46.8% 伸び、GDP 成長率は 10.4% を記録、インフレ率は 14.8% まで低下した。

一方、経済移行措置を取らずに行われた急速な市場経済化は、主たる資源を持たないキ国の産業に疲弊をもたらした。必要な法律・制度が未整備のまま改革が行われたことが影響して、所得格差の拡大、失業率の増大といった社会問題が生じ、不正・腐敗・汚職の土壌となった。貧富の格差が広がり、また特にアカーエフ大統領（当時）周辺に富が集中するという状況もみられた。さらに、キ国特有の部族社会構造においてアカーエフ大統領（当時）が出身地である北部への資金配分を重点的に行ったため、国内で南北格差が起こり、社会的な不公平感がいっそう募った。以上のような、貧富の格差、アカーエフ大統領周辺部のみへの富の集中、南北間格差といった要素が 2005 年 3 月の革命の原動力となり、14 年間続いたアカーエフ政権は崩壊しバキーエフ政権が成立した。

その後、バキーエフ政権時代、2009 年に採択された CDS-2 では、開発分野の一つとして「国家運営の効率化（政治改革、経済規制緩和、国家統治改革、能力強化、司法改革）」を挙げ、2009 年 10 月には大規模な省庁再編が行われ、行政機能が強化されるとともに国家公務員の人員が削減された。しかしながら、バキーエフ政権も汚職と縁故主義により 2010 年 4 月の政変で崩壊し、オトゥンバエヴァ氏を首班とする政権が誕生した。不安定且つ脆弱なガバナンスが、キ国の市場経済化ひいては経済成長・貧困削減を阻害している現状において、効果的で透明性の高いガバナンス・システムを担保し行政システムの機能向上が喫緊の課題となっている。

#### 1-1-4. 高等教育及び行政官の人材育成状況

##### (1) 高等教育事情

キ国における学校制度は、基本的に初等中等教育が 4-5-2 年制、大学が 4~6 年制である。

キ国では、過去 10~17 年の間に高等教育システムの大幅な改革が実施され、1990 年代には旧ソ連の教育システム「スペシャリスト、博士課程」から、国際スタンダードである「学士、修士、博士課程」への移行が実施された。しかしながら、キ国を含む旧ソ連諸国においては、雇用者が「学士」を十分な高等教育として扱わず、依然として「スペシャリスト」を好む傾向が顕著であったことから、「スペシャリスト」の称号が現在も残る形となっている。

また、高等教育の現状としては、全体の 86.7% がスペシャリスト、10.1% が学士、わずか 1.7% が修士取得者である。修士僅少の主な要因として、各大学修士課程が提供する研究分野の選択肢が少ないことが挙げられる。学士が 51 分野、スペシャリストが 196 分野もの多岐に亘っているのに対し、修士ではわずか 19 分野である。また、国内には研究活動に不可欠な情報が十分揃っているとは言えないことから、現在、キ国では JDS のような修士課程の留学制度が特に必要とされている。

また、1-1-2 項にて既述の通り、当国科学アカデミーにおける国家・地方公務員を対象とした短期研修に関する国家計画は採択されなかったことにも鑑み、公務員を対象とした教育制度の充実が重要である。

## (2) 行政/公務員制度

キ国の公務員制度は、ソビエト時代にその基礎が築かれた。1991年にキルギス共和国として独立以降は、能力制度による公正で透明性の高いシステムの導入を試みているが、そのシステム自体が発展途上にあり、未だ多くの問題を抱えている。政府及び下部機関には2009年10月の省庁再編以降、17省、7国家庁、6国家局が存在し、司法としては、憲法裁判所、最高裁判所および地方裁判所がある。いずれの職員も公務員のカテゴリーに属する。公務員については、全職位を示したリストがあり、そのリストに掲載されている職位に就いている者が公務員と見なされる。2007年には、全公務員の20%が削減され、現在約12,000の国家公務員および5,000人の地方公務員が在職している。

なお政府は、これまで効果のあるガバナンス及び貧困削減のための政策を立案できる専門性の高い国家公務員の必要性を唱え、様々な対策を講じてきた。その流れの中で、2004年に日本の人事院をモデルとした、国家公務員庁（現：SPS）が設立された。同庁は、公務の効率性の向上及びシステム化・管理を目的として設立され、国家公務員の能力開発、優秀な人材の確保、国家公務員の選考・配属に関する規則の承認、国家公務員法の改正・改善、国家公務員の賃金及び財産の公開性・透明性の確保等、国家公務員に関連するあらゆる情報の所掌を担っている。しかし、現在もキ国は財政不足、組織能力(Institutional Capacity)の脆弱さなど多くの問題を抱えており、これらの問題に取り組む公務員の人材育成が急務となっている。

## (3) 行政組織における重点分野/開発課題及び人材育成の状況

今般、新方式導入のための協力準備調査において、キ国における対象機関16機関に対し補足調査を実施し、対象機関の状況（対象機関における重点分野/開発課題の人材育成の必要性、対象機関の役割・職員数及び内訳、対象機関におけるJDS候補者数等）及びJDSに対するコメント・要望等の把握を行った（詳細は後段2-1-1(2)）。

調査結果から、各省庁において明確な重点分野/開発課題及び人材育成のニーズが共有されていることを把握できたものの、人材育成の状況については、省庁の予算や奨学金機会の充実度等によって省庁間でばらつきが見られた。ほとんど海外奨学金の機会がない省庁がある一方で、財務省のように、複数のドナーによる奨学金機会が提供されている上、省内独自の研修プログラムが積極的に活用されている省庁もあった。

### 1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯

中央アジア地域は、ユーラシア大陸の大国たるロシア・中国に隣接するという地政学的重要性を有しており、近年ではアフガニスタンの平和維持・構築という視点からも、キ国の占める重要性は大きくなっている。また、親日的であり、日本の対中央アジア政策的にも協力的なキ国は、中央アジア地域のみならず、国際社会における日本外交の足場を堅強にする上で、日本政府としても重要視すべき国であると位置づけている。

ソ連崩壊後より、日本は中央アジア諸国の「国造り」を一貫して支援しており、昨今は「中央アジア+日本」対話を通じ、積極的に中央アジア諸国の取組を支援する用意がある旨表明した。

特に、世界汚職ランキングでも上位 164 位<sup>6</sup>に挙げられているキ国では、遅滞している行政改革を推進するとともに、市場経済体制の確立や国際経済統合の中での国際競争に生き残るため、あらゆる場面でグローバルスタンダードの視点を持ち、国の重要政策に係るマスタープラン（総合的な基本計画）や個別の政策を策定・実施できる能力を持った人材、中でも社会経済開発の基盤を支える若手行政官の育成が急務となっている。

### 1-3. 我が国の援助動向

キ国に対するわが国の経済協力は、キ国の独立直後より開始されており、2008 年度末時点での対キ国協力額の累計<sup>7</sup>は、有償資金協力（円借款）256.65 億円、無償資金協力 121.29 億円（原則、交換公文ベース）、技術協力 93.35 億円（JICA 経費実績ベース）にのぼり、現在、日本はキ国にとって米国、ドイツにつぐ援助国となっている。無償資金協力事業については、これまで同 JDS に加えて、「国営放送局番組制作機材整備計画」「ナリン州道路維持管理用機材整備計画」「チュイ橋梁架け替え」などを主に実施している。

表 2 我が国の年度別・援助形態別実績

単位：億円

援助形態	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	累計
円借款	-	-	-	-	-	256.65
無償資金協力	9.12	0.54	6.35	6.72	9.13	121.29
技術協力	12.83(11.95)	9.88(9.03)	8.10(7.58)	7.34(7.05)	7.12	93.95

出典：外務省 HP より

(注 1) 円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。

(注 2) 2003-2007 年の技術協力は日本全体の技術協力の実績であり、() は JICA が実施している技術協力事業の実績。なお、2008 年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA 実績のみを示し、累計については JICA が実施している技術協力事業の実績の累計。

以下は我が国がキ国に対して実施している類似の留学生事業に関する主な実績である。

#### (1) ヤング・リーダーズ・プログラム (YLP) (文部科学省)

2001 年度に創設された大学院レベルの奨学金プログラムであり、キ国からは 2003 年度より受入が行われている。

- ① 目的：アジア諸国等の将来のナショナル・リーダーとして活躍が期待される若手行政官などを日本に招聘し、日本に対する理解を深めることを通じて世界各国の指導者などの人的・知的ネットワークを創り、日本を含む諸国家間の有効関係の構築、政策立案機能の向上に寄与すること
- ② 専攻分野：行政、ビジネス、法律、地方行政、医療行政
- ③ 学習言語：英語

<sup>6</sup> 2010 年の NGO(Transparency International)の発表による。

<sup>7</sup> 国別データブック (2009 年度版) (外務省) による

- ④ 期間：1年間（修士課程）
- ⑤ 主な資格要件：（年齢）40歳以下  
（学歴）学部卒以上（もしくは同等以上）  
（職歴）3～5年以上の実務経験  
（医療行政コースに関しては、「原則として医療行政について、行政機関または公的な教育機関において2年以上の実務経験がある者が望ましい」とされる）
- ⑥ 候補者の選考方法：対象国の推薦機関からの推薦制
- ⑦ 受入実績：2003年度より合計13名（詳細は表3の通り）

表3 YLPによるキルギス共和国からの受入実績

年度	2001 ～ 2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	合計
人数 (人)	3	3	2	3	1	0	1	13

(出典：在キルギス共和国日本国大使館より情報収集)

(2) 国費外国人留学生制度（文部科学省）

1954年度に創設された制度であり、キ国からは2003年度より受入を開始している。現在は「研究留学生」、「学部留学生」、「高等専門学校留学生」、「専修学校留学生」、「日本語・日本文化研修生」、「教員研修留学生」の受入を実施しており、「研究留学生」が大学院レベルとなる。

- ① 目的：日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資すること
- ② 専攻分野：大学の専攻分野と関連があり、日本で学習可能な分野
- ③ 学習言語：原則日本語
- ④ 期間：標準修業年限（正規の過程を終了するのに必要な期間）
- ⑤ 主な資格要件：（年齢）35歳以下  
（学歴）学部卒以上（もしくは同等以上）  
（職歴）不問
- ⑥ 候補者の選考方法：在外公館による推薦制、大学による推薦制
- ⑦ 受入実績：2003年度より受入を開始し、その内2004年度以降の研究留学生の受入は合計39名（詳細は表4の通り）

表4 国費外国人留学生制度によるキルギス共和国からの受入実績

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	合計
人数 (人)	5	8	6	4	5	5	6	39

(出典：在キルギス共和国日本国大使館より情報収集)

#### 1-4. 他ドナーの援助動向

キ国において類似事業を実施するドナーとしては、表 5 のとおりアメリカ、イギリス、ドイツ等が挙げられる。全て無償による支援であるものの、各事業の目的や対象者等は様々であり、JDSと同様、政府職員を主たる対象とした人材育成を目的として実施しているものもある。

表 5 他ドナーの人材育成等の事業

プログラム/ プロジェクト	国名	概要
OSI/FCO Chevening Program	イギリス	① 概要：イギリスの大学での留学。公務員以外も対象。選考も様々である。帰国後は国際機関で活躍する者が多い。 ② 要件：学部生及び専門家。 ③ 取得学位：修士 ④ 分野：ナショナリズム学、政策学、政治理論研究、社会学研究、社会人類学、公共政策、比較政治 ⑤ 人数：1) 25 人 (5 カ国)、2) 15 人 (16 カ国)、3) 6 人 (3 カ国)、4) 15 人 (16 カ国)
OSI/DAAD Program	ドイツ	① 概要：ドイツの大学での留学。公務員以外も対象。帰国後は民間企業で就職する者が多い。 ② 要件：学部生および専門家。 ③ 取得学位：修士 ④ 分野：経済、法律、社会科学 ⑤ 人数：10 名
Fulbright Program	米国	① 概要：キ国の発展に貢献しうる人材の育成およびアメリカとその他の国々間における相互理解促進。米国の大学での留学。 ② 要件：学部卒生、留学生、専門家。2 年以上の職務経験。 ③ 取得学位：博士のみ ④ 分野：経済、経営、科学・技術、その他開発関連分野 ⑤ 人数：毎年決定
The Japan-IMF Scholarship Program for Advanced Studies	IMF-Japan	① 概要：質が高く、持続可能な地域における成長を促進することを目的としたアジア太平洋地域の政府の財務・経済政策立案能力の強化を目的とする。アメリカの大学での留学。公務員以外も対象。4-5 年のプログラム。卒業後は IMF での研修が義務付けられている。 ② 要件：経済分野における高い教育を持つすべての人対象。 ③ 取得学位：博士のみ ④ 分野：マクロ経済及び関連分野 ⑤ 人数：毎年決定
The Asian Development Bank ADB-JSP	アジア開発銀行	① 概要：ADB 開発途上国メンバーの市民に、学部卒後の教育機会を提供することが目的。1) 大学による書類審査 2) ADB への候補者推薦による 2 種類の応募方式。日本を含む各国大学への留学。 ② 要件：2 年以上の職務経歴を有する者。 ③ 取得学位：修士 ④ 分野：経済、経営、科学・技術、その他開発関連分野 ⑤ 人数：毎年決定

## 第2章 JDS の内容

### 2-1. JDS の概要

1-1-1 項で述べた通り、JDS は、市場経済への移行に不可欠な法整備、経済・経営等の分野で人材育成の需要を抱えている開発途上国に対して、「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の指導者となることが期待される優秀な若手行政官等の人材育成を行うこと」を目的として実施されている。

また、JDS の特徴は、個人の留学支援を目的とした従来の留学制度とは異なり、対象国が JDS の日本側関係機関と協議の上決定する開発重点分野（従来の「受入分野」に相当するものであり、本協力準備調査に基づいて実施が検討される新方式においては、サブプログラム/コンポーネントという）に携わる人材育成に主眼が置かれている点にある。

本協力準備調査では、上述した JDS の趣旨や特徴を念頭に置きつつ、対象国の国家開発計画や我が国の国別援助計画に基づき設定されたサブプログラム/コンポーネントにおける人材育成ニーズ及び想定される対象機関等における候補者の有無等の調査を行い、その結果に基づき 4 カ年を 1 つのパッケージとした JDS の事業規模と、各サブプログラム/コンポーネントの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定を行うものである（表 6）。

表 6 キ国 JDS 新方式におけるフレームワーク

サブプログラム	コンポーネント	対象機関	大学	研究科	
1. 経済成長のための基盤整備	1-1. 公共政策	大統領府、SPS、財務省、法務省、運輸通信省、文化・情報省、経済規制省、国家財産省、建築・建設国家庁	国際大学 同志社大学	国際関係学研究科 グローバル・スタディーズ研究科	
	1-2. 地方における行政機能の向上	大統領府、SPS、地方自治体庁、農業省、青少年省、経済規制省、法務省、地方自治体	明治大学	ガバナンス研究科	
	1-3. 市場経済化と経済発展のための制度づくり	大統領府、SPS、財務省、経済規制省、国家財産省、独占規制庁、税務局、税関局、金融市場監督・規制局	神戸大学 立命館アジア太平洋大学	国際協力研究科 経営管理研究科	
2. 地域内協力の促進	2-1. 中央アジア域内協力の資する課題	2-1-1. 国際関係・平和構築	大統領府、SPS、外務省、法務省	早稲田大学	アジア太平洋研究科
		2-1-2. 水・エネルギー政策/環境政策・環境保護	大統領府、SPS、農業省、天然資源省、エネルギー省、非常事態省、環境保護・林野庁、水資源・灌漑整備国家委員会	立命館アジア太平洋大学	アジア太平洋研究科

## 2-1-1. JDS の実施体制

### (1) 運営委員会

JDS の実施体制については、2010 年 9 月より実施された協力準備調査における現地協議において、資料 4 に基づき運営委員会の実施体制及び機能や役割等が説明され、キ国政府関係者の了承を得た。また、同協議において、過去 4 年間の実績およびキ国政府内の果たす役割により SPS を主管省庁とすることが決定された。SPS は、日本の人事院を見本として 2004 年に国家公務員庁として設置され、日本の公務員制度をモデルに公務員改革を推進する方針である。また、現在は対外援助の窓口機関である財務省が JICA の研修員派遣を担っているが、将来的には SPS が公務員の研修全般を担うことが期待されている。よって、JDS 留学生の募集・派遣においても積極的な役割を果たすことが期待されることから、同局を運営委員の共同議長とすることで合意した(図 2 参照)。

運営委員会は、キ国側委員 (SPS、大統領府、財務省、外務省、地方自治体省) 及び日本側委員 (在キ国日本国大使館 (以下日本大使館)、JICA キ国事務所 (以下 JICA)) にて構成され、JDS の実施・運営について協議を行うことで合意に達した。

なお、運営委員会の機能・役割は JDS 運営ガイドラインに基づき、以下の通りである。

#### ア. 協力準備調査における本事業計画策定協議への参加：

- ・キ国の国家開発計画、日本の対キ国援助方針等に基づき JDS にて取り組むべき重点分野 (サブプログラム) および開発課題 (コンポーネント) の設定を行う。
- ・各コンポーネントに関連が深く、課題解決のための直接的な貢献が期待される省庁・機関を主管省庁及び対象機関として選定し、JDS の 4 ヶ年計画であるサブプログラム基本計画の策定における協力を促す。
- ・主管省庁及び対象機関と受入大学との協議を通じてサブプログラム基本計画を策定する。

#### イ. 留学生最終候補者の決定：

- ・運営委員会にて選考方針を決定の上、円滑な選考実施に当たって必要となる協力を行う。
- ・第三次選考 (総合面接) の実施とその後の運営委員会における最終候補者の決定を行う。

#### ウ. 帰国留学生の有効活用の促進およびフォローアップ：

- ・プロジェクト効果発現を目指して帰国生の活用策を検討し、フォローアップを行う。

#### エ. その他本事業の運営管理に関する検討：

- ・その他、事業の運営管理に必要な事項について検討する。

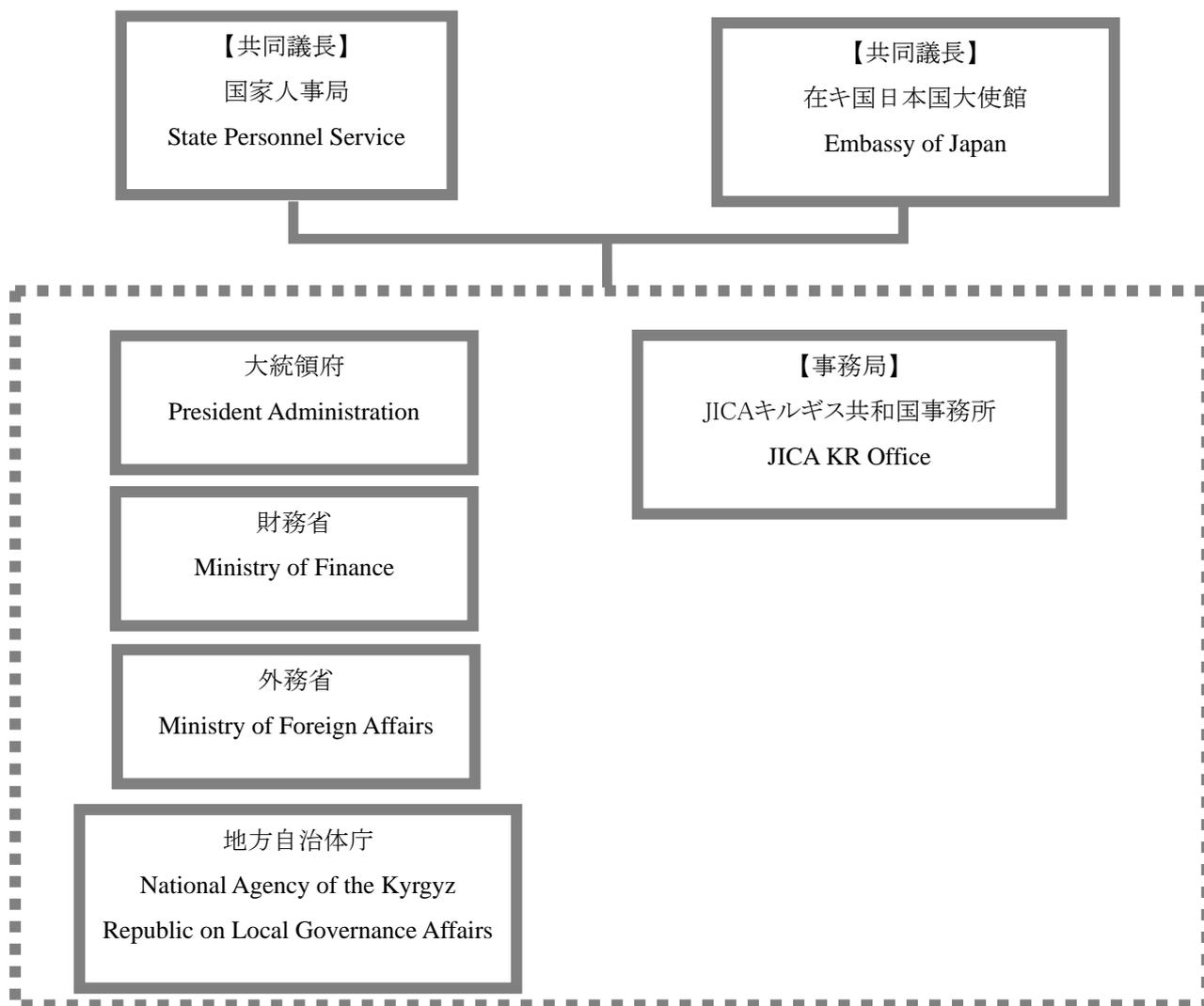


図 2 キ国運営委員会

(2) 主管省庁・対象機関

JDS 新方式では、サブプログラム/コンポーネント毎に当該開発課題に関連が深い行政機関（対象機関）をターゲットとして定め、対象機関の人材を集中的に育成できるよう応募者は対象機関に所属する正職員に限定して実施し、募集の段階、すなわち事業の入口部分において一定の方向付けをすることにより、JDS の実施効果の向上を目指している。

本協力準備調査における現地協議では、対象機関と併せて、各サブプログラム/コンポーネントにおける課題の解決に向けて、より中心的な役割を担うことが想定される行政機関を対象機関の中から「主管省庁（Managing Organization）」として選定した。

主管省庁は、サブプログラム基本計画の策定やコンポーネント毎の受入大学との協議を行う際に主体的な役割を担うこと、応募勧奨を促進すること等が期待されており、各コンポーネントにおけるオーナーシップの発揮や受入大学との関係強化が求められる。主管省庁の選定に当たっては、①JDS 開始以来、SPS が実施機関かつ責任機関として運営委員会の共同議長を務め、中心的な役割を担ってきたこと、②SPS が国家公務員の人事を掌る立場にあり、国内の公務員に関する研修を今後取りまとめることが期待されていることから、同機関がすべてのコンポーネントにおける主管省庁となることが合意された。

中央政府機関は、2009年10月にバキーエフ政権による大々的な改編が実施されて、その後同政権が2010年4月の政変にて陥落した後にも基本的な方針は引き継がれている。現在の暫定政権後の政権（2011年に大統領選挙を予定）では更なる改革が進められる可能性もあるが、現時点でのそれぞれの省庁の機能について情報収集の上、「選択と集中」の観点を踏まえ、各サブプログラム/コンポーネントとの関連が深く、その課題解決のための直接的な貢献が期待される行政機関が対象機関として選定された。ただし、翌年度以降は、本協力準備調査において実施される対象機関に対する調査の結果や、今年度の募集・選考状況を踏まえつつ、また次政権による省庁再編や公務員改革の実態に合わせて対象機関の一部見直しを行う可能性もあることについても合意された。

このほか、対象機関に対して、表6の通り選定された各サブプログラム/コンポーネントの対象機関の状況〔対象機関における重点分野/開発課題の人材育成の必要性、対象機関の役割・職員数及び内訳（職階）、対象機関におけるJDS候補者数（資格要件に合う職員数、英語能力の把握）等〕を把握するため、以下の通り質問票による補足調査を実施した。

(a) 調査方法

本協力準備調査の現地調査開始前（2010年8月中旬）に、想定される対象機関候補宛に質問票を送付し回答を依頼した。併せて今年度募集期間前に対象機関を個別訪問し、(b)に関するヒアリング、及び質問票の回収・フォローアップを行った。

(b) 調査内容

- ① 組織としての役割、課題、人材育成ニーズ
- ② 潜在的候補者の有無（正規職員数、対象年齢者数等）
- ③ 帰国後の復職・貢献可能性、他ドナーによる研修・奨学金機会の有無
- ④ その他JDSへのコメント・要望

(c) 調査を実施した機関

主管省庁・対象機関及び主要傘下機関を含む対象21機関に対して、質問票及び個別訪問による補足調査を行った。うち15機関より質問票の回答を受けたほか、16機関を個別訪問し聞き取り調査結果を得ることができた。

(d) 調査結果概要

① 組織としての役割、課題、人材育成ニーズ

資料7に示す通り、対象機関毎の組織の役割・マニフェスト、及びそれに基づく開発課題、人材育成ニーズ等を確認することができ、多くの対象機関においては、開発課題が組織内で共有されており、その解決に必要な人材育成のニーズも明確に示されていることが分かった。

サブプログラム/コンポーネントの設定についても、各対象機関の開発課題及び人材育成ニーズをカバーし得る幅広さが確保されており、その設定の妥当性を確認することができた。

ただし、2010年4月の政変により首相府および議会が2010年末まで不在となったため、JDS留学生をこれまで輩出してきた首相府および議会が調査の対象とされなかったことから、来年度追加調査を実施し、当該2機関の対象機関としての妥当性について検討することが必要である。また、2009年10月に省庁再編が実施され間もないこともあり、今年度の募集選考結果を分析の上、再度コンポーネント毎の対象機関の設定については、検討

する必要がある。

## ② 潜在的候補者の有無

調査結果によると、海外奨学金および公務員の海外研修へのニーズは総じて高いにも関わらず、多くの対象機関においては、公務員の英語力が低い故に、資格要件を満たす潜在的候補者数が限られるという現状が確認された。

英語力が低い理由としては、特に現在中堅に相当する公務員は、ソ連の教育制度のもとに露語で学校教育を受けてきたことが影響していることが挙げられる。現在は、英語の重要性が認識され始め、省庁によっては独自の英語研修を開始したとの報告もあったが、日本での修士課程就学レベルの英語力に到達するには、長期的な研修計画が必要である。

また、公務員の英語研修については、日本側事業関係者からも SPS を通じて何度か申し入れをしているが、各省での予算不足によりなかなか実施に至らないのが現状である。今後は日本側を含め、問題解決に向けて案を出しかつ検討・実施していく必要がある。

## ③ 帰国後の復職・貢献可能性、他ドナーによる研修・奨学金機会の有無

キ国 JDS 留学生の内、学業を修了したものは 41 名<sup>8</sup>であるが、ほぼ全員が現在までにキ国に帰国していることを確認している。留学生は来日前に誓約書に署名を行い、帰国後国内で公務員としての 3 年間の就業義務を負っている。帰国生の中には帰国後留学で取得した知識と経験を活かし、経済規制省管轄の民間育成部門の局長になるなど活躍も目覚しい。その一方で、2009 年 10 月の省庁再編による人員削減および 2010 年の政変の後に、来日前に休職した職場に戻れなくなった留学生も数名存在している。また、復職した留学生についても、帰国後の留学生の活用については、各所属機関に任されていることから、その活用状況は省庁間でばらつきが見られる。帰国留学生の貢献可能性を高めるためには、所属機関の理解・協力が不可欠であり、現地事業関係者からも、日本での研究成果の省内での共有や、研究内容と結び付けられるような部署への適正配置等を推奨するなどして、継続的に所属機関への働きかけを行っていく必要がある。

SPS は、帰国の後に省庁再編や政変の影響で無職となってしまった留学生に職を斡旋すべく他省庁に対しても働きかけを実施しているが、現在のところ大幅な改善は見られない。よって、(JDS 留学生の活用は先方政府の責任事項ではあるが、)今後日本側もできる限り、SPS を支援していく体制が必要であると言える。

現地協議においても、帰国留学生のモニタリング・事後評価はキ国政府が主体的に実施していくことが確認されており、特にキ国事業関係者による、対象機関への必要な働きかけ、帰国留学生の活躍状況のモニタリングが期待される。また、「2-5. フォローアップ」で後述の通り、運営委員会、受入大学、帰国留学生を含む JDS 関係者が有機的に帰国留学生のフォローアップに取り組んでいくことが重要である。

他ドナーによる研修・奨学金機会については、「1-4. 他ドナーの援助動向」において既述の通り、機会の多少は省庁間でばらつきがあるものの、対象機関は総じて、職員の人材育成に対して理解・関心が高くそのニーズが確認できた。特に、年齢制限が緩和されかつ短期間である研修・奨学金がより好まれる傾向にある。

<sup>8</sup> 41 名には不成業者を含む。

#### ④ その他 JDS へのコメント・要望

対象機関からは否定的なコメントは聞かれず、公務員のみを対象にした奨学金はキ国で JDS のみであること、また開発課題の解決のための奨学金制度に好意的な声が多かった。なお、送り出す側からは 2 年という就学期間は長く 1 年コースもあるとよい、とのコメントもあった。しかし、これまでの 4 年の事業実施の経験から、留学を希望する公務員にとっては、過去配置されていた 1 年コース（筑波大学）へのニーズは低く、2 年コースの希望者が多かったことから、職場内での調整が必要な事項であると思われる。

### (3) 受入大学

JDS 新方式において、受入大学は、専門的見地からプロジェクト実施のパートナーとして協力準備調査への参画及び後述する特別プログラムの実施等を通じたプロジェクト目的達成のための役割が求められている。そのため、選定された受入大学は、原則として以後 4 年間固定化され、該当する開発課題に対して継続的かつ体系的に取り組むことが期待される。

#### (a) 受入大学決定に至る経緯

本協力準備調査に先立ち、JICA はこれまで JDS 留学生の受入実績のある大学及び新たに受け入れを希望する大学に対して、キ国 JDS における想定対象分野/開発課題<sup>9</sup>を提示し、各大学より受け入れを希望する国・課題に関して受入提案書の提出を募った。その結果、16 大学 20 研究科から計 36 件の提案書が提出された。

各大学から提出された受入提案書の内容やこれまでの JDS 留学生を含む留学生の受入実績等の項目について、JICA 及び在キ国日本国大使館は評価要領<sup>10</sup>に基づき受入提案書の評価を実施した。その後、協力準備調査において、JICA よりキ国政府側に各コンポーネント上位 3 大学の受入大学案（ショートリスト）が提示され、あらためて両国事業関係者間で協議を行い、最終的な受入大学を選定した（表 6 参照）。

#### (b) 先方政府との協議

JDS 新方式において、受入大学は JDS の計画・調査段階から参画することにより、対象国の課題に即した受入体制、指導内容を整備し、留学生の母国の実情やニーズを踏まえた研究への方向付けを行うことが求められる。これにより、将来的に研究成果が社会へ還元される可能性を向上させ、ひいては JDS の事業効果の発現を促進することが期待されている。このため、JDS 留学生の選考にあたって受入大学教員をキ国に派遣し、候補者の面接を行うとともに、併せて運営委員会や主管省庁・対象機関等の現地 JDS 関係者との意見交換を行った。なお、意見交換を実施した目的は以下のとおりである。

- ・ 現地 JDS 関係者との意見交換を通じ、当該国の抱える課題や人材育成施策に対する認識を共有すること
- ・ 第 1 バッチ留学候補者の選考及び現地事業関係者との意見交換を通じ、サブプログラム基本計画に受入大学の知見を反映すること

<sup>9</sup> JICA 及び対象国の政府関係者との協議の結果定められたキ国の援助重点分野課題に関して、課題の背景、関連する JICA 事業、JDS 事業で想定されるニーズ等を一覧表として作成したもの。

<sup>10</sup> 受入大学提案書にかかる評価要領。提案書の記載項目別に評価ポイントを点数化し、現地日本国大使館、JICA 国内事業部、及び JICA 現地事務所によって評価が行われた。なお、受入提案書の記載項目は、①受入可能人数、②当該想定開発課題に対する取組みの基本方針、③プログラム内容、④当該研究科における受入・指導態勢、⑤過去の JDS 留学生受入実績、⑥ JDS 以外の留学生受入状況等、⑦当該開発課題における研究・協力実績等である。

- ・受入大学が対象国のサブプログラム/コンポーネントに特化したプログラム（特別プログラム<sup>11</sup>）の計画・立案を行うための当該分野課題状況、人材育成ニーズにかかる情報を得ること

現地事業関係者との意見交換を通して、受入大学は対象国の抱えるサブプログラム/コンポーネントにおける課題と人材育成ニーズ、及び対象機関や留学候補者のバックグラウンド等を把握し理解することにより、適切なカリキュラム及び受入体制を検討することが可能になる。また、4年間継続した JDS 留学生の受け入れによる、対象国・対象機関との長期的な連携関係構築の契機となることが期待されている。

#### (c) 留学生の受け入れ及び帰国後の関与

JDS 新方式では、受入大学において同一国、同一サブプログラム/コンポーネントにて4年間継続して JDS 留学生を受け入れるため、受入大学は既存のカリキュラムやプログラムに基づいた指導を行う一方で、対象国の抱える課題に適した内容で且つ留学生の留学前<sup>12</sup>、留学中、帰国後にわたって一貫した特別プログラムの提供を行うことが期待されている。

特別プログラムの目的は以下のとおりである。

- ・ JDS 留学生が当該国のサブプログラム/コンポーネントにおける課題解決のために、より実践的・具体的な事例紹介等を通じて実践的な知識・経験を習得すること
- ・ 特別プログラムにおける活動を通じて、JDS 留学生あるいは先方対象機関が、本邦及び海外の研究者・機関と将来の活動に貢献するネットワークを構築すること

### 2-1-2. サブプログラム基本計画

本協力準備調査の現地協議において、キ国の国家開発計画と我が国の国別援助計画及び JICA にて実施中のプロジェクトとの整合性を十分に考慮しながら、JDS における重点分野（サブプログラム）及び開発課題（コンポーネント）が設定された。また、協力準備調査において行われた対象機関に対する補足調査や、大学から提出された受入提案書を基に、2つのサブプログラム、5つのコンポーネントのそれぞれについてサブプログラム基本計画（案）が策定された。同計画（案）は、選考段階における専門面接に際して現地に派遣された受入大学の教員とキ国事業関係者との間で実施された意見交換等を経て内容の確認が行われ、必要に応じて修正が加えられた最終案が第2回運営委員会にて合意され、サブプログラム基本計画として確定した（資料6）。なお、同計画は、向こう4ヵ年受入大学が留学生に対する指導を行う際の指針となるものであり、かつ4年後に行われるプロジェクト評価のベースとなるものである。

サブプログラム基本計画は、それぞれのサブプログラム/コンポーネントにおいて、留学候補者

<sup>11</sup> 特別プログラムとは、JDS旧方式において設置されている「大学教育付帯講座」と新方式に新たに設けられた「研究活動促進講座」とを併せたものであり、授業料とは別に追加的な経費を受入大学に支給し実施されるプログラムのこと。「大学教育付帯講座」は当該プロジェクトで受入れる留学生に対して、大学内の既存講座の他に、直接的な付加価値を寄与する特別講座・セミナーの実施等を目的とした講座であり、一方「研究活動促進講座」は、対象国の開発課題に特化したプログラムを提供する講座のことをいう。特別プログラムの実施については、受入大学は活動計画書及び実施計画書を提出し、JICA と先方政府の協議を経て実施が決定される。

<sup>12</sup> 第1バッチの JDS 留学生を対象にした留学前の特別プログラムの実施については、本協力準備調査契約と無償本体事業契約の関係上、実施の対象外となっている。

を推薦する対象機関や本邦の受入大学、投入する留学生数及び期待される成果等について、向こう4カ年の事業（4バッチ分の投入）を1つのパッケージとして策定するものである。同計画に基づいて4年にわたり同一のサブプログラム/コンポーネント、対象機関及び受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力の向上が期待されている。

### サブプログラム基本計画の主な項目

#### 1. サブプログラム/コンポーネントの概要

- (1) 基本情報 (2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）
- (3) 我が国及びJICAの援助方針とその実績（これまでのJDS留学生の成果含む）

#### 2. 協力の枠組み

- (1) 事業の目的 (2) 案件目標 (3) 目標の指標 (4) 受入計画人数及び受入大学
- (5) 活動 (6) -1 日本側の投入 (6) -2 投入期間・人数 (7) 相手側の投入
- (8) 資格要件

また、運営委員会との協議の結果、上記のサブプログラム基本計画に記載される「JDS留学生応募者の資格要件」は以下の通り設定され、4カ年の事業のうちの1年目（第1バッチ）の募集・選考が資料8の通り行われた。

#### 資格要件概要

- ① キ国国籍を有する者
- ② 年齢：38歳以下であること（当該来日年4月1日現在）
- ③ 職業：
  - ・対象機関における正規雇用の公務員であること
  - ・当該来日年4月1日に2年以上の実務経験を有すること
  - ・応募時点で、軍に奉職していないこと
- ④ 学歴：学士号を有すること
- ⑤ その他：
  - ・大学院で修学するに足る英語力を有すること
  - ・過去に修士の学位取得を目的に、日本政府またはその他外国政府の奨学金を受給していないこと

サブプログラムとコンポーネントはいずれもキ国の開発課題、キ国国別援助計画と関連していることが確認されており（詳細は後述「3-4 JDSの妥当性」を参照）、JDSで取り組むべき重点分野/課題として2010年9月に実施された現地調査の協議において正式に合意された。（詳細は資料4参照）

しかしながら、専門面接期間中に受入大学の教員とキ国事業関係者との間で実施された意見交

換にて、コンポーネント 1-3 については、「市場経済化に資する人材育成」とのタイトルから、「人材育成」に主眼をおいた研究計画が数名から提出され、コンポーネント設定の背景や受入研究科の指導内容と必ずしも合致していないとの受入大学からの指摘を踏まえ、応募時点での誤解を防ぐためにも「市場経済化と経済発展のための制度づくり」とコンポーネント名を変更することが第 2 回運営委員会にて決定された。

## 2-2. 4 ヶ年の事業規模設計

### 2-2-1. 概要

2010 年 4 月に日本政府が提示した 2011 年度以降 4 ヶ年の各年度の受入人数上限（15 名/年度）と、受入大学が提出した受入提案書に記載された受入人数上限及び各コンポーネントの解決に最適なプログラム内容が検討された結果、サブプログラム/コンポーネント毎の 4 ヶ年の受入人数（案）は調査を通じて資料 5 の通り決定され、これに基づき第 1 バッチの募集・選考が行われた。

なお、サブプログラム/コンポーネント毎の受入人数は各年度毎に設定されているが、旧方式による JDS と同様に、募集・選考を通じて受入予定人数枠に満たないコンポーネント/受入大学が発生した場合は、同一コンポーネント内の他大学（同一コンポーネント内に複数の受入大学が想定される場合のみ）若しくは他のコンポーネントに受入枠を振替えることにより、各年度の受入人数上限（15 名）まで候補者を選定・確保することも併せて確認された。

### 2-2-2. 概算

JDS を実施する場合に必要な事業費総額は、2.16 億円となり、日本とキ国との負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記（3）に示す積算条件によれば、次のとおりと見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

## (1) 日本側負担経費

## 平成23年度 キルギス共和国 人材育成奨学計画(3カ年国債)

## 概略事業費総計 約 216百万円

(単位:千円)

区分	金額(千円)	ターム1	ターム2	ターム3
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
<b>1. 実施経費(支払代行経費)</b>	<b>146,991</b>	<b>50,678</b>	<b>57,261</b>	<b>39,052</b>
1-1 大学直接経費 (入学金、授業料、他)	46,137	15,404	21,368	9,365
1-2 留学生受入直接経費 (航空運賃、支度料、奨学金、他)	73,312	25,030	28,893	19,389
1-3 留学生国内経費 (来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費)	6,542	3,244	0	3,298
1-4 特別プログラム経費	21,000	7,000	7,000	7,000
<b>2. 役務提供経費</b>	<b>30,749</b>	<b>22,988</b>	<b>4,207</b>	<b>3,554</b>
2-1 現地活動経費 (旅費、ナショナルスタッフ人件費、事務所借上費、他)	12,104	10,008	2,096	0
2-2 募集選考支援経費	5,997	5,997	0	0
2-3 事前研修経費	383	383	0	0
2-4 留学生用資材費	495	495	0	0
2-5 留学生保険加入費	1,230	1,230	0	0
2-6 来日後ブリーフィング/オリエンテーション経費	3,135	3,135	0	0
2-7 モニタリング経費	4,642	1,266	1,688	1,688
2-8 受入付帯経費(突発対応)	996	332	332	332
2-9 特別プログラム支援経費	182	91	91	0
2-10 大学会議経費	51	51	0	0
2-11 帰国プログラム(本邦)経費	1,341	0	0	1,341
2-12 帰国プログラム(現地)経費	193	0	0	193
<b>3. 実施代理機関業務人件費</b>	<b>38,472</b>	<b>25,663</b>	<b>9,142</b>	<b>3,667</b>
3-1 直接人件費	30,779	20,531	7,314	2,934
3-2 管理費	7,693	5,132	1,828	733
<計>	216,212	99,329	70,610	46,273

平成23年度3カ年国債 概算事業費総計 216,212

(注) 上記の概算事業費は、E/N 上の供与限度額を示すものではない。

## (2) キ国負担経費

なし

(3) 積算条件

- ①積算時点 : 平成 23 年 3 月
- ②為替交換レート : 1US\$=83.37 円  
: 1US\$=46.24 som
- ③事業実施期間 : 事業実施期間は、実施工程に示したとおり。
- ④その他 : 積算は、日本国政府の無償資金協力の制度を踏まえて行うこととする。

2-3. JDS 事業のスケジュール

協力準備調査の結果、日本国外務省及び JICA が 2011 年度以降の JDS 事業実施を正式に決定した場合、向こう 4 ヶ年の事業については図 3 に示されたスケジュールに基づく実施が想定される。具体的には、年度毎に E/N (交換公文) 及び G/A (贈与契約) の締結後、JICA が協力準備調査を受託したコンサルタントを実施代理機関 (エージェント) としてキ国政府に対し推薦し、当該エージェントが JDS 事業におけるキ国政府との契約を締結した上で、キ国政府に代わり事業の実施を担うこととなる。

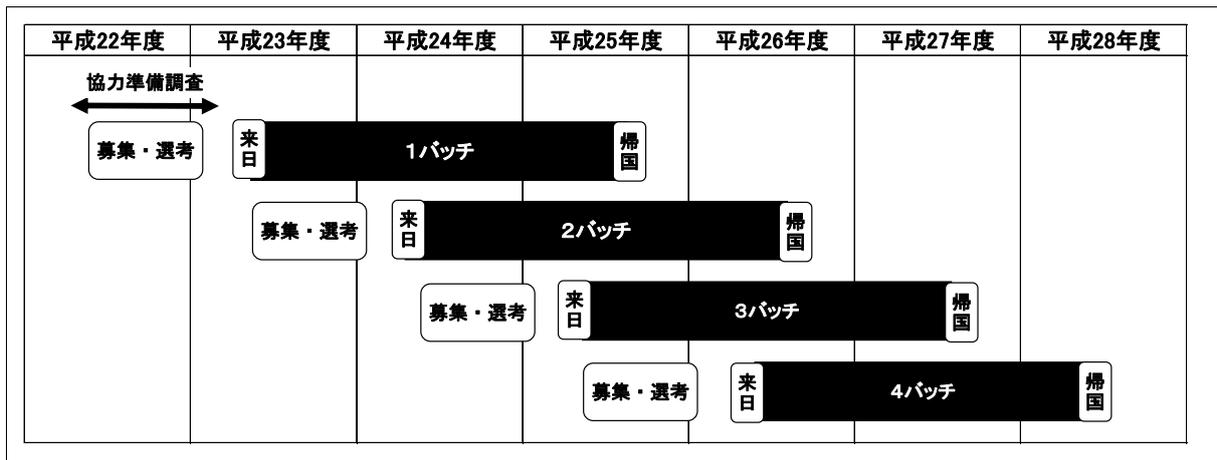


図 3 実施工程

2-4. 相手国側負担事項の概要

JDS 留学生の募集・選考期間は、SPS が全コンポーネントの主管省庁として、JDS の計画・実施・管理・監督をする主導的役割を担い、応募書類の配布促進等を通じて応募勧奨に協力し、コンポーネント毎に設定された対象機関に対しては、JDS への協力の働きかけを行うほか、サブプログラム基本計画の策定に向けて受入大学・対象機関間の協議を調整・実施する。

JDS 留学生の留学期間中は、キ国政府は実施代理機関を通じて留学生に対し定期的にモニタリングを実施し、JICA に報告を行う。また、実施代理機関から提出される定期報告書により、JDS の事業進捗や懸案事項等について確認し、必要に応じて他の運営委員メンバーと協力して適切な措置を講じるほか、JDS 留学生が修士論文を作成する上で必要なデータの提供等を行う。

JDS 留学生の帰国後は、帰国留学生が母国の開発課題の解決に向けた取り組みに貢献すること

及び人的ネットワーク構築が JDS の主目的のひとつであることに鑑み、キ国政府は留学生の帰国後に帰国報告会を開催して留学成果を把握するとともに、その後の動向調査や我が国との学術、文化交流・協力の促進等について必要な措置を行うこととする。また、主管省庁である SPS は、留学生の帰国にあたり、所属機関に対し帰国日程を通知するほか、留学前と同じ職務もしくは行政府等の中枢で活躍できるような職務が与えられるよう関係省庁へ働きかけ、事業効果発現を促す。

## 2-5. フォローアップ

JDS の目的は「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の指導者となることが期待される優秀な若手行政官等を育成すること」であり、「JDS における帰国留学生は、母国が直面している社会・経済開発上の課題を実践的に解決する専門知識を有する人材として活躍すること」が期待されている。この目的を達成するためには、本邦大学への留学による専門知識の習得、研究、人的ネットワークの構築だけでなく、帰国留学生に対して様々なフォローアップを行う必要がある。そしてフォローアップが効果的になされるためには、キ国政府及び事業関係者による理解と協力、そして主体的な取り組みに依るところが大きい。

キ国の JDS 事業は 5 年前に開始され、帰国生は 1 期生および 2 期生をあわせて 40 名程度である。キ国では事業開始当初より、SPS と留学生の間で、帰国後に公務員として復職を誓約する契約書を締結しているが、政変および省庁再編によりそのポストが削減された等の事由により、全員が公務員として復職していない現状がある。これまで、留学生の帰国後に 2 回帰国報告会を実施しているが、同報告会では留学生からプロジェクト目標（修士号の取得を通じた開発課題に関する専門知識の修得）の達成状況に関する報告に加え、研究成果やその成果を活かしたキャリアプラン及びアクションプラン、日本での人的ネットワーク構築の成果について運営委員会への報告を行うとともに、復職がかなわなかった帰国生にかかる問題等も共有している。今後、公務員の人事を担う SPS を中心に、運営委員会メンバーによる JDS 留学生の活用が期待されている。

また、現在 JDS 留学生のための独立した同窓会は組織化していないが、JDS 帰国留学生は自動的に日本大使館が運営している ODA タスクフォース「オールジャパン」の枠組みの中の同窓会（JICA 研修員および文部科学省留学生）の会員となるようになっている。この同窓会は日本との良好な関係の継続、日本に関連する行事運営等の様々な側面に取り組んでいる。

JDS 新方式では対象機関が絞り込まれ、JDS の趣旨に合致する十分な応募者数の獲得においては従来以上にキ国政府の主体的な取り組みが求められる中、キ国政府の JDS に対する十分な理解と協力は必要不可欠な要素である。特にターゲットである対象機関に所属する帰国留学生の活躍（活用）により、省内部からの理解が促進されるよう、今後も帰国留学生とのつながりを持続していく必要がある。また、新方式に移行後には受入大学による支援にも期待したい。例えば一部の受入大学では独自の同窓会を設立して帰国後のネットワークを維持しているだけでなく、帰国留学生との共同研究の実施や、大学が実施する調査・研究プロジェクトと帰国留学生及びその所属機関との連携等の取り組みが行われている。このように、キ国政府によるフォローアップだけでなく、留学生の送り出し側（運営委員会）及び受け入れ側（大学）といった JDS 関係者が有機的にフォローアップに取り組むことにより、事業成果の一層の発現が期待される。

## 第3章 JDS の妥当性の検証

### 3-1. JDS で期待される効果

既述の通り JDS は、若手行政官等を社会・経済開発上の課題を実践的に解決する専門知識を有する人材として育成すること、更には JDS で育成した当該人材が開発課題の解決に貢献し活躍することを目的としている。こうした目的の達成に向けて効果的に JDS を実施するために、コンポーネントごとに案件目標（上位目標及びプロジェクト目標）が設定されている（資料 6 参照）。人材育成に関するプロジェクトにおいては、長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、案件目標、特にプロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標は、当該開発課題の解決に必要な知識の習得に留まらざるを得ないが、留学生が習得した知識が帰国後効果的に活用されることや、活用のための機会及び職務が所属機関によって与えられることを通じて、究極的には「母国の開発課題解決に貢献すること」に帰結することが望まれる。

なお、プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての指標は以下の通りであるが、上記の視点に鑑みて、全てのコンポーネントにおいて共通する指標が設定されている。

- ・ 帰国留学生の修士号取得率
- ・ 帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率

指標「帰国留学生の修士号取得率」については、募集時における募集分野に関連する機関や事業趣旨に合致した人材をターゲットにした応募勧奨、学問的基礎知識・基本的な素養・帰国後の貢献可能性等を踏まえた選考、そして来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリング（面談形式による学業・生活・健康面での状況管理とアドバイス）を確実に実施することにより、比較的高い成業率という形で達成してきた。今般、JDS 新方式の導入に伴い、留学生の所属機関が限定されるなど、留学生の募集・選考における方針・方法が見直され、更に、受入大学には、従来以上に当該国の開発課題の解決に資するカリキュラムの提供が求められることから、引き続き、同目標の達成が促進されることが期待される。

また、指標「帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率」について、上記 2-5.にて記載の通り、キ国では事業開始当初より実施機関である SPS、留学生（および留学生の所属機関）において、帰国後最低 3 年間公務員として勤務すること、SPS は留学生が公務員として復職できるように便宜を図ることを誓約した二者間（または三者間）契約書を締結している。更に今年度派遣の 4 期生からは、同義務を果たさない場合奨学金・学費の全額もしくは一部を返金する義務を課すなどの制度も導入した。

加えてオトゥンヴァエヴァ大統領も就任のスピーチにおいて、海外留学生を積極的に登用・活用していくことについて述べるなど、JDS の重要性は認識されている。

まだ 1 期生が帰国して間もないが、先の項目にて触れたように、民間と政府の経済活動をつなぐ部局の局長に抜擢されるなどの活躍をしている帰国生もいる。一方で、2010 年 4 月の政変の影響により、10 月に帰国した 2 期生のうち 6 名が戻るべきポストがないという状況もある。今後、同帰国生については、キ国政府の主体的取り組みにより、研究内容との関連性が高く且つ当該政策策定及び制度構築に貢献できる部署への適正配置等を推奨するなど、継続的に所属機関に対し働きかけを行っていく必要がある。このように、指標「帰国留学生の日本で研究した内容に深く関

連する職場での勤務率」について、留学生の応募時の所属機関への復職という観点では、契約が守られないケースや、留学生の所属機関における JDS への理解・協力の低さがみられることもあり、実現は困難であった。しかし、JDS の見直しに伴い、対象機関内にて解決すべき課題（JDS 留学において取り組むべき研究テーマ）を課されて推薦された応募者も存在し、所属機関の JDS への理解の向上が期待される。

### 3-2. プロジェクト終了時評価のための補完調査の実施

昨年度行われた調査の結果を受け、サブプログラム基本計画に示されている 2 つの評価指標に加え、より多面的な評価を目指して、終了時の評価を補完するための指標を設定した。

JDS 新方式の導入に伴うプロジェクト効果の測定については、プロジェクト管理や進捗のほか、関係機関の主体性や帰国留学生の活躍状況等、幅広い基準を基にする取り組みが考えられるが、JDS の特徴でもある留学生モニタリングという留学生情報管理機能に着目し、同機能を主に活用して「留学生の能力向上の度合い」と「大学カリキュラムの適切度」について評価するための指標を設定し、アンケート調査を実施した。主な調査対象者は留学生本人とするが、「留学生の能力向上の度合い」については、所属機関の管理職ならびに大学の指導教員に対しても客観的視点から留学生の能力の変遷にかかるアンケートへの協力を依頼した。

#### (1) 調査内容

「留学生の能力向上の度合い」については、「若手行政官の育成」が JDS の目的であることに鑑み、JDS を通じて、途上国において公務員に求められる能力の変遷を調査することを目的とした。具体的には「科学的な調査・分析能力」「論理的な思考能力」「問題解決能力」「リーダーシップ」といった技能・思考能力の向上や、「倫理性」「規律性」「責任感」「積極性」といった態度の変遷を測るため調査を行った。

また、大学カリキュラムが、開発課題の解決に合致したものであるかについては、調査段階で大学より提示されたカリキュラムの審査をもってその妥当性については確認されているため、実際に提示されたカリキュラムが実行されているか、また提供されるカリキュラムが実際の成果として開発課題に資するものであるかを確認できるような調査項目を設定した。

#### (2) 調査方法

留学生を対象としたアンケート調査のタイミングは来日時、就学中、修了時、帰国後（復職後）である。来日時および就学中は定期モニタリングの事前レポート取り付けとともに、修了時では帰国直前に大学・研究科毎に留学生を招集して実施する帰国前評価会の事前レポートに代わってアンケートを配布し、回答を回収した。帰国後の留学生に対しては、JICA が帰国後 3 年目に 1 度アンケートを配布し回答を得る予定である。

所属機関管理職を対象としたアンケート調査は対象留学生の来日前後に現地 JDS プロジェクト事務所を介してアンケートを配布し、回答を回収した。また指導教員に対しては、担当する留学生の最終モニタリングの報告書を送る際にアンケートを配布し、回答を回収した。

### (3) 調査結果の活用方法

留学生、指導教員及び所属機関管理職より収集したアンケート調査結果より、公務員に求められる数々の能力のうち、所属先機関においてどのような技能・思考能力が必要とされているのか、また JDS を通じて、どのような能力が最も向上し、また態度が変化したかについて分析を行い、JDS の妥当性ならびに有効性について検証を行う。

また、受入大学の提供するカリキュラムや研究指導、研究環境などの妥当性についても、分析結果より検証を行う。

JDS の今後の改善に繋げるべく、毎年度末に、当該年度および必要に応じて過年度に実施したアンケート調査の結果も含めた集計・分析結果を運営委員会ならびに受入大学へ報告、共有する予定である。

## 3-3. 課題・提言

### 3-3-1. 課題・提言

本調査を通じて得られた課題・提言は、下記の通りである。

#### (1) 対象機関の設定について

対象機関の設定については、各対象機関の役割・マニフェスト及びサブプログラム/コンポーネントとの関連性等を考慮し、現地事業関係者との協議の結果を元に決定してきた。JDS 新方式においては原則として 4 年間対象機関を固定化する想定であるものの、キ国においては今回の調査において、2010 年 4 月の政変により JDS 留学生をこれまで多く輩出してきた「首相府」および「議会」が対象機関とならなかった経緯もあり、現地協議の合意に基づき、翌年度以降の対象機関については、補足調査結果及び対象機関からのコメントを踏まえると同時に、「選択と集中」の観点も考慮した上で、現地事業関係者間の協議による一部見直し（対象機関の加減）が検討されるべきである。

また、今年度の応募者総数については、ほぼ例年なみではあったが、コンポーネント毎の応募者数には一部偏りも見られた。例えば、コンポーネント「2-1-1. 国際関係・平和構築」は、周囲の中央アジア諸国との関係だけでなく、基地をキ国に置くロシア、米国や隣国の中国といった大国、更に国際機関との調和にも配慮しつつ、国際関係の維持・発展に取り組むキ国にとって非常に重要な課題であるものの、対象機関を限定したこと、主となる対象機関である外務省の職員数が限定されていることから、適正な選考を進めるために必要な倍率となる候補者数を確保できなかった。運営委員会からは、他対象機関の国際関連部署を対象にすることについてもコメントがあったが、1 コンポーネントにつき全省庁を対象とすることは、新方式の趣旨からいっても好ましくないことから対象機関数を限定した。2010 年 10 月には議会選挙が実施され、12 月には新首相も任命されたことから、今後追加すべき対象機関を追加調査すると共に、既に対象機関となっているものの候補者の推薦が難しい機関については対象機関としての妥当性について検討すべである。

## (2) 受入大学の選定について

今年度の協力準備調査において、受入大学の選定にあたっては、明確な評価要領に従い公平な選定が行われており、同プロセスの妥当性については先方からも一定の理解を得られることができ、基本的には日本側の提案に同意する旨の発言がなされた。コンポーネント「1-3.市場経済化と経済発展のための制度づくり」については、キ国側より、民間の視点を取り入れた政策立案が可能である公務員を育成する要請があったことから、経営学の修士を取得可能である受入大学が選定された。また、全体としては、これまでの4年間の事業実施の経験から、英語力が他国より比較的弱いキ国からの留学生の現状を理解し、指導を行っていく体制がある受入大学が選定された。

JDS新方式においては、受入大学と現地事業関係者及び対象機関等との直接対話・連携の強化が想定されていることから、事業実施にあたっては、今年度現地での専門面接に際して実施された受入大学教員と対象機関等との意見交換のような機会が継続的に提供され、それによって受入大学が各コンポーネントの背景・課題をより深く理解することで、更に効果的な指導・教育プログラムが来日前・修学中・帰国後にわたり一貫して実施されるよう働きかける必要がある。

## (3) 応募要件について

キ国においては、旧ソ連の教育を受けた公務員は英語力が低く、応募要件を満たす潜在候補者の確保がこれまでも困難であった。そこで、応募要件については、過去4年間も35歳までの年齢制限を38歳以下まで緩和しており、新方式移行後も「年齢22歳以上38歳以下の正規雇用の職員」を対象とする現行資格要件について、維持することとされた。加えて、これまで応募締め切り時点で2年間の職務経験を課していたが、より若い優秀な公務員を取り込むために、入学年度である4月1日時点で2年間の職務経験を有する公務員に更に要件を緩和した。

若く経験が少ない公務員の留学・帰国後の復職・定着率については、一部の運営委員より懸念も示されたが、新方式では対象機関の責任にて候補者を送り出すという仕組みとなるために、最終的にはこの職務経験の緩和に同意が得られた。

応募者数を確保するためだけの安易な応募要件の緩和は好ましくないものの、プロジェクト目標を達成する公務員の確保のために、今後も対象機関およびSPSの助言および助力のもとに、JDS留学生として適切かつ妥当な応募要件の設定・見直しについては、来年度事業開始時点にあらかじめ現地事業関係者間で検討される必要がある。

## (4) 募集期間について

今年度は調査スケジュールの都合上、募集期間は7週間となった。また、政情不安のために予定されていた南部の最大都市であるオシュ市での事業説明会が実施されなかった。そのためか、地方からの応募者は全員過去に応募経験のある再応募者であり、新たな応募者がいなかったことが残念である。

SPSやJICAキ国事務所を通じたプレスリリースなど、効果的な募集勧奨に取り組んだものの、例年に比べてやや短期間であったことから、募集締め切り間近になって、準備すべき応募書類が多いため期限までに必要な書類が全て揃わない、期限を延長して欲しい等の問い合わせが多く確認された。応募にあたっては、応募者による応募書類・研究計画の作成及び必要書類の入手に一定の期間を要するだけでなく、省庁内での情報共有、内部選考・承認手続きにも相当の期間を要することから、募集期間として2ヵ月程度確保できることが望ましい。

また、今年度よりキ国において新規の受入大学として配置された同志社大学および早稲田大学においては、応募者が僅少に留まったことから、二次募集を実施した。この背景には、実際の募集期間の長短だけではなく、大学の情報が正しく候補者に伝わらなかったことが一因であると予想される。募集要項に掲載する情報を JDS のプログラムに合わせて推敲するよう提案を行うとともに、今年度同様に引き続き専門面接時に面接教員が来キした際に研究科を紹介する時間を設けて通年を通じた周知を図ることが必要である。

### 3-4. JDS の妥当性

#### (1) 概要

これまで述べてきた通り、2008 年度より JDS の見直しが行われ、対象国における開発課題・キ国国別援助計画・JICA プログラムとの連携を意識した JDS の位置づけが明確化されるよう事前の調査を強化し、現地調査を通じて対象国のニーズを確認すると共に、そのニーズを満たしうる教育プログラムの提供が可能な受入大学とのマッチングの強化が行われることとなった。このような見直しの目的・背景に鑑み、JDS が (1) キ国における開発の優先課題 (2) 対キ国国別援助計画と整合性を有しているかという視点から JDS の妥当性の検証を行う。

#### (2) キ国における開発の優先課題との整合性

主要ドナーは、キ国政府が作成した「Country Development Strategy 2009-2011」(CDS-2) を政府開発援助を計画・実施するための戦略文書とみなし、日本政府も対キ国国別援助計画において、CDS を基礎として援助計画を策定している。

2006 年に JDS を実施するにあたっての予備調査が実施された際にも国別援助計画を参照し、優先課題に対応すべく対象分野が設定された。また、今回 JDS 事業の見直しにあたり、過去 4 年間の事業実施のレビューから、より戦略的に同援助計画中の優先課題を絞り込みコンポーネントが設定されている。(図 4)

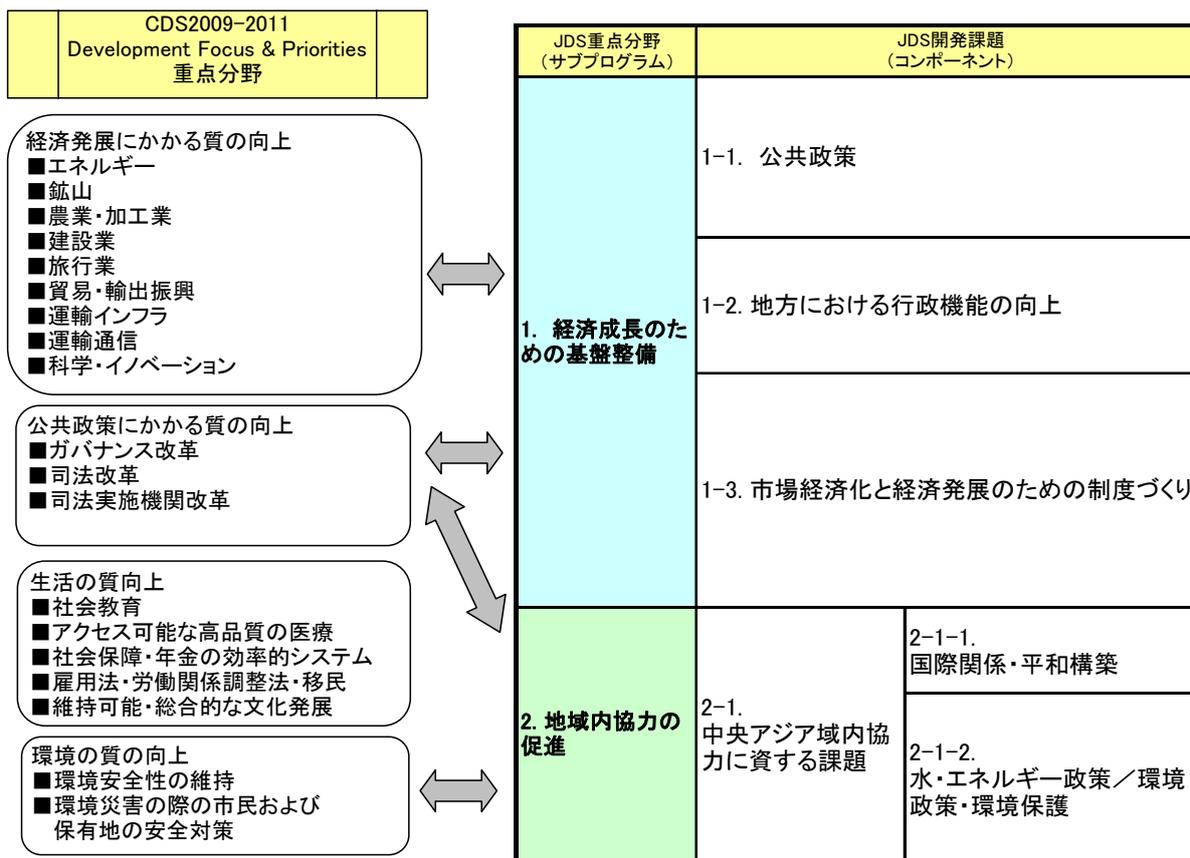


図 4 キ国の開発計画（CDS-2）における JDS の位置付け

(3) 対キ国国別援助計画との整合性

対キ国国別援助計画（2009年4月外務省）における援助方針では、キ国政府自身が MDGs を踏まえ策定した「国家発展戦略（CDS）」を踏まえつつ、対キ国援助の柱として、以下の3つを援助重点分野として総合的な支援を展開していくこととされている。

- (イ) 経済成長のための基盤整備
- (ロ) 社会セクターにおける支援
- (ハ) 地域内協力の促進

JDSにて設定されたサブプログラムは、上記援助重点分野と完全に合致する形で設定されており、各援助重点分野における総合的な人材育成プログラムとして計画されている。（図 5）

国別援助計画	JDS重点分野 (サブプログラム)	JDS開発課題 (コンポーネント)	JICA作成JDS事業で想定される具体的ニーズ (研究テーマ等)	
<p>1. 経済成長のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 運輸インフラの整備</li> <li>■ 農業発展</li> <li>■ 地方振興</li> <li>■ 市場経済化に資する人材育成</li> </ul> <p>2. 社会セクターにおける支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険医療・教育等</li> </ul> <p>3. 地域内協力の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「中央アジア+日本」対話における行動計画</li> </ul>	1. 経済成長のための基盤整備	1-1. 公共政策	<p>「公共政策」</p> <p>公共政策の立案能力の向上</p>	
		1-2. 地方における行政機能の向上	<p>「ガバナンス改善」</p> <p>行政(制度の構築・執行と運営等)を改善するための総合的な政策的措置の企画・立案能力の向上</p> <p>「地方行政」(農村開発を含む)</p> <p>地方行政の効果・効率的運営を行うための政策立案</p>	
		1-3. 市場経済化と経済発展のための制度づくり	<p>「財政管理」</p> <p>中長期的な視点から財政管理を行うための計画策定及び実施能力の向上</p> <p>「貿易・投資政策」「産業育成」</p> <p>民間セクター開発に必要な海外との貿易拡大・投資誘致(市場の整備、税制優遇、起業支援など)、産業育成のための政策立案</p>	
	2. 地域内協力の促進	2-1. 中央アジア域内協力を資する課題	2-1-1. 国際関係・平和構築	<p>「国際関係」</p> <p>キ国の経済・社会発展のために必要な、中央アジア地域を主とした近隣諸国との関係強化、国際秩序の形成のための政策立案</p> <p>「平和構築」</p> <p>アフガニスタン情勢とも連動した、キ国の安定・発展のために必要な安全保障政策の立案</p>
			2-1-2. 水・エネルギー政策／環境政策・環境保護	<p>「水／エネルギー政策」</p> <p>中央アジア諸国間及び自国内における水資源・エネルギーの安定供給及び効率的利用のための政策立案</p> <p>「環境政策・環境保護」</p> <p>気候変動問題など国境を越える環境問題への対処能力向上</p>

図 5 対キ国国別援助計画における JDS の位置付け

### 3-5. 結論

本協力準備調査では、JDS の趣旨・特徴及びキ国の政治・社会的背景や情勢等を念頭に置きながら、キ国の国家開発計画や我が国の援助計画等に基づく同国の優先開発課題を改めて整理しサブプログラム/コンポーネントとして選定したほか、当該サブプログラム/コンポーネントと関連があると想定される対象機関に対し、各機関の組織的役割・位置づけや人材育成ニーズ、潜在的候補者の有無等についての補足調査を行い、その結果に基づき 4 ヶ年を 1 つのパッケージとした JDS の事業規模と、各サブプログラム/コンポーネントの事業計画(サブプログラム基本計画)が策定された。また、3-4 項にて述べたとおり、事業の位置づけは明確であり妥当性も高いと判断できることから、JDS 新方式を実施する意義は十分にあると言える。

但し、JDS 新方式は原則 4 年間のプログラムであるものの、キ国の人材育成にかかるニーズは政府方針や社会・経済情勢等によって変化し得るものであることを踏まえ、現地事業関係者との協議を通じて一定の柔軟性を確保しつつ、JDS による本邦留学を通じて身につけるべき専門知識や、対象機関において育成すべき人材像を見極め、効果的・効率的に JDS を実施していく必要がある。

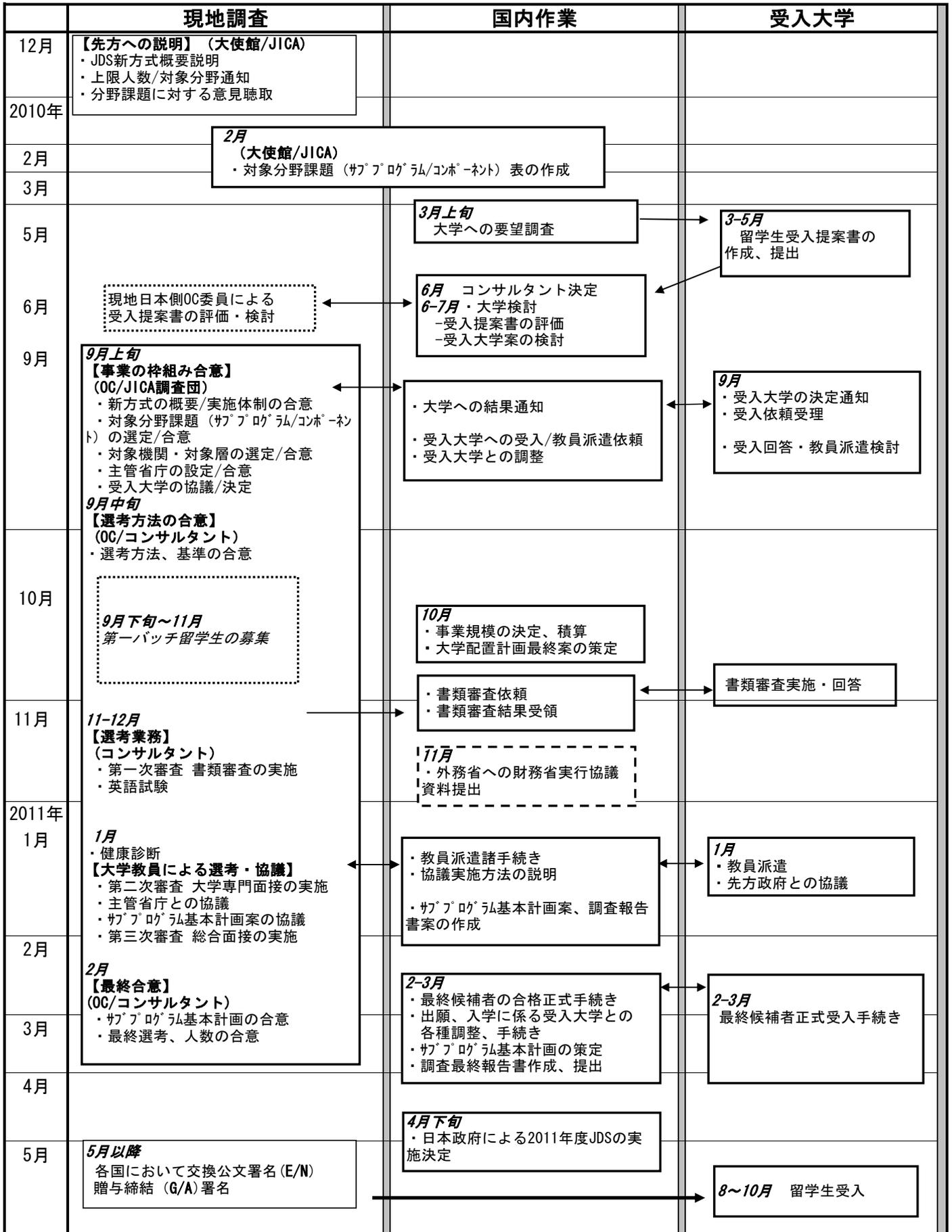
また、JDS 新方式では、受入大学より対象機関のニーズに対応するプログラムが 4 年間にわたって提供されることにより、JDS の目的である「修士号の取得を通じた専門知識の習得」という観点での効果の発現は確保されることが期待できるが、先にも述べた通り、人材育成事業においては「習得後」の知識の活用がいかになされ、またそれがどれだけ社会に還元されたかという長期的な視点でその効果を測っていく必要がある。

## 付 属 資 料

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 事業 計画策定調査フロー図
3. 関係者（面会者）リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. サブプログラム／コンポーネント毎の4ヵ年の受入人数
6. サブプログラム基本計画
7. 対象機関の役割・課題、JDS に期待するテーマ、職員数
8. 第1バッチ（2011年度来日）の候補者の募集・選考方法

## 調査団員・氏名 (JICA 官団員調査団)

丸山 英朗	総括/団長	JICA キルギス事務所 所長
加藤 有紀	協力計画	JICA 国内事業部研修調整課 調査役
堤 敦史	業務計画	JICE 留学生部留学生事業課 課長
萩原 真貴子	受入計画	JICE 留学生部留学生事業課
橋本 和華子	募集/選考	JICE 留学生部留学生事業課



人材育成支援無償(JDS)事業 協力準備調査(キルギス共和国)  
第一次現地調査 面会者リスト

## 1. ミニッツ協議

	日時	面会者	備考
1	9月6日(月) 10:00-10:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JICA キルギス共和国事務所</li> <li>- 丸山 英朗 所長(運営委員会事務局長)</li> <li>- 今井 成寿 所員</li> </ul>	運営委員会メンバー(日本国)との協議
	11:00-12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家人事局</li> <li>- Mr. Bolotbaev Asylbek 国家人事局 副長官</li> <li>- Ms. Mavlyanova Ainura 国家人事局研修・国際協力部課長</li> <li>- Mr. Ismailov Sultan 国家人事局研修・国際協力部 主要専門家</li> </ul>	運営委員会メンバー(キルギス共和国)との協議
	16:30-18:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 運営委員会との協議</li> <li>運営委員会メンバー:</li> <li>- Mr. Arabaev Cholponkul 国家人事局 長官(共同議長)</li> <li>- 丸尾真 在キルギス共和国日本大使館 大使(共同議長)</li> <li>- Mr. Bolotbaev Asylbek 国家人事局 副長官</li> <li>- Mr. Shadybekov Kubanychbek 大統領府公務員・改革局 副局長</li> <li>- Mr. Fattahov Bahtiyarjan 地方自治体庁 長官</li> <li>オブザーバー:</li> <li>- Ms. Mavlyanova Ainura 国家人事局研修・国際協力部課長</li> <li>- Mr. Ismailov Sultan 国家人事局研修・国際協力部 主要専門家</li> <li>- 堀口剛輔 在キルギス共和国日本大使館 二等書記官</li> </ul>	
2	9月9日(木) 11:00-11:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 先方運営委員メンバーと新方式受入計画の合意</li> <li>運営委員会メンバー:</li> <li>- Mr. Arabaev Cholponkul 国家人事局 長官(共同議長)</li> <li>- Mr. Bolotbaev Asylbek 国家人事局 副長官</li> <li>- Mr. Isaev Asein 外務省 事務次官</li> <li>- Mr. Fattahov Bahtiyarjan 地方自治体庁 長官</li> <li>- 丸山 英朗 JICA キルギス共和国 所長</li> <li>オブザーバー:</li> <li>- Ms. Mavlyanova Ainura 国家人事局研修・国際協力部課長</li> <li>- Mr. Ismailov Sultan 国家人事局研修・国際協力部 主要専門家</li> <li>- 堀口剛輔 在キルギス共和国日本大使館 二等書記官</li> <li>- 今井 成寿 JICA キルギス共和国事務所 所員</li> </ul>	ミニッツ署名 @国家人事局

## 2. 想定される対象機関への訪問

	日時	面会者	備考
1	9月7日(火) 9:30-11:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CP1-2 対象機関 大統領府地方自治体局 (National Agency on Local Governance Affairs)</li> <li>- Mr. Fattahov Bakhtiyarjan Azizovich 長官</li> <li>- Ms. Mavlyanova Ainura 国家人事局研修・国際協力部 課長</li> </ul>	
	11:15-12:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CP1-3 対象機関 財務省(Ministry of Finance)</li> <li>- Ms. Shaidieva Dinara 財務省事務 次官</li> <li>- Ms. Nurmatova Jydyz 財務省人事局 局長</li> <li>- Ms. Mavlyanova Ainura 国家人事局研修・国際協力部 課長</li> </ul>	
	14:30-16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CP1-3 等対象機関 経済規制省 (Ministry of Economic Regulation)</li> <li>- Mr. Muranbetove Sanjar 経済規制省 副大臣</li> <li>- Ms. Mavlyanova Ainura 国家人事局研修・国際協力部 課長</li> </ul>	
2	9月8日(水) 9:30-11:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CP1-2 等対象機関 法務省(Ministry of Justice)</li> <li>- Ms.Mamydinova Chynara 法務省事務 次官</li> <li>- Mr. Denisov Roman 法務省国際部 部長</li> <li>- Ms.Mavlyanova Ainura 国家人事局研修・国際協力部 課長</li> </ul>	
	14:00-15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CP2-1-2 対象機関 環境関連省庁合同説明会</li> <li>- Mr. Chingojoev Abdymital 環境保護・森林庁事務 次官</li> <li>- Mr. Baetov Batyrkul エネルギー省事務次官</li> <li>- Ms. Bertalieva Aisel 水資源・灌漑整備国家委員会人事部 主要専門家</li> <li>- Ms. Mavlyanova Ainura 国家人事局研修・国際協力部 課長</li> </ul>	
	16:00-16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CP1-1 等対象機関 大統領府 (Presidential Administration)</li> <li>- Mr. Mukanmetov Miout 大統領府公務員・改革局 局長</li> <li>- Mr. Shadybekov Kubanychbek 大統領府公務員・改革局 副局長</li> <li>- Mr. Jusbaliev Azimkan 大統領府人事局 課長</li> <li>- Ms. Mavlyanova Ainura 国家人事局研修・国際協力部 課長</li> </ul>	

MINUTES OF DISCUSSIONS  
ON THE PREPARATORY SURVEY OF  
THE JAPANESE GRANT AID  
FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP  
TO THE KYRGYZ REPUBLIC

The Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") decided to conduct a Preparatory Survey on the Program of the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship under new system (hereinafter referred to as "the JDS program") to be applied to the Kyrgyz Republic, and entrusted the survey to the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA").

JICA dispatched a Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") headed by Hideaki MARUYAMA, Chief Representative, JICA Kyrgyz Republic office, to Bishkek from 6 to 9 September, 2010.

The Team held a series of discussions with the members of the Operating Committee of the Government of the Kyrgyz Republic, (hereinafter referred to as "O/C"). Both parties confirmed the framework of the JDS program under new system, and the related items attached hereto.

The Team will report the result of the discussions for further preparation of implementation of the JDS program to the Kyrgyz Republic to the GOJ.

Bishkek, September 9, 2010



---

Hideaki MARUYAMA  
Leader  
Preparatory Survey Team  
Japan International Cooperation Agency  
Japan



---

ARABAEV Cholponkul Isaevich  
Director  
State Personnel Service of the Kyrgyz Republic  
the Kyrgyz Republic

## **1. Framework of the JDS Program**

The framework of the JDS program under new system which is to be applied from fiscal year 2011 was explained by the Team and the following items were confirmed by the O/C.

### **1. Objective of the JDS Program**

The objective of the JDS program was confirmed as follows:

To support human resources development of recipient countries of Japanese grant aid, targeting promising and young governmental officials, who are expected to be leaders of the recipient countries, and to engage in formulating and implementing social and economic development policies in each recipient country. Participants of the JDS program shall contribute to expand and enhance the foundation for bilateral relations with Japan, having well-rounded knowledge of Japan.

Participants of the JDS program will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge to take an active role in practically solving problems concerning the social and economic development issues that their countries are facing.

### **2. JDS New System**

O/C confirmed and understood the major changes of the JDS program under the new system as described in "Major Changes in the JDS" (ANNEX-1)

### **3. Operating Guideline**

"The Operating Guideline of the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship under the New System" (ANNEX-2) was agreed as a principle frame work of the JDS program under new system.

### **4. Implementation of Preparatory Survey of the JDS Program**

The Team explained that JICA shall implement Preparatory Survey of the JDS program (hereinafter referred to as "the Survey") in accordance with the "Flowchart of Preparatory Survey of the JDS" (ANNEX-3). O/C agreed to the procedure which includes field survey.

The objectives of the Survey are:

- (1) to identify the target priority areas and the development issues to develop through the JDS program.
- (2) to identify the target organizations from which the candidates shall be nominated.
- (3) to identify accepting institutions/universities which can provide educational programs aimed at human resource development to solve the development issues in the target priority areas.
- (4) to identify the total number of scholarship fellows for the whole period of the program.
- (5) to plan a basic plan for each selected target priority areas as a program, which contains some development issues as components.

- (6) to select the scholarship fellows of the first batch.

## **5. Composition of the JDS Program**

O/C understood the composition of the JDS program as follows:

- (1) The JDS program will consist of sub-programs which correspond to and deal with the selected target priority areas.
- (2) The sub-program will consist of component which corresponds to and deals with the development issues under the target priority area.

## **6. Managing Organization**

O/C understood that the role of Managing Organization is to plan, implement, manage and monitor the JDS program for each development issue. The State Personnel Service is regarded as the Managing Organization for all development issues.

For survey of each development issue, the State Personnel Service shall inform to the ministries concerned with each development issue for having discussion with the faculties of accepting universities.

## **7. Target Organizations**

O/C understood that the candidates of the JDS program shall be selected from the target organizations related to the target priority area and development issue to be developed.

## **8. Selection of the Participants**

O/C understood that the selection of the participants shall be implemented in accordance with "Selection Flowchart of the JDS (ANNEX-4)".

## **II . Implementation of the JDS Program**

### **1. Maximum Number of JDS Participants**

The total number of JDS participants for the first batch in Japanese fiscal year 2011, is at fifteen (15) and this number would indicate the maximum number per batch for four batches.

### **2. Target Priority Area and Development Issue**

Based on the discussion held between the both parties, the target priority areas and development issues are identified as below.

#### **(1) Priority Area as Sub-Program I :**

Development of Infrastructure Basis for Economic Development

Development Issue as Component :

- (i) Public Administration
- (ii) Capacity Development for the Local Governments
- (iii) Human Resource Development for Market Economy

(2) Priority Area as Sub-Program 2 : Promotion of Regional Cooperation  
Development Issue as Component :

- (i) Common Issues among Central Asian Countries
  - (a) International Relations/ Peace Building
  - (b) Water and Energy Policy/ Environment Policy and Protection

### 3. The Target Organization

Based on the discussion held between the both parties, the target organizations were identified as follows;

(1) Development Issue as Component

1-(i) : Public Administration

- Target Organization: - President's Administration
- State Personnel Service
  - Ministry of Finance
  - Ministry of Transport and Communication
  - Ministry of Culture and Information
  - Ministry of Economic Regulations
  - Ministry of State Property
  - Ministry of Architecture and Construction
  - Ministry of Justice

(2) Development Issue as Component

1-(ii) : Capacity Development for the Local Governments

- Target Organization: - President's Administration
- State Personnel Service
  - National Agency on Local Self Government Affairs
  - Ministry of Agriculture
  - Ministry of Youth Affairs
  - Ministry of Economic Regulations
  - Local Governments
  - Ministry of Justice

(3) Development Issue as Component

1-(iii) : Human Resource Development for Market Economy

- Target Organization: - President's Administration
- State Personnel Service
  - Ministry of Finance
  - Ministry of Economic Regulation
  - Ministry of State Property
  - State Agency on Anti-monopoly Regulation

- State Tax Service
- State Customs Service
- State Financial Market Surveillance and Regulation Services

(4) Development Issue as Component

2-(i) : Common Issues among Central Asian Countries

2-(i)-(a) : International Relations/ Peace Building

Target Organization:- President's Administration

- State Personnel Service
- Ministry of Foreign Affairs
- Ministry of Justice

(5) Development Issue as Component

2-(i)-(b) : Water and Energy Policy/ Environment Policy and Protection

Target Organization:- President's Administration

- State Personnel Service
- Ministry of Agriculture
- Ministry of Natural Resources
- Ministry of Energy
- Ministry of Emergency
- Agency on Environment Protection and Forestry
- State Committee on Water Resource and Melioration

It was agreed that the target organizations shall be reviewed according to the results of recruitment/ selection and the reorganization of the government of Kyrgyz Republic after the election, and discussed and decided in the O/C.

**4. Accepting Universities and Supposed Numbers of JDS Participants per University**

Based on the discussion held between the both parties, it was agreed that the educational programs of following universities are suitable to the development issue in the Kyrgyz Republic.

(1) Development Issue as Component : **Public Administration**

University: International University of Japan ( 3 participants/year)

University: Doshisha University ( 2 participants/year)

(2) Development Issue as Component : **Capacity Development for the Local Governments**

University: Meiji University ( 2 participants/year)

(3) Development Issue as Component : **Human Resource Development for Market Economy**

University: Kobe University ( 2 participants/year)

University: Ritsumeikan Asia Pacific University ( 2 participants/year)

*H*

*B. R. R.*

(4) Development Issue as Component : **International Relations/ Peace Building**

University: Waseda University ( 2 participants/year)

(5) Development Issue as Component : **Water and Energy Policy/ Environment Policy and Protection**

University: Ritsumeikan Asia Pacific University ( 2 participants/year)

#### **5. Research Area of JDS Participants**

Those assumed development needs described above shall be notified as "research area" to JDS applicants in order to indicate the direction of study/ research of each JDS participant as well as to accepting universities in order to prevent the mismatching between accepting universities and JDS applicants.

#### **6. Basic Plan for Each component**

The Team explained a Basic Plan on each component, which includes the background, project objectives, summary of the activities of the project and other, will be prepared for mutual understanding of both parties during the Preparatory Survey.

The O/C confirmed necessary meeting arrangement will be taken for preparation of the Basic Plan. Outline of the Basic Plan is attached in ANNEX 5.

#### **7. Monitoring and Evaluation**

It was agreed that monitoring and evaluation of JDS graduates should be done actively by the Government of the Kyrgyz Republic.

-ANNEX-1: Major Changes in the JDS

-ANNEX-2: Operating Guideline of the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship under the New System

-ANNEX-3: Flowchart of the Preparatory Survey of JDS

-ANNEX-4: Selection Flowchart of JDS

-ANNEX-5: Outline of the Basic Plan

## Major changes in the JDS

ANNEX 1

	Item	Before	After	Notes
Project formation stage	1 Preliminary surveys, including field surveys	Not implemented	○	1) To be implemented once every four years. The program is planned to cover four batches of JDS participants. 2) To be conducted by JICA contracting with private consultants
	2 Alignment study between target organizations / target areas and Japan's bilateral cooperation programs	△	○	1) The target study areas and issues, and target organizations are decided through the preliminary survey in line with priority areas of Japan's bilateral cooperation programs for the country. 2) "Selection and concentration" on one to three target areas and about five to six development issues per target country. 3) JDS target areas shall be called "Sub-program", JDS target development issues
	3 Recruitment of candidates from the public through the media or the Internet	○	Generally not applicable	1) The target organizations will carry out the recruitment for administrative officials and so on. 2) Recruitment from the public by partner countries are possible.
	4 Managing organization for each JDS target issue(Component)	No set up	○	1) Managing organization shall be basically selected among target organizations for each target sector and to be the most related to the target issue(Component). A specific organization could be selected as a common Managing organization for all target issues. 2) Managing organizations play roles in distributing and collecting application documents to/from each target organizations, promoting application 3) Managing organizations also play roles discussing with host universities on Basic Plan, arranging seminars and other activities by host universities, evaluating JDS program in cooperation with Operating Committee and so on.
	5 Selection of candidates by host universities (examination of the application documents and technical interview)	○	○	1) The participation of the Operating Committee in the selection process will essentially remain unchanged. Final examination will be conducted by O/C. 2) The expertise of the host universities will be reflected in the planning of the Basic Plan covering four batches of JDS participants.
	6 Survey of the host universities (postgraduate courses) and confirmation of the programs provided	○	○	1) JICA is responsible for the survey. 2) Private consultants confirm the specific contents and method provided by host universities.
	7 Formulation of a strategic university allotment plan	△	○	1) JICA is responsible for the formulation. 2) The needs of the partner countries shall be more matched with the program provided by host universities. 3) JDS participants of the same target country and areas / issues will be accepted in the same host university.
Implementation stage	8 Conclusion of E/N, G/A, Contract with Agent	○	○	To be concluded each year as usual.
	9 Agent	○	○	JICA will recommend the private consultant which wins an open bid on the preliminary surveys.
	10 Cooperation period	No explicit agreement exists	4 batches (for 6 years)	1) Acceptance of the four batches planned for one cooperation period of 6 years. 2) The number of JDS participants for the four batches accepted in each host university/master courses will be fixed, along with the target countries and sectors. 3) At the request of partner countries, another preliminary survey may be conducted after the completion of the cooperation, for the purpose of evaluation and the examination of suitability and feasibility to implement further cooperation.
	11 Pre-departure language (English /Japanese) training	○	Not applicable	Pre-departure language training will be eliminated. If necessary, it will be conducted under the responsibility of the partner country's government.
	12 Japanese language training in Japan	○	△	1) Long-term Japanese language training will no longer be provided. 2) Instead, essential Japanese language training lasting about three weeks will be provided.
	13 Support for the JDS participants	○	○	As before, agents will carry out support for the JDS participants, such as application and matriculation, procedures, arrangements for returning to home country, confirmation of the research progress and daily life assistance.
	14 Special research-encouraging activities by host universities	△	○	Host universities will be able to implement special seminars in a partner country or special lectures by inviting people related to target issues from a partner country to Japan.
15 Responsibility for conducting follow-ups to JDS Ex-Participants	The government of the partner country	The government of the partner country	1) As before, utilization of JDS Ex-Participants will be managed by the government of the partner country. 2) There will be discussed the possibility that the Japanese side will support this initiative with a soft-type follow-up cooperation scheme and providing information through the website "JICA Global Network."	

A. A. N. F.

## **Operating Guidelines of the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship under the New System**

June 2009

Japan International Cooperation Agency (JICA)

These operating guidelines apply to the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship, which will be implemented through a new method from the Japanese fiscal year 2009.

### **PART 1 Basic Principles**

#### **1. Preface**

The purpose of the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship (hereinafter referred to as the "Japanese Development Scholarship" or the "JDS") Program is to support human resource development in countries that receive Japanese grant aid (hereinafter referred to as "recipient countries"), targeting highly capable, young government officials and others who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and to become leaders in their countries in the 21st century by means of accepting them in Japanese universities as JDS participants. Under the JDS Program, JDS participants shall contribute to an expanded and enhanced foundation for bilateral relations between their countries and Japan as persons having well-rounded knowledge of Japan.

JDS participants accepted by the program will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

Many of the issues of developing countries cannot be solved through the efforts of these countries alone, and thus responses amid a framework of international cooperation are vital. Furthermore, these responses cannot be separated from the actual development sites that are constantly trying to find solutions. This is why the JDS Program is expected to develop human resources that are capable of tackling development issues within the framework of international cooperation, including actual development sites.

These guidelines prescribe general guiding principles which are to be followed regarding the operation of the JDS Program as a whole. They are to be based on the Exchange of Notes (hereinafter referred to as the "E/N") concluded with the government of the recipient country when the Japanese government approves the implementation of grant aid (hereinafter referred to as the "Grant"). Also, they are to be based on the Grant Agreement (hereinafter referred to as the "G/A") concluded between the government of the recipient country when the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") provides funds.

## 2. Overview of the Grant

### (1) Basic Concept

- (a) JDS is designed to foster exceptional human resources capable of working to resolve various development challenges in the recipient country in the future by imparting advanced expertise to them through studying abroad at Japanese universities. The recruitment, selection, and dispatch of JDS participants shall be conducted based on mutual agreement of the concerned officials from the two countries.
- (b) JDS is to help strengthen the partnership between Japan and the recipient country in the future by graduating a wide range of participants who are knowledgeable of Japan and have a friendly attitude towards Japan.
- (c) Considering that JDS Participants need to finish their study in Japan as soon as possible so that they can participate in the work of formulating policy and perform other duties in key positions in the core of the government, the degree to be offered to JDS participants shall, in principle, be master's degrees which require usually two years of study at universities. The language of study shall, in principle, be English. This is based on the recognition that efforts to solve the development issues that developing countries face are undertaken under international cooperation frameworks and on the assumption that ex-JDS participants will be active on the international stage after their return to their home countries.
- (d) For the purpose of the JDS Program which is to support human resource development, targeting highly capable, young government officials and others who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and to become leaders in their countries in the

21st century, the fields of study are mainly limited to "Social Science" such as Law, Economics, Public Policy.

## **(2) JICA**

JICA will perform necessary operations for the implementation of the JDS Program pursuant to international agreement in accordance with the relevant laws and ordinances of Japan.

## **(3) Implementing Organization**

The government of the recipient country shall entrust its duties related to implementation of the JDS Program to an agent based on a contract agreement entered between the recipient country and the agent.

## **(4) The Consistency with the Framework of Japan's Country Assistance Program**

The priority fields of study shall be selected among the study fields which are regarded as highly effective to cooperate in implementing the JDS Program, in a point of view that the program shall be consistent with the framework of Japan's Country Assistance Program determined by the Ministry of Foreign Affairs of Japan.

## **(5) Japanese Accepting Universities**

JICA shall enquire Japanese universities; about educational programs suitable to the recipient countries' needs in each priority fields of study and select universities, which offer most suitable educational programs as prospective accepting universities. JICA shall consult with the recipient countries' governments on selecting the university for JDS participants among the prospective accepting universities above, and determine the accepting universities.

## **(6) Eligible Organizations**

Organizations which are eligible for the JDS program shall be determined in each priority fields of study unless determination of eligible organization is inappropriate due to country's government official system, in such a case as personnel rotation among organizations are commonly practiced. Several eligible organizations may be determined in each priority field of study.

## **(7) Managing Organizations**

The eligible organization whose mission is most closely related to the each priority field of study shall be designated as the Managing Organization. The Managing Organization shall mainly take part in consultation with accepting universities, and cooperate in drafting the basic plan of the field of study. Also, in principle, the Managing Organization shall promote submission and acceptance of application documents to/from the eligible organizations of the field of study.

### **(8) Preliminary Survey**

Prior to the implementation of the JDS Program in the recipient country, JICA shall conduct a preliminary survey. The preliminary survey shall be conducted once in the first year of every four year period to design the JDS Program for the period ( "A batch of" : JDS participants shall be accepted in each fiscal year of the four-year period constitutes one cycle of the JDS Program) and to select candidates of the first batch.

The major objectives of the preliminary survey shall be as follows:

- (a) To agree on priority fields of study for JDS participants
- (b) To Agree on accepting Japanese universities
- (c) To Agree on eligible organizations and managing organizations of each priority field of study
- (d) To prepare the basic plan of each priority field of study
- (e) To identify the number of potential candidates for the JDS Program; and,
- (f) To select the candidates for the first batch
- (g) To estimate overall costs of the first cycle, that is a period of four years, of the JDS Program
- (h) To agree on the procedures for application and matriculation of the JDS candidates

### **(9) The Agent**

After the conclusion of the E/N and G/A, JICA shall recommend the contractor of the preliminary survey as an agent (hereinafter referred to as "the Agent") to the recipient country.

The Agent, in accordance with a contract concluded with the government of the recipient country, shall perform the following duties toward smooth implementation of the JDS program:

- (a) To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates for the three batches following the first batch
- (b) To provide JDS candidates with information on study in Japan

K

A. Mas

- (c) To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for  
JDS Participants
- (d) To handle payment of tuition fees and scholarships
- (e) To provide orientation to JDS participants on both arrival and departure from  
Japan
- (f) To monitor JDS participants' progress
- (g) To organize an evaluation meeting upon graduation of JDS participants
- (h) To perform other duties necessary for JDS program implementation

### **(10) The Operating Committee**

An Operating Committee shall be set in each recipient country towards the smooth implementation of the JDS Program.

The Operating Committee (hereinafter referred to as "the Committee") shall consist of government officials from the recipient country (diplomatic authorities, authorities in charge of economic cooperation, education authorities, etc.) and the relevant Japanese officials of Embassy of Japan and JICA. In principle, a representative of the government of the recipient country shall serve as chairperson, and a representative of the Government of Japan shall serve as vice chairperson. However, it shall be possible for representatives of the two governments to serve as co-chairpersons based on an agreement between the two governments. The chairperson (representative of the government of the recipient country) shall chair and manage Committee meetings. A JICA representative shall serve as the head of the Committee's secretariat, and shall handle all administrative duties of the Committee, including calling Committee meetings and taking meeting minutes.

The major roles of the Committee are as follows:

- (a) To discuss the JDS Program design in the preliminary survey
- (b) To select JDS participants from the candidates
- (c) To encourage the recipient country in utilization of ex-JDS participants and following up them
- (d) To review other aspects related to the management and implementation of the JDS Program

### **(11) Number of JDS Participants**

The number of JDS participants of each batch shall be agreed by the both governments and stipulated in the contract between the recipient country and the Agent accordingly.

K

AROS

In principle, three to five participants shall be admitted in a graduate school for each fiscal year.

## (12) Scope of Expenses covered by the Grant

Expenses covered by the Grant shall be divided into the following two categories:

- (a) Expenses for the purchase of services necessary for implementing the JDS Program:

Expenses for recruitment and selection of the second and subsequent batches, expenses for orientations, expenses for monitoring, and others

- (b) Expenses necessary for the JDS participants and accepting universities in Japan:

Scholarships, allowances for travel to and from Japan, outfit allowances, accommodation allowances for rent, subsidiary allowances to purchase books, shipping allowances, traveling and seminar allowances, tuition fees, contract research expenses for university education, and others

## 3. Qualifications and Selection of JDS Participants

### (1) Qualifications and Requirements

- (a) Nationality: Applicants must be citizens of the recipient country
- (b) Age: In principle, JDS participants shall be between the ages of 22 and 34 (both inclusive) as of the first of April of the fiscal year of their arrival in Japan.
- (c) Exclusion of military personnel: Applicants must not be serving in the military.
- (d) Persons who have strong will to work for the development of recipient countries after their return home.
- (e) Persons have acquired a master's degree after studying abroad on a scholarship awarded by other foreign assistances are ineligible. Persons who are currently receiving or planning to receive another scholarship through other foreign assistance are ineligible as well.
- (f) JDS participants must be in good health, both mentally and physically.
- (g) Persons who have English proficiency that is fluent enough for studying in Japan.

## (2) Recruitment and Selection

### (a) Recruitment and selection policies

①The eligible organizations including the Managing Organization of each priority field of study shall invite applications for the JDS candidates from its own officials and submit its candidates to the Managing Organization . Recruitment from the public by the recipient country shall not be precluded if recruitment from the public is deemed to be reasonable.

②The Managing Organization of each priority field of study shall provide enough number of qualified candidates for JDS participants and under the guidance of the Committee, which is responsible for the selection of candidates.

③The selection of JDS participants shall be unequivocally based on each person's academic abilities. The participants shall be determined through an examination of the application documents and interviews.

### (b) System for Selection

①The Committee shall administer all parts of the selection process, from the system for selection to determination of participants.

②The Committee shall address the following issues:

- 1) Determination of specific method for selection of JDS participants (including selection policy and selection criteria)
- 2) Confirmation of the selection schedule
- 3) Implementation and management of selection tests
- 4) Determination of final candidates

③After the accepting universities' admission approval for the candidates, the Committee shall determine JDS participants.

## 4. Conditions for Study in Japan

### (1)Benefits

#### (a) Scholarships

The Agent shall pay allowances, such as scholarships and tuition, directly to JDS participants and accepting universities on behalf of the government of the recipient country in accordance with the contract signed with the recipient country. Each amount of the said allowances shall be specified separately.

K

A. R. S.

**(b) Term of Scholarship Payment, etc.**

In principle, the scholarship shall be provided for the JDS participant from his/her arrival date to the departure date after his/her acquisition of the scheduled degree within the initially scheduled period of study. In principle, the extension of the period of study shall not be accepted. The recipient country shall cancel payment of the scholarship and arrange the JDS participant's early return to the recipient country in any of the following cases:

- ① A false statement has been found in the JDS participant's application.
- ② The JDS participant violates any article of his/her pledge to the recipient country.
- ③ The JDS participant is subject to disciplinary action by the university or has no prospect of academic attainment within the initially scheduled period of study.

**(2) Obligation to report**

During the JDS participant's study period in Japan, the recipient country shall monitor JDS participants academic progress regularly with the assistance of the Agent, and report the results to JICA.

**(3) Follow up**

Because a key of the JDS Program is to create human networks and to encourage JDS participants to help the recipient country achieve development issues in economic and social development in their countries after their return home, the recipient country shall conduct surveys on the JDS participant's activities after their return and promote academic and cultural exchange with Japan.

Furthermore, the recipient country shall study ways of assigning JDS participants to the work that provides them with the opportunity to play important roles in the central government, etc., after their return home.

**PART 2 Contract with Agent and Verification****1. Recommendation of Agent**

In order to implement the JDS smoothly, following the conclusion of the G/A, JICA shall recommend the consultant that undertakes the preliminary survey to the recipient country as the Agent.

K

2.10.15

## 2. Contract Procedure

Pursuant to the provisions of the E/N and the G/A, the government of the recipient country shall enter into an agent contract with the Agent set forth in the preceding article. The Grant is ineligible unless JICA duly verifies the contract. The contract shall be made in duplicate and be submitted to JICA for its verification by the government of the recipient country through the Agent.

## 3. References for the G/A

The agent contract shall refer to the G/A in a manner that it reads as follows:

"JICA extends its grant to the Government of (name of the recipient country) on the basis of the Grant Agreement signed on (date) between the Government of (name of the recipient country) and JICA concerning the Project for Human Resource Development Scholarship"

## 4. References to the number of JDS participants

The agent contract shall refer to the number of JDS participants for each fiscal year of the four-year period, with said number serving as the upper limit.

## 5. Scope of Work

The agent contract shall clearly state all purchase of the services to be implemented by the Agent under the Grant.

In the event that a contract includes services which are not covered by the E/N and the G/A, such a contract shall not be verified by JICA.

## 6. Period of Execution

The agent contract shall clearly stipulate the contract period. That period shall not exceed the period of validity of the Grant as prescribed in the G/A.

## 7. Contract Price

The total amount of the contract price shall not exceed the amount of the Grant specified in the E/N and the G/A. The contract price shall be precisely and correctly stated in Japanese yen in the Contract using both words and figures. If there is a difference between the price in words and that in figures, the price in words is deemed correct.

## 8. Verification of Contracts

K

A. 2008

The agent contract shall clearly state that it shall be verified by JICA to be eligible for the Grant in accordance with the provisions of the E/N and the G/A.

### **9. Payment Procedure**

In accordance with the E/N and the G/A, the contract shall have a clause stating that "payment shall be made in Japanese yen through a Japanese bank under an Authorization to Pay (A/P) issued by the Recipient or its designated authority." Payment shall be made in accordance with the procedures of JICA.

Because the payment includes the JDS participants' living expenses in Japan, due care shall be taken to ensure that the payment is made on the designated date in a timely manner. Thus, the government of the recipient country must issue an Authorization to Pay without delay.

### **10. Responsibilities and Obligations of the Recipient Country**

The agent contract shall clearly state the responsibilities and obligations of the Recipient Country in accordance with the E/N and the G/A.

### **11. Amendments**

If the agent contract requires amendment, it shall be made in the form of an Amendment to the Contract, referring to the contract presently in force identified by its verification date and number.

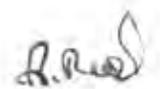
The Amendment to the Contract shall clearly state that:

- (1) all the clauses except that (those) which is (are) amended, remain unchanged.
- (2) the Amendment to the Contract shall be verified by JICA to be eligible for the Grant.

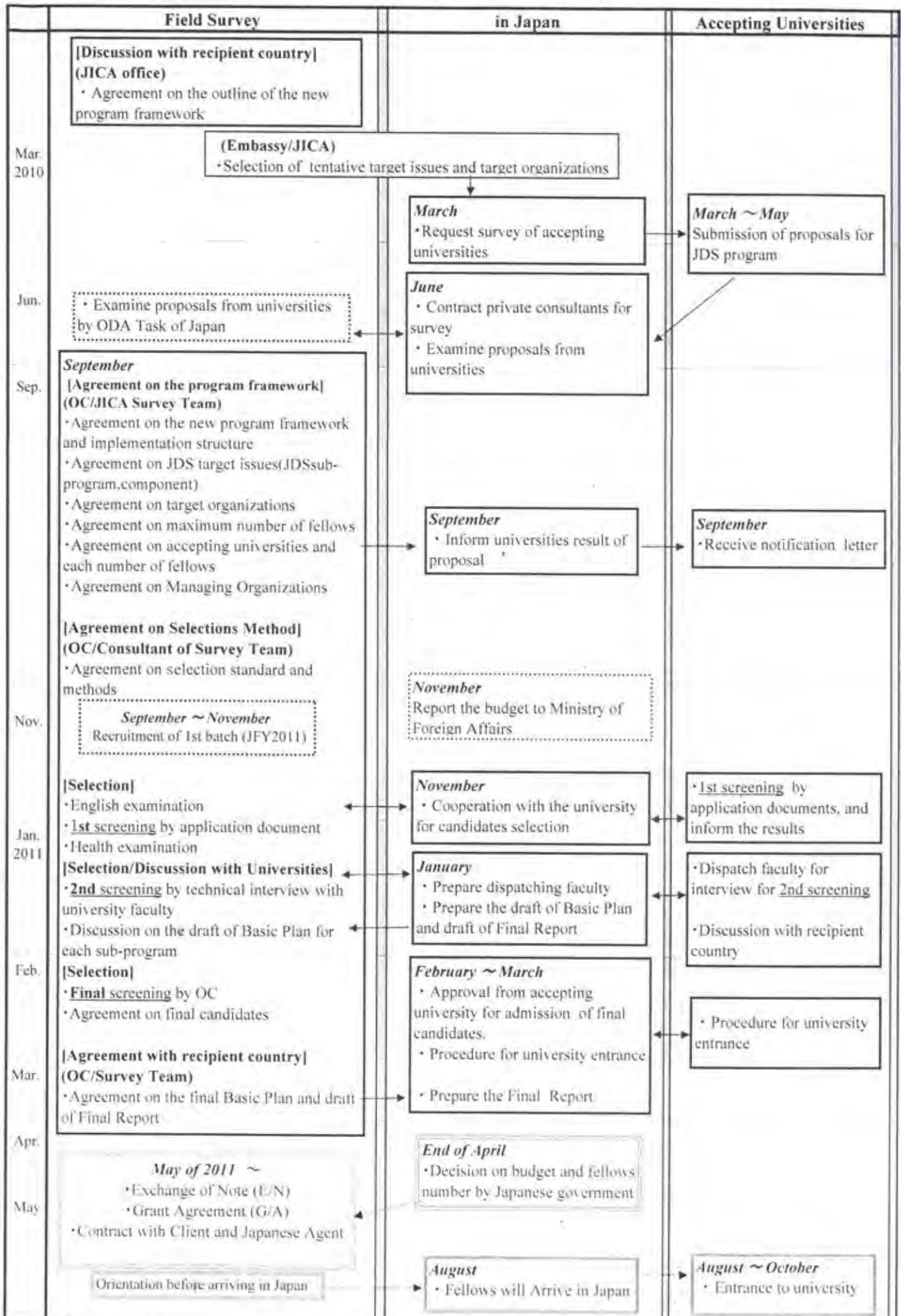
\*If application of the Guidelines is inconsistent with the laws and regulations of the Government of the recipient country, the Government of the recipient country is requested to consult with JICA.

END

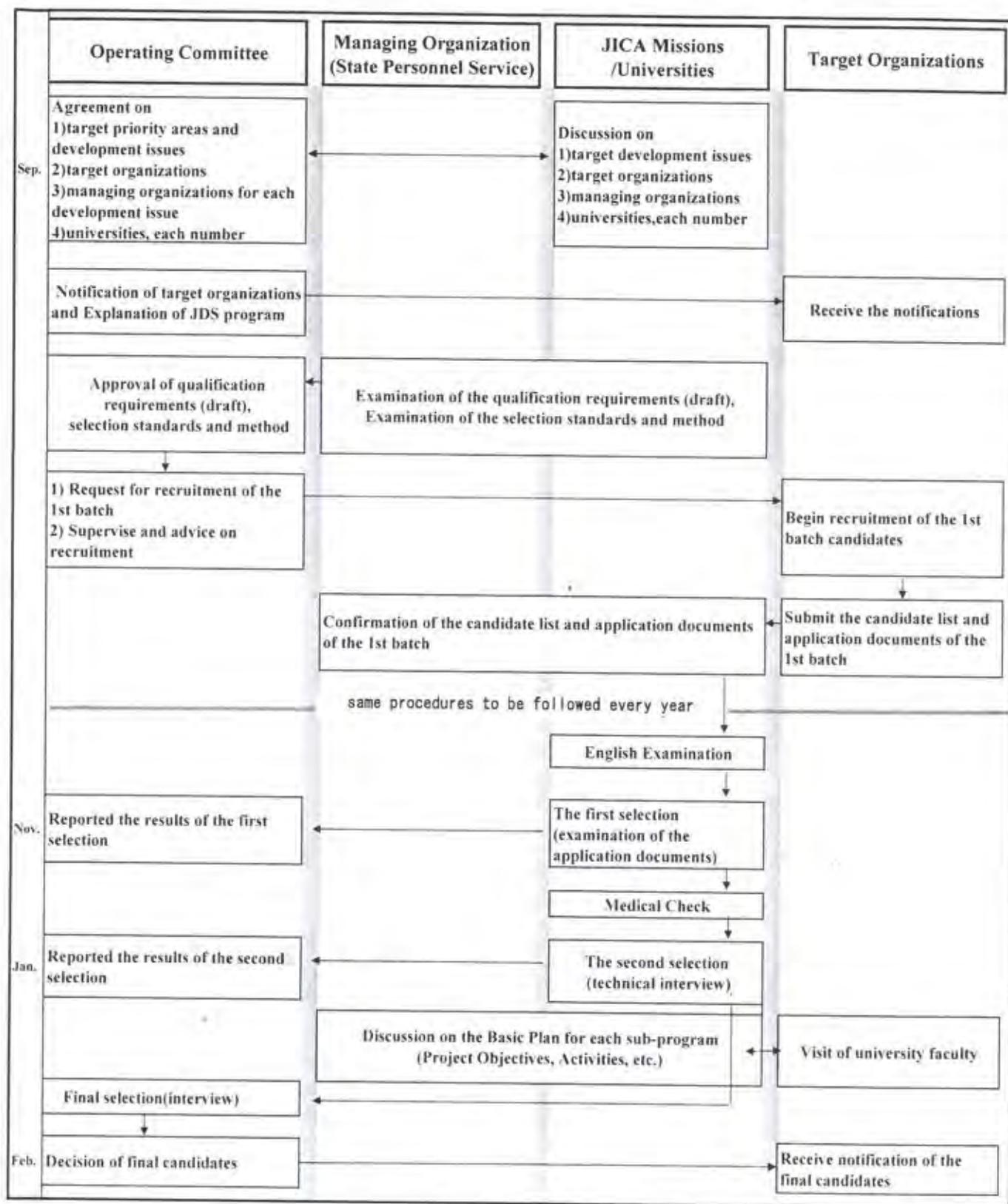
K



Flowchart of the Preparatory Survey for JDS (Kyrgyz)



## Selection Flowchart of JDS(Kyrgyz)



※ As the target issues/organizations of the four batches will be decided on during the planning survey, the target issues/organizations will not be basically discussed in the second and later years.

K

No. 9

Draft

**Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship (JDS)**  
**Basic Plan for the Target Priority Areas (Draft)**

**Basic Information of Target Priority Area**

Country :	The Republic of Kyrgyz
Target Priority Area (Sub-Program) :	Promotion of Regional Cooperation
Operating Committee :	【Government of the Kyrgyz Republic】State Personal Service (SPS), President Administration, Ministry of Foreign Affairs (MOFA) 【Japanese Government】Embassy of Japan (EOJ), JICA Kyrgyz Office (JICA)

**Itemized Table 2-1-1****1. Outline of the Sub-Program/Component****(1) Basic Information**

Target Priority Area (Sub-Program) :	2. Promotion of Regional Cooperation
Development Issue (Component) :	2-1. Common Issues for Regional Cooperation among Central Asian Countries (Promotion of Regional Cooperation in Action Plan of "Central Asia + Japan") 2-1-1. International Relations & Peace Building
Managing Organization :	State Personal Service (SPS)
Target Organizations (including the Organizations to be added) :	Parliament (Jogorku Kenesh), President Administration, MOFA

**(2) Background and Needs**

--

**(3) Japan's ODA Policy and Achievements (Including JDS project)**

--

## 2. Cooperation Framework

### (1) Project Objectives

The objective is to strengthen the government's administrative capabilities of the Kyrgyz Republic, through providing the opportunity to obtain the Master's degree to the young capable government employees who are expected to play leadership roles to contribute to the socio-economic development of the country. It also aims to build the human network, and eventually to strengthen the bilateral relationship between Japan and the Kyrgyz Republic.

### (2) Project Design

#### (1) Overall Goal

Institutional capacity in the target organizations will be improved in terms of policy making and institutional development in order to promote regional cooperation and integration of economy through the JDS returned participants who will be produced for the next 4 years.

#### (2) Project Purpose

Personnel in the target organizations shall acquire the knowledge of policy making and institutional development in order to promote regional cooperation and integration of economy.

### (3) Verifiable Indicators

- 1) Master's degree by JDS participants
- 2) JDS returned participants posted to the departments which have relevance to their research and the set JDS components (Development Issues)

### (4) Number of JDS Participants and Accepting University

Number of JDS participants:	Total of XX Participants in four years XX Participants per year
Accepting University:	XX University, GS of XX (Course)

### (5) Activities (Examples)

Targets	Learning Contents
1) Before departure to Japan	
2) During the stay in Japan	
3) After return to the Country	

**(6)-1 Inputs from the Japanese Side**

- 1) Expenses for special activities provided by the accepting university before, during and after studying in Japan (e.g. Preliminary instructions including local activities, Special Lectures and workshops, Follow-up activities after returning home)
- 2) Expenses for studying in Japan (travel expenses, scholarships during the stay in Japan, examination fees, tuition fees, etc.)
- 3) Expenses for supports during the stay in Japan (Monitoring, daily life support, etc.)

**(6)-2 Input Duration and the Number of JDS Participants**

1 batch----- X participants × 4 years = X participants

From the year 2011 (Until 2013) : X participants

From the year 2012 (Until 2014) : X participants

From the year 2013 (Until 2015) : X participants

From the year 2014 (Until 2016) : X participants

**(7) Inputs from the Kyrgyz Side**

- 1) Dispatch of JDS participants
- 2) Preparatory activities (brushing up the English proficiency of JDS participants before studying in Japan)
- 3) Follow-up activities (providing opportunities for JDS returned participants to disseminate the knowledge they acquired in Japan at their organizations or other target organizations)

**(8) Qualifications (Example)**

- 1) Nationality: Must be citizens of the Republic of the Kyrgyz
- 2) Age: Under and 38 years old as of April 1 in the year of dispatch
- 3) Occupation:
  - Civil servant with permanent status
  - Currently employed in the government with permanent status and has at least two (2) years work experience at the time of application
  - Not enlisted as military personnel
- 4) Academic Background: Should have a Bachelor's degree
- 5) Others:
  - Good command of English to study at graduate level
  - Has not been awarded with foreign scholarship for Master's degree by the government of Japan nor other donors

キルギス国 サブプログラム/コンポーネント毎の4ヵ年の受入人数

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	4バッチの受入人数(案)				
				第1バッチ	第2バッチ	第3バッチ	第4バッチ	計
1. 経済成長のための基盤整備	ガバナンス支援	国際大学大学院	国際関係学研究科	3	3	3	3	12
		同志社大学大学院	グローバル・スタディーズ研究科	2	2	2	2	8
	地方における行政機能の向上	明治大学専門職大学院	ガバナンス研究科	2	2	2	2	8
	市場経済化と経済発展のための制度づくり	神戸大学大学院	国際協力研究科	2	2	2	2	8
		立命館アジア太平洋大学大学院	経営管理研究科	2	2	2	2	8
2. 地域内協力の促進	中央アジア域内協力を資する課題 (国際関係・平和構築)	早稲田大学大学院	アジア太平洋研究科	2	2	2	2	8
	中央アジア域内協力を資する課題 (水・エネルギー政策/環境政策・環境保護)	立命館アジア太平洋大学大学院	アジア太平洋研究科	2	2	2	2	8
計				15	15	15	15	60

## 人材育成支援無償(JDS)事業 サブ・プログラム I 基本計画

### 1. サブ・プログラムの概要

#### (1) 基本情報

国名:	キルギス共和国
サブ・プログラム名 (JDS重点分野名):	経済成長のための基盤整備
運営委員会:	【キルギス共和国政府】国家人事局(SPS)、大統領室、外務省(MOFA)、地方自治体庁、財務省 【日本政府】 日本大使館、JICA キルギス共和国事務所

#### (2) 当該国の課題および本事業の位置付け

キルギス国において、経済の規模が小さいことが貧困削減、インフラ整備、国民生活向上にとり最大の経済的問題となっている。このような問題解決に資する人材育成を本事業で行なう。

#### (3) 本事業のサブ・プログラムの位置付け

国別援助実施計画では市場経済化による経済成長を通じたGDPの増加を当面の最優先課題としているが、「運輸インフラの整備」「農業発展」「地方振興」「市場経済化に資する人材育成に資する協力」を重点支援分野としている。

## 個表1-1

### 1. コンポーネントの概要

#### (1) 基本情報

サブ・プログラム名 (JDS重点分野名):	1. 経済成長のための基盤整備
コンポーネント名 (JDS開発課題名):	1-1. 公共政策
主管省庁 :	国家人事局 (SPS)
対象機関 (追加候補を含む):	大統領室、国家人事局、財務省、法務省、運輸通信省、文化・情報省、経済規制省、国家保有省、建築・建設国家庁

#### (2) 背景と必要性(当該国の開発政策における本事業の位置づけ)

キ国では14年間続いたアカーエフ政権が2005年3月に崩壊し、バキーエフ政権が誕生した。バキーエフ政権時代、2009年に採択された「国家発展戦略(2009年-2011年)」(CDS)では、開発分野の一つとして「国家運営の効率化(政治改革、経済規制緩和、国家統治改革、能力強化、司法改革)」を挙げ、2009年10月には大規模な省庁再編が行われ、行政機能が強化されるとともに国家公務員の人員が削減された。

しかしながら、バキーエフ政権も汚職と縁故主義により2010年4月の政変で崩壊し、オトゥンバエヴァ氏を首班とする政権が誕生した。効果的で透明性の高いガバナンス・システムを担保し行政システムの機能向上を可能とするためには、汚職対策を含めての組織面での改革に併せ、各公共政策分野での知識習得だけでなく、より実践的な問題分析・解決能力を有する行政官を育成することが重要となっている。また、不安定且つ脆弱なガバナンスがキ国の市場経済化、ひいては経済成長・貧困削減を阻害している現状において、本コンポーネントでの人材育成は行政システム全体の改善につながるものであり、一層の市場経済化のための条件整備を行うことにもなる。

例をあげれば、内陸国であるキ国にとっては、運輸インフラの整備は喫緊の課題であり、運輸インフラの整備により交通の要所、つまりは「物流のハブ」となることによる経済的発展が見込まれることから、道路行政の効率化や域内物流促進に関する制度整備等、運輸通信政策面の強化が必要である。また、貧困削減のための市場経済化路線を促進する財政政策を早急に整備する必要もある。

上述のとおり「公共政策」でのアプローチは多岐に亘るが、今後は、2010年4月の政変のきっかけにもなった腐敗や汚職の防止及び経済発展と貧困削減に、一層取り組んでいくことが期待されている。

#### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績(これまでのJDS留学生の成果含む)

上述のCDSを考慮して策定された我が国の対キルギス国別援助計画(平成21年4月)において、援助重点分野「経済成長のための基盤整備」の一つとして「市場経済化に資する人材育成」への支援を重点的に行うとしており、公共政策の企画・立案を担う人材育成を目指す本コンポーネントは、これに合致する。

JICAにおいては、特に運輸通信分野においては、「地方幹線道路網整備プログラム」や「運輸セクター技術能力向上プログラム」の2つのプログラムを実施している。同プログラムにおいて、ビシュケク・オシシュ道路改修(円借款)、ナリン州道路維持管理機材整備計画(無償)等を実施済みであり、現在もチュイ州中小橋梁架け替え計画(無償)、道路維持管理能力向上プロジェクト(技プロ)を実施中で、運輸インフラの整備に力点を置いた協力を推進している。

キ国におけるJDS事業は、2006年度に開始され、現在までに1~4期生合計72名の留学生を送り出しており、うち1~2期生の40名が既に帰国済みである(2010年10月現在)。このうち、本コンポーネントに関連する「公共政策分野」は事業開始から継続して設定され、これまでに29名の留学生を送り出し、そのうち7名が帰国済みである。留学生はこれまでに、公務員制度の機能強化、経済発展のための知的

財産権保護など様々なテーマで修士論文を書き上げ、帰国後それらを活用している。

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得(修士)を通じ、当該国の社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

### (2) 案件目標

① 上位目標
帰国留学生を通じて、効果的で透明性の高いガバナンスを担保し行政システムの機能向上に資する、各分野における政策立案・実施、制度構築に携わる関係行政機関の能力が向上する。
② プロジェクト目標:
対象機関において、国家運営の効率化及び行政機能の強化を踏まえた公共政策の策定に携わる人材の、効果的で透明性の高いガバナンスを担保し行政システムの機能向上に資する、各分野における政策の立案・実施、制度構築に関する能力が向上する。

### (3) 目標の指標

① 帰国留学生の修士号取得率
② 帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率(帰国後3年目)

### (4) 受入計画人数及び受入大学

受入大学	受入計画人数
1) 国際大学大学院 国際関係学研究科	3名/年、12名/4年
2) 同志社大学大学院 グローバル・スタディーズ研究科	2名/年、8名/4年

### (5) 活動

#### 1) 国際大学大学院 国際関係学研究科

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
公共政策立案についての情報収集を行い、研究に備える。	大学より課される特定課題について、入学前に必要な情報・データを準備しておく。
② 留学中	
公共政策立案に関する基礎知識を習得し理解を深める。	既存プログラムにおける基礎科目を受講し、政策及びグッドガバナンスに関する幅広い知識を身につける。
公共政策立案に関する課題分析能力と実践力を身につける。	・特別プログラムに参加し、政策・立案に関する実践的な知見を習得する。 ・公共経営に特化したコースワークと他プログラムで提供されるプログラムを履修し、理論の応用方法を身につける。 ・他国留学生とグループワークを行い、課題解決に資する実践力と応用力を身につける。
論文作成を通じ課題に対する解決策を考察する。	当該国の課題解決に資する論文テーマ選定及び作成に関し指導教員より助言を得つつ、論文を作成する。

③帰国後	
研究成果の活用	指導教員と定期的な情報交換を行い、大学側の助言を受ける。また、受入研究科は、帰国留学生が実際の業務における課題を解決できるよう、帰国留学生及び対象機関を対象としたセミナーを開催するとともに、教員と帰国生の共同研究も促進する。

## 2) 同志社大学大学院 グローバル・スタディーズ研究科

目標	内容・目標達成手段
①来日前	
公共政策立案についての情報収集を行い、研究に備える。	大学より課される特定課題について、入学前に必要な情報・データを準備しておく。
②留学中	
公共政策立案に関する基礎知識を習得し理解を深める。	既存プログラムにおける基礎科目を受講し、政策および開発とガバナンス、比較研究に関する幅広い知識を身につける。
公共政策立案に関する課題分析能力と実践力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムに参加し、移行経済国における政策・立案・ガバナンス問題に関する実践的な知見を習得する。</li> <li>・他国留学生とグループワークを行い、課題解決に資する実践力と応用力を身につける。</li> </ul>
論文作成を通じ課題に対する解決策を考察する。	当該国の課題解決に資する論文テーマ選定及び作成に関し指導教員より助言を得つつ、論文を作成する。
③帰国後	
研究成果の活用	指導教員と定期的な情報交換を行い、大学側の助言を受ける。また、受入研究科は、帰国留学生が実際の業務における課題を解決できるよう、帰国留学生及び対象機関を対象としたセミナーを開催する。

### (6)－1 日本側の投入

① 受入大学による事前・事後・留学中の特別プログラムの経費(現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等)
② 留学に係る経費(渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等)
③ 留学中の支援経費(モニタリング、各種生活支援等)

### (6)－2 投入期間・人数

1 バッチ 5名 ×4ヵ年 = 20名
2011年(～2013年修了):5名      2012年(～2014年修了):5名
2013年(～2015年修了):5名      2014年(～2016年修了):5名

### (7)相手側の投入

① 留学生の派遣
② 事前活動(派遣前留学生の英語力強化)
③ 事後活動(所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定)

### (8)資格要件

① 国籍:キルギス共和国国籍であること
② 年齢:38歳以下であること(当該来日年4月1日現在)
③ 職業:

- ・正規雇用の公務員であること
- ・当該来日年 4 月 1 日に 2 年以上の実務経験を有すること
- ・現に軍に奉職していないこと
- ④ 学歴: 学士号を有すること
- ⑤ その他:
  - ・大学院で修学するに足る英語力を有すること
  - ・過去に修士の学位取得を目的に、日本政府またはその他外国政府の奨学金を受給していないこと

# 人材育成支援無償(JDS)事業 サブ・プログラム I 基本計画

## 1. サブ・プログラムの概要

### (1) 基本情報

国名:	キルギス共和国
サブ・プログラム名 (JDS重点分野名):	経済成長のための基盤整備
運営委員会:	【キルギス共和国政府】国家人事局(SPS)、大統領室、外務省(MOFA)、地方自治体庁、財務省 【日本政府】 日本大使館、JICA キルギス共和国事務所

### (2) 当該国の課題および本事業の位置付け

キルギス国において、経済の規模が小さいことが貧困削減、インフラ整備、国民生活向上にとり最大の経済的問題となっている。このような問題解決に資する人材育成を本事業で行なう。

### (3) 本事業のサブ・プログラムの位置付け

国別援助実施計画では市場経済化による経済成長を通じた GDP の増加を当面の最優先課題としているが、「運輸インフラの整備」「農業発展」「地方振興」「市場経済化に資する人材育成に資する協力」を重点支援分野としている。

**個表1-2****1. コンポーネントの概要****(1) 基本情報**

サブ・プログラム名 (JDS重点分野名):	1.経済成長のための基盤整備
コンポーネント名 (JDS開発課題名):	1-2.地方における行政機能の向上
主管省庁 :	国家人事局 (SPS)
対象機関 (追加候補を含む):	大統領室、国家人事局、地方自治体庁、農業省、青少年省、経済規制省、法務省、地方自治体

**(2) 背景と必要性(当該国の開発政策における本事業の位置づけ)**

現在キ国では地方自治・地方分権への取り組みとして、地方行政単位の削減・効率化など、地方統治・地方自治にかかる様々な改革が行われており、地方行政の重要性が増している。その中で、いかに効率的且つ適切な政策を立案していくかは、キ国地方行政における重要な課題であり、同分野の行政官の政策立案能力の向上は急務であるといえる。また、キ国独立以降、工場・企業の倒産、集団農場の解体により地方経済・産業が停滞している現状において、地域経済・地域社会の活性化が急務となっており、地方開発に携わる中央政府の行政官及び地方行政官の人材育成を通じて、地方自治及び中央・地方行政改革の促進、地方行政の改善、地域開発を促進することが求められている。

地方行政における問題は山積しているが、特に GDP の 35% を占め地方の主要産業である農業分野は地域開発にとって重要であり、農民組織化、農法改善等農業分野の現状に即したシステム構築を担える人材の育成が求められている。

さらに、2010年4月の政変、6月の南部暴動では地方の若者の暴徒化が顕著であった。これら背景には、キルギスは若年層人口が多いという特徴があり、職業がなく、社会への参加機会のない若年層が増加していることが挙げられる。これら問題に対処するために、キ国政府は青少年省を創設したが、同省のキャパシティビルディングは喫緊の課題となっている。

当該コンポーネントで想定された課題については、「コンポーネント 1-1 公共政策」と重なる課題もあるものの、地方行政に特化した行政官の確実な育成を担保する観点から、同コンポーネントが設定された。なお、地方における問題は、地方のみで解決できる種類のものや中央からの梃入れが必要な種類のもの(例としては地方開発のための中央での法整備および立案政策を推進)とがあるため、地方の開発に深く関わる中央機関も育成対象とされた。

### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績(これまでの JDS 留学生の成果含む)

対キルギス国別援助計画において、農業発展/地方振興は重点分野の一つとみなされており、その開発支援の必要性が認識されている。

JICA においては、これまで「農業生産性向上プログラム」、「地方振興プログラム」を柱として、過去に実施された開発調査「インクリ地域総合開発計画」に基づき、コミュニティ活性化(一村一品)プロジェクト、共同森林管理実施能力向上プロジェクトやバイオガスプロジェクトを実施しているが、実施中のプロジェクトへの相乗効果および更なる政策面からのバックアップが JDS 事業において期待されている。

キ国における JDS 事業は、2006 年度に開始され、現在までに 1~4 期生合計 72 名の留学生を送り出しており、うち 1~2 期生の 40 名が既に帰国済みである(2010 年 10 月現在)。このうち、本コンポーネントに関連する「公共政策分野」及び「経済分野」は事業開始から継続して設定され、これまでに 7 名の地方行政官を送り出し、2010 年時点で 3 名の地方行政官が帰国済みである。これらの JDS 留学生は地方分権化、選挙制度向上、貧困削減など幅広いテーマで修士論文を完成させており、今後の活躍が期待される。

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得(修士)を通じ、当該国の社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

### (2) 案件目標

#### ① 上位目標

帰国留学生を通じて、地方における行政機能の向上、地域経済・社会の振興及び地方分権化のための政策立案・実施、制度構築に携わる関係行政機関の能力が向上する。

#### ② プロジェクト目標:

対象機関において、地方における行政機能の向上、地域経済・社会の振興及び地方分権化に携わる人材の、政策立案・実施、制度構築に関する能力が向上する。

### (3) 目標の指標

① 帰国留学生の修士号取得率

② 帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率(帰国後 3 年目)

### (4) 受入計画人数及び受入大学

受入大学	受入計画人数
明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科	2 名/年、8 名/4 年

### (5) 活動

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
地方行政一般についての情報収集を行い、研究に備える。	大学より課される特定課題について、入学前に必要な情報・データを準備しておく
② 留学中	
地方行政に関する基礎知識を習得し理解を深める。	既存プログラムにおける基礎科目を受講し、財政政策・投資促進等に関する幅広い知識を身につける。地方行政に関しては、地方行政官の視点から地域開発をみるだけでなく、地方に対する中央

	省庁のあり方を主体的・継続的に考察するという視点を強化していくことを想定。事例として特定の地方・地域・都市を取り上げることもあるが、計画立案の手法・実施上のマネージメント能力の形成を主目的として、今後の業務において応用可能なスキルを修得することが期待される。
地方行政に関する課題分析能力と実践力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別プログラムに参加し、地方行政に関する実践的な知見を習得する。</li> <li>・他国留学生とグループワークを行い、課題解決に資する実践力と応用力を身につける。</li> </ul>
論文作成を通じ課題に対する解決策を考察する。	当該国の課題解決に資する論文テーマ選定及び作成に関し指導教員より助言を得つつ、論文を作成する。
<b>③帰国後</b>	
研究成果の活用	留学生が帰国後にアクセスできるウェブサイトを運営し、日本の政治経済、公共政策、およびガバナンス研究の先端的成果などに関する情報提供サービスを行い、日本での研究成果を基に継続的に当該国の発展に寄与できるようにする。また現役留学生と帰国生、研究科教員や日本人学生・OB との間の情報交流の促進のためのシステムを運用する。

### (6)－1 日本側の投入

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 受入大学による事前・事後・留学中の特別プログラムの経費(現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等)</li> <li>② 留学に係る経費(渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等)</li> <li>③ 留学中の支援経費(モニタリング、各種生活支援等)</li> </ul>
---

### (6)－2 投入期間・人数

1 バッチ 2 名 × 4 年 = 8 名
2011 年(～2013 年修了): 2 名      2012 年(～2014 年修了): 2 名
2013 年(～2015 年修了): 2 名      2014 年(～2016 年修了): 2 名

### (7)相手側の投入

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 留学生の派遣</li> <li>② 事前活動(派遣前留学生の英語力強化)</li> <li>③ 事後活動(所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定)</li> </ul>
--

### (8)資格要件

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国籍:キルギス共和国国籍であること</li> <li>② 年齢:38 歳以下であること(当該来日年 4 月 1 日現在)</li> <li>③ 職業: <ul style="list-style-type: none"> <li>・正規雇用の公務員であること</li> <li>・当該来日年 4 月 1 日に 2 年以上の実務経験を有すること</li> <li>・現に軍に奉職していないこと</li> </ul> </li> <li>④ 学歴:学士号を有すること</li> <li>⑤ その他: <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院で修学するに足る英語力を有すること</li> <li>・過去に修士の学位取得を目的に、日本政府またはその他外国政府の奨学金を受給していないこと</li> </ul> </li> </ul>
--

# 人材育成支援無償(JDS)事業 サブ・プログラム I 基本計画

## 1. サブ・プログラムの概要

### (1) 基本情報

国名:	キルギス共和国
サブ・プログラム名 (JDS重点分野名):	経済成長のための基盤整備
運営委員会:	【キルギス共和国政府】国家人事局(SPS)、大統領室、外務省(MOFA)、地方自治体庁、財務省 【日本政府】 日本大使館、JICA キルギス共和国事務所

### (2) 当該国の課題および本事業の位置付け

キルギス国において、経済の規模が小さいことが貧困削減、インフラ整備、国民生活向上にとり最大の経済的問題となっている。このような問題解決に資する人材育成を本事業で行なう。

### (3) 本事業のサブ・プログラムの位置付け

国別援助実施計画では市場経済化による経済成長を通じたGDPの増加を当面の最優先課題としているが、「運輸インフラの整備」「農業発展」「地方振興」「市場経済化に資する人材育成に資する協力」を重点支援分野としている。

### 個表1-3

## 1. コンポーネントの概要

### (1) 基本情報

サブ・プログラム名 (JDS重点分野名):	1.経済成長のための基盤整備
コンポーネント名 (JDS開発課題名):	1-3.市場経済化と経済発展のための制度づくり
主管省庁:	国家人事局 (SPS)
対象機関 (追加候補を含む):	大統領室、国家人事局、財務省、経済規制省、国家財産省、独占規制庁、税務局、税関局、金融市場監督・規制局

### (2) 背景と必要性(当該国の開発政策における本事業の位置づけ)

1991年の独立以降、キ国は市場経済化路線を進め、貿易振興・外貨導入及び農業等の優先的な国内産業の育成を基本としつつ、自国通貨の発行、WTO加盟、民営化、土地の一部自由化など、いち早く市場経済移行改革に取り組んできた。しかしながら、特筆すべき資源や産業もなく、人口も約5百万人と少なく、かつ人口密度も希薄であり、生産や消費などの実体経済の悪さも手伝って経済は総じて脆弱のままである。加えて、汚職・腐敗が企業活動の活性化を妨げる原因ともなっている。本分野での人材育成について、我が国はこれまで、電力、水、農業等の各セクターの振興、経済団体強化、中小企業振興等をテーマとした研修員派遣や、日本センターによるセミナーの実施等により支援を行っているが、こうした支援とともにキ国の市場経済化促進と経済潜在性の強化のためには、キ国政府として現状を分析し、適切な政策立案・実施及び制度構築に結びつけることのできる行政官の人材育成が重要である。

また、安定的な経済運営の基盤となる産業の育成のためには、既存産業の成長促進のほか、海外との貿易拡大・投資誘致が必須であり、民間セクター振興を促進する行政のあり方(市場の整備や税制優遇、投資環境向上など、経済活動のバックアップを積極的に進める姿勢)について、適切な政策を企画・立案できる人材の育成が必須である。

### (3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績(これまでのJDS留学生の成果含む)

対キルギス国別援助計画(平成21年4月)では、援助重点分野である「経済成長のための基盤整備」の一つとして、「市場経済化に資する人材育成」が掲げられており、本コンポーネントはこれに合致する。JICAにおいても、地域財政および税務行政の分野で本邦研修(集団研修及び地域別研修)が実施され、過去3年間にキ国から10名程が参加している。加えて、「キ国日本人材開発センタープロジェクト」(フェーズII)では、民間に開かれた実践的なビジネスコースを現地で開講するとともに、2005年に6名が実地研修として来日している。

キ国におけるJDS事業は、2006年度に開始され、現在までに1~4期生合計72名の留学生を送り出しており、うち1~2期生の40名が既に帰国済みである(2010年10月現在)。このうち、同コンポーネントに関連する「経済分野」では、修学の方向性として「Ensuring Balanced and Stable Fiscal Management」「Promotion of Attractive Market and Active Industries」「Providing Sound and Fair Business Environment」の3つが掲げられ、事業開始から継続して同分野は設定された。同分野では、これまでに20名の留学生を送り出しており、そのうち5名が帰国済みである。

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得(修士)を通じ、当該国の社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

### (2) 案件目標

#### ① 上位目標

帰国留学生を通じて、市場経済化の促進、及びその政策立案に携わる関係行政機関の能力が向上する。

#### ② プロジェクト目標:

対象機関において、市場経済化の促進に携わる人材の、経済現状の分析や市場経済化促進に必要な貿易拡大・投資誘致、市場の整備や税制優遇、投資環境向上等に関する政策立案・実施、制度構築に関する能力が向上する。

### (3) 目標の指標

① 帰国留学生の修士号取得率

② 帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率(帰国後3年目)

### (4) 受入計画人数及び受入大学

受入大学	受入計画人数
1) 神戸大学大学院 国際協力研究科	2名/年、8名/4年
2) 立命館アジア太平洋大学大学院 経営管理研究科	2名/年、8名/4年

### (5) 活動

1) 神戸大学大学院 国際協力研究科

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
市場経済化に資する投資促進等についての情報収集を行い、研究に備える。	大学より課される特定課題について、入学前に必要な情報・データを準備しておく。
② 留学中	
市場経済化に資する投資促進等に関する基礎知識を習得し理解を深める。	既存プログラムにおける基礎科目を受講し、経済学の基礎(マクロ・ミクロ経済等)を学ぶとともに、市場経済メカニズムに関する幅広い知識を身につけ、自国の制度や役割についての理解を深める。
市場経済化に資する投資促進等に関する課題分析能力と実践力を身につける。	・特別プログラムに参加し、市場経済化に資する投資促進等に関する実践的な知見を習得する。 ・他国留学生とグループワークを行い、諸国の経験を比較検討することを通じ、課題解決に資する実践力と応用力を身につける。
論文作成を通じ課題に対する解決策を考察する。	当該国の課題解決に資する論文テーマ選定及び作成に関し指導教員より助言を得つつ、論文を作成する。
③ 帰国後	
研究成果の活用	指導教員と定期的な情報交換を行い、大学側の助言を受ける。また、受入研究科は、帰国留学生が実際の業務における課題を解

	決できるよう、帰国留学生及び対象機関を対象としたセミナーを開催する。 ・研究成果について、学術論文に掲載されるように促進する。
--	--

## 2) 立命館アジア太平洋大学大学院 経営管理研究科

目標	内容・目標達成手段
<b>①来日前</b>	
市場経済化に資する投資促進等についての情報収集を行い、研究に備える。	大学より課される特定課題について、入学前に必要な情報・データを準備しておく。
<b>②留学中</b>	
市場経済化に資する投資促進等に関する基礎知識を習得し理解を深める。	既存プログラムにおける基礎科目を受講し、市場経済化に資する投資促進等、また同研究科にて提供する貿易・投資政策に関する幅広い知識を身につける。
市場経済化に資する投資促進等に関する課題分析能力と実践力を身につける。	・特別プログラムに参加し、市場経済化に資する投資促進および投資実務、貿易実務・ロジティクスに関する実践的な知見を習得する。 ・他国留学生とグループワークを行い、課題解決に資する実践力と応用力を身につける。
論文作成を通じ課題に対する解決策を考察する。	当該国の課題解決に資する論文テーマ選定及び作成に関し指導教員より助言を得つつ、論文を作成する。
<b>③帰国後</b>	
研究成果の活用	指導教員と定期的な情報交換を行い、大学側の助言を受ける。また、受入研究科は、帰国留学生が実際の業務における課題を解決できるよう、帰国留学生及び対象機関を対象としたセミナーを開催する。

### (6)－1 日本側の投入

① 受入大学による事前・事後・留学中の特別プログラムの経費(現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等)
② 留学に係る経費(渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等)
③ 留学中の支援経費(モニタリング、各種生活支援等)

### (6)－2 投入期間・人数

1 バッチ 4 名 × 4 年 = 16 名	
2011 年(～2013 年修了): 4 名	2012 年(～2014 年修了): 4 名
2013 年(～2015 年修了): 4 名	2014 年(～2016 年修了): 4 名

### (7)相手側の投入

① 留学生の派遣
② 事前活動(派遣前留学生の英語力強化)
③ 事後活動(所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定)

### (8)資格要件

① 国籍:キルギス共和国国籍であること
② 年齢:38 歳以下であること(当該来日年 4 月 1 日現在)

③ 職業:

- ・正規雇用の公務員であること
- ・当該来日年4月1日に2年以上の実務経験を有すること
- ・現に軍に奉職していないこと

④ 学歴: 学士号を有すること

⑤ その他:

- ・大学院で修学するに足る英語力を有すること
- ・過去に修士の学位取得を目的に、日本政府またはその他外国政府の奨学金を受給していないこと

# 人材育成支援無償(JDS)事業 サブ・プログラムⅡ 基本計画

## 1. サブ・プログラムの概要

### (1) 基本情報

国名:	キルギス共和国
サブ・プログラム名 (JDS重点分野名):	地域内協力の促進
運営委員会:	【キルギス共和国政府】国家人事局(SPS)、大統領室、外務省(MOFA)、地方自治体庁、財務省 【日本政府】 日本大使館、JICA キルギス共和国事務所

### (2) 当該国の課題および本事業の位置付け

独立以降、キルギス国は全方位外交を展開しており、その中で、周囲の中央アジア諸国との関係のみならず、長い国境を共有する中国、軍事基地をキ国内に置くロシア及び米国といった大国との関係において最適なバランスを維持することに腐心している国際関係をいかに維持・発展させていくかは、同国の重要な国家課題となっており、それらへの支援として当事業が位置づけられる。

### (3) 本事業のサブ・プログラムの位置付け

我が国は「中央アジア+日本」対話の枠組みを通じて中央アジア域内協力の促進に取り組んでおり、2006年6月に作成した「中央アジア+日本」行動計画では、テロ・麻薬対策、対人地雷除去、貧困削減、保健医療、環境保護、防災、エネルギー／水、貿易・投資、輸送を「地域内協力の促進」の具体的な協力の柱として規定している。また、対キルギス国別援助計画(平成21年4月)では、「地域内協力の促進」を援助重点分野の一つに掲げている。

## 個表2-1-1

### 1. コンポーネントの概要

#### (1) 基本情報

サブ・プログラム名 (JDS重点分野名):	2.地域内協力の促進
コンポーネント名 (JDS開発課題名):	2-1.中央アジア地域協力を資する課題
サブ・コンポーネント名:	2-1-1. 国際関係・平和構築
主管省庁 :	国家人事局 (SPS)
対象機関 (追加候補を含む):	大統領室、国家人事局、外務省、法務省

#### (2) 背景と必要性(当該国の開発政策における本事業の位置づけ)

1991年の独立以降、キ国は全方位外交を展開しており、その中で、周囲の中央アジア諸国との関係のみならず、長い国境を共有する中国、軍事基地をキ国内に置くロシア及び米国といった大国との関係において最適なバランスを維持することに腐心している。また、キ国は数多くの地域国際機構に加盟し、ロシア・中国といった周辺大国、近隣諸国、ならびに欧米等諸国との連携を図っており(上海協力機構(SCO)、CIS、中央アジア地域経済協力(CAREC)等)、日本とも「中央アジア+日本」対話の枠組みを通じて地域内協力の促進に取り組んでいる。

このように、キ国は、周辺諸国及び国際機関との調和に配慮しつつ、国際関係において自国の利益を最大化するよう努力しており、国際関係をいかに維持・発展させていくかは同国の重要な国家課題となっている。

他方、キ国外務省及び国際交渉に当たる多くの官庁では国際法・国際経済の知識を備えた人材が不足している。また、地域内協力促進の観点からは、我が国が「中央アジア+日本」対話の枠内で域内の通関制度、密輸対策、テロ対策等の諸分野で地域内協力の促進を支援していく上でも、それらの各分野に精通した人材の育成が不可欠となっている。加えて、引き続き望ましい国際秩序を形成していく上で、日本との関係強化をはじめ、近隣諸国や友好国との信頼関係の構築・強化に資する人材の育成についても重点的に取り組んでいくことが適当である。

また、2010年6月には南部にて民族衝突が発生し、住宅や社会インフラが破壊されるとともに多大な犠牲者を出すことになり、南部では多くの国内避難民が発生したが、今後は人道支援のステージから復興のステージへと移行する過程で、民族融和・平和構築に資する人材の育成が急務である。

### (3)我が国及び JICA の援助方針とその実績(これまでのJDS留学生の成果含む)

対キルギス国別援助計画では、中央アジア及びキ国の地政学的重要性に鑑み、同国の安定は中央アジア及びアフガニスタンを含む近隣諸国の安定・発展に結びつき、ひいては国際社会全体の安全保障に資することが、援助の理念・意義として挙げられている。我が国としては「中央アジア+日本」対話の枠内での「地域内協力の促進」を支援することで、中央アジア地域の安定と繁栄に貢献することを目指しており、同コンポーネントに対する人材育成は我が国外交方針に合致する。

キ国における JDS 事業は、2006 年度に開始され、現在までに 1～4 期生合計 72 名の留学生を送り出しており、うち 1～2 期生の 40 名が既に帰国済みである(2010 年 10 月現在)。このうち、当該コンポーネントに関連する「国際関係」分野では、修学の方向性として「Making Steps forward to Global Peace and Stability」および「Building Up Closer Networks with Asian Countries」が掲げられ、事業開始から継続して同分野は設定された。同分野では、これまでに 13 名の留学生を送り出しており、そのうち 9 名が帰国済みである。なお、13 名中 4 名が、上記の修学の方向性に直接的に関与し、帰国後の貢献可能性が高い外務省の出身者である。

なお、JICA 研修事業では、「援助活用能力向上」コースで過去 4 年間に 1 名の外務省職員を日本に送り出しているが、国際関係分野での研修員・留学生の戦略的な送り出しは現在のところ JDS 事業のみとなっており、その意味でも同コンポーネントは重要である。

## 2. 協力の枠組み

### (1)事業の目的

本邦大学院での学位取得(修士)を通じ、当該国の社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

### (2)案件目標

① 上位目標
帰国留学生を通じて、地域内協力の促進、国際関係の維持・発展に携わる関係行政機関の能力が向上する。
② プロジェクト目標:
対象機関において、国際関係・国際交渉等に携わる人材の、地域内協力の促進、周辺諸国や大国・国際機関との関係の維持・発展に必要な能力が向上する。

### (3)目標の指標

① 帰国留学生の修士号取得率
② 帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率(帰国後 3 年目)

### (4)受入計画人数及び受入大学

受入大学	受入計画人数
早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科	2 名/年、8 名/4 年

### (5)活動

目標	内容・目標達成手段
①来日前	
中央アジア地域(特にキ国)の国際関係・平和構築に関する政策等についての情報収集を行い、研究に備える。	学生が大学より課される特定課題について、入学前に必要な情報・データを準備しておく。

<b>②留学中</b>	
対外政策一般に関する基礎知識を習得し理解を深める。	既存プログラムにおける「地域研究」「国際関係」「国際協力・情報通信政策」を受講し、国際関係分野にかかる基礎的な知識かつ幅広い知識を身につける。
対外政策に関する課題分析能力と実践力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他国留学生とグループワークを行い、課題解決に資する実践力と応用力を身につける。</li> <li>・ アジア太平洋地域を多様な角度から観察・分析できることのできる専門性を習得する。</li> <li>・ 政府からの代表として近隣諸国や友好国との信頼関係の構築・強化に資する「制度」等の形成に向けて、修学内容を自らまたは所属先ともに確認していく。</li> </ul>
論文作成を通じ課題に対する解決策を学ぶ。	当該国の課題解決に資する論文テーマ選定及び作成に関し指導教員より助言を得つつ、論文を作成する。
<b>③帰国後</b>	
研究成果の活用	指導教員と定期的な情報交換を行い、大学側の助言を受ける。また、受入研究科は、帰国留学生の連絡体制を設け、人的ネットワークを構築する。

#### (6)－1 日本側の投入

① 留学に係る経費(渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等)
② 留学中の支援経費(モニタリング、各種生活支援等)

#### (6)－2 投入期間・人数

1 バッチ 2 名 × 4 年 = 8 名
2011 年(～2013 年修了): 2 名      2012 年(～2014 年修了): 2 名
2013 年(～2015 年修了): 2 名      2014 年(～2016 年修了): 2 名

#### (7)相手側の投入

① 留学生の派遣
② 事前活動(派遣前留学生の英語力強化)
③ 事後活動(所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定)

#### (8)資格要件

① 国籍:キルギス共和国国籍であること
② 年齢:38 歳以下であること(当該来日年 4 月 1 日現在)
③ 職業:
・ 正規雇用の公務員であること
・ 当該来日年 4 月 1 日に 2 年以上の実務経験を有すること
・ 現に軍に奉職していないこと
④ 学歴:学士号を有すること
⑤ その他:
・ 大学院で修学するに足る英語力を有すること
・ 過去に修士の学位取得を目的に、日本政府またはその他外国政府の奨学金を受給していないこと

# 人材育成支援無償(JDS)事業 サブ・プログラムⅡ 基本計画

## 1. サブ・プログラムの概要

### (1) 基本情報

国名:	キルギス共和国
サブ・プログラム名 (JDS重点分野名):	地域内協力の促進
運営委員会:	【キルギス共和国政府】国家人事局(SPS)、大統領室、外務省(MOFA)、地方自治体庁、財務省 【日本政府】 日本大使館、JICA キルギス共和国事務所

### (2) 当該国の課題および本事業の位置付け

独立以降、キルギス国は全方位外交を展開しており、その中で、周囲の中央アジア諸国との関係のみならず、長い国境を共有する中国、軍事基地をキ国内に置くロシア及び米国といった大国との関係において最適なバランスを維持することに腐心している国際関係をいかに維持・発展させていくかは、同国の重要な国家課題となっており、それらへの支援として当事業が位置づけられる。

### (3) 本事業のサブ・プログラムの位置付け

我が国は「中央アジア+日本」対話の枠組みを通じて中央アジア域内協力の促進に取り組んでおり、2006年6月に作成した「中央アジア+日本」行動計画では、テロ・麻薬対策、対人地雷除去、貧困削減、保健医療、環境保護、防災、エネルギー／水、貿易・投資、輸送を「地域内協力の促進」の具体的な協力の柱として規定している。また、対キルギス国別援助計画(平成21年4月)では、「地域内協力の促進」を援助重点分野の一つに掲げている。

**個表 2-1-2**

**1. コンポーネントの概要**

**(1) 基本情報**

サブ・プログラム名 (JDS重点分野名):	2.地域内協力の促進
コンポーネント名 (JDS開発課題名):	2-1.中央アジア地域協力に資する課題
サブ・コンポーネント名:	2-1-2. 水・エネルギー政策／環境政策・環境保護
主管省庁 :	国家人事局 (SPS)
対象機関 (追加候補を含む):	大統領室、国家人事局、農業省、天然資源省、エネルギー省、非常事態省、環境保護・林野庁、水資源・灌漑整備国家委員会

**(2) 背景と必要性(当該国の開発政策における本事業の位置づけ)**

キ国は、中央アジアにおいて上流国にあたり、水資源が豊富である。旧ソ連時代には、同国は下流国(ウズキスタン、カザフスタン)に水を提供する代わりに、石炭等の燃料や電力を安価に下流国から購入する分業体制が確立されていた。しかしながら、ソ連の崩壊に伴い、地域協力の枠組みが崩れ、水・エネルギー問題は、今や近隣国との紛争の種になっており、解決の目処は立っていない。

これらの問題はキ国一国のみで解決できる問題ではなく、利害関係を有する二国間での解決もまた困難な状況である。問題解決のためには、国際機関や各ドナーによる調整が不可欠であり、我が国も「中央アジア+日本」対話の枠組みにおいて、同分野における地域内協力の促進を重点課題であるとしている。

さらに、世界的に環境への関心や環境行政の重要性が高まる中、キ国においては、廃棄物対策・森林保全・水質保全等の環境政策は専門的知識を備えた人材の不足及び行政の財政不足等により立ち遅れている。当該分野において、JICAによる「水環境モニタリング」プロジェクトや国際機関を通じての国内ウラン採掘跡地の災害危険除去等の協力が実施されたが、各種機関の機材等の老朽化や研究者の高齢化だけでなく環境行政に携わる組織・制度自体が脆弱であるために、キ国がオーナーシップを発揮して国内・地域の環境保全に取り組むというまでには至っていない。

環境問題への対策は一国のみならず地域的に取り組むことが重要な分野であるが、長期的な視点を必要とするために喫緊の経済・社会開発問題に追われる途上国にとっては優先順位が低くなりがちな分野である。従って、まずは持続可能な経済・社会開発を担保する環境行政の重要性を理解し、キ国における環境政策を立案できる行政官を育成することが必要である。

また、エネルギー分野では前政権により不透明な電力政策がとられ、新政権による透明的且つ効率的な政策の立案・実施が不可欠となっている。また、化学物質による汚染・下水道設備の不足など、環境管理上の課題も山積しているが、法的な基盤・規制が整備されていないところ、これらの課題に対応していく上で、「制度」と「キャパシティ」の構築が喫緊の課題である。

**(3) 我が国及び JICA の援助方針とその実績(これまでのJDS留学生の成果含む)**

対キルギス国別援助計画における「中央アジア+日本」対話行動計画の中で、主要な協力の柱である地域内協力の具体的分野として環境保護が挙げられており、本コンポーネントに対する人材育成は我が国援助方針に合致する。また、我が国をはじめドナーが重視しているキ国 CDS においても、「環境持続性」を重点分野として設定しており、同項目にも合致する。JICA においても、中央アジア域内において利害関係を有するシルダリア流域の適正な水資源管理・運用のための案件「水資源統合管理計画調査」を準備中である。

キ国における JDS 事業は、2006 年度に開始され、現在までに 1~4 期生合計 72 名の留学生を送り出

しており、うち1～2期生の40名が既に帰国済みである(2010年10月現在)。このうち、本コンポーネントに関連する「環境政策分野」では、「環境管理システムの構築」を目指した修学の方向性として「Establishing Environmental Management System」が掲げられ、事業開始から3年間同分野は設定された。同分野では、関係省庁から3名の留学生を送り出しており、うち1名が2010年8月に帰国した。

## 2. 協力の枠組み

### (1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得(修士)を通じ、当該国の社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

### (2) 案件目標

① 上位目標
帰国留学生を通じて、水・エネルギー政策や環境政策・環境保護、及びその政策立案に携わる関係行政機関の能力が向上する。
② プロジェクト目標:
対象機関において、水・エネルギー政策や環境政策・環境保護に携わる人材の、廃棄物対策、森林保全、水質保全、適切な水・エネルギーの維持・確保に必要な政策立案・制度構築に関する能力が向上する。

### (3) 目標の指標

① 帰国留学生の修士号取得率
② 帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務率(帰国後3年目)

### (4) 受入計画人数及び受入大学

受入大学	受入計画人数
立命館アジア太平洋大学大学院 アジア太平洋研究科	2名/年、8名/4年

### (5) 活動

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
水・電力/天然資源/環境政策等についての情報収集を行い、研究に備える。	大学より課される特定課題について、入学前に必要な情報・データを準備しておく。
② 留学中	
水・電力/天然資源/環境科学技術一般に関する基礎知識を習得し理解を深める。	既存プログラムにおける基礎科目を受講し、立案・政策にかかる基礎的な知識を習得しつつ、水・電力/天然資源/環境科学技術一般等に関する幅広い知識を身につける。
水・電力/天然資源/環境政策等に関する課題分析能力と実践力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別プログラムに参加し、環境問題等に関する実践的な知見を習得する。</li> <li>・ 他国留学生とグループワークを行い、課題解決に資する実践力と応用力を身につける。</li> <li>・ 政府として組織的に環境管理を進めていくための「制度」と「キャパシティ」の形成に向けて、修学内容・姿勢を確認していく。</li> </ul>
論文作成を通じ課題に対する解決	当該国の課題解決に資する論文テーマ選定及び作成に関し指導

策を考察する。	教員より助言を得つつ、論文を作成する(修士論文が望ましい)。また、学会等で論文発表を行う能力を高める。
③帰国後	
研究成果の活用	指導教員と定期的な情報交換を行い、大学側の助言を受ける。また、受入研究科は、帰国留学生が実際の業務における課題を解決できるよう、帰国留学生及び対象機関を対象としたセミナーを開催する。

### (6)－1 日本側の投入

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 受入大学による事前・事後・留学中の特別プログラムの経費(現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等)</li> <li>② 留学に係る経費(渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等)</li> <li>③ 留学中の支援経費(モニタリング、各種生活支援等)</li> </ul> |
|---|

### (6)－2 投入期間・人数

1 バッチ 2 名 ×4 年 = 8 名
2011 年(～2013 年修了):2 名      2012 年(～2014 年修了):2 名
2013 年(～2015 年修了):2 名      2014 年(～2016 年修了):2 名

### (7)相手側の投入

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 留学生の派遣</li> <li>② 事前活動(派遣前留学生の英語力強化)</li> <li>③ 事後活動(所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定)</li> </ul> |
|--|

### (8)資格要件

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国籍:キルギス共和国国籍であること</li> <li>② 年齢:38 歳以下であること(当該来日年 4 月 1 日現在)</li> <li>③ 職業: <ul style="list-style-type: none"> <li>・正規雇用の公務員であること</li> <li>・当該来日年 4 月 1 日に 2 年以上の実務経験を有すること</li> <li>・現に軍に奉職していないこと</li> </ul> </li> <li>④ 学歴:学士号を有すること</li> <li>⑤ その他: <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院で修学するに足る英語力を有すること</li> <li>・過去に修士の学位取得を目的に、日本政府またはその他外国政府の奨学金を受給していないこと</li> </ul> </li> </ul> |
|--|

7. 対象機関の役割・課題、JDSに期待するテーマ、職員数～Summary of Target Organizations (1-1. Public Administration )

[Components]

1-1. Public Administration

1-2. Capacity Development for Local Governments

1-3. Institutional Building for a Transition to a Market Economy and Economic Development

2-1-1. International Relations/ Peace Building

2-1-2. Water and Energy Policy/ Environment Policy and Protection

No.	Components	Organization	No. of Valid applications 2010	Basic Information of Staff			Role of Organization (as of October 2010)	Development Issues and the Internal Policies /Strategies to Tackle those Issues	Affiliated Agencies	Monitoring / Supporting system for scholars during study
				No. of Permanent Staff	Ratio of Staff (20-39 Years Old)	Staff with English Skills				
1	All	President Administration	2	N/A		N/A	Implementation of President's policy, performs the functions of Government Office and Parliament (temporarily until they will have been formed).		N/A	
2		State Personnel Service	1	N/A		N/A	Implementation of state policy in the field of civil service at state organs of public administration of KR.		1. North territorial representatives 2. Central territorial representatives 3. South territorial representatives	
3	1-1	State Agency of Architecture and Construction	-	N/A		N/A	Implementation of state policy and realization of regulative and supervisory responsibilities in the field of architecture, town building, engineering researches, technical and transport infrastructure, manufacture of building materials, products and designs		N/A	
4		Ministry of Transport and Communication	1	85	49	basic level - 10	Implementation of state policy and realization of governance in the field of automobile, railway, electric, air and water transport, automobile ways and railways, communication and information, radio and television broadcasting.	1. Road sector: supporting infrastructure and development of regional road, building and reconstruction of highway connecting oblasts and regions 2. Transport sector: improvement of passenger transportation for providing social-economics connection of regions 3. Development of digital broadcasting, access of citizens to internet technologies and other information services 4. Creation of industrial park for social-economic development of the country	N/A	Providing fellows with necessary materials and information for research and preparation of thesis during study
5		Ministry of Culture and Information	1	18,055			N/A	Implementation of united state policy in the field of culture, art and literature art by coordination of theatrical, musical, choreographic, graphic etc activities, library and museum affairs, reservation, restoration of monuments of culture history, archaeology, architecture, funding, training, informational, legal consultative and other activities.	N/A	
6	1-1 / 1-2 / 1-3	Ministry of Economic Regulations	1	189	127	basic level -70% graduate level - 21%	Implementation of integrated state tax, custom, license and tariff policy, integrated state policy in the filed of foreign and domestic trade / implementation of economic regulation on base of on-line analyses and prediction of social-economy development of KR / implementation of integrated public policy in the field of technical regulation, metrology, manufacturing and in the field of tourism	1. Stimulation of business industry development for assistance to the development of economic growth in part of reducing technical barriers to entrepreneurship and trade 2.Capacity building in the field of economic administration, attracting investments	N/A	Employees will have no right to transfer to another job within 2 years
7	1-1 / 1-3	Ministry of Finance	3	1,022	59%	basic level - 60% graduate level - 10-15%	Implementation of state policy and realization of management in budget and financial spheres.	Effective formation, realization and monitoring of KR financial processes	1. Central Board of Treasury 2. State Fund for Economic Development 3. Agency on Deposit Protection 4. Department on Precious Metals	Keeping Fellow's position during studying abroad
8		Ministry of State Property	1	105	56.2%	basic level - 19 graduate level - 4	Provision of effective utilizing, management and privatization of state property / provision of effectiveness increasing of carrying out procedures of bankruptcy process / development of institute of evaluation activities.	Transition to private property, with the aim of developing national economy	1. Department of Property Relations 2. Department of Bankruptcy Affairs 3. Territorial Representatives	No monitoring system. Regarding the supporting system, one fellow who finished his study requested the ministry to pay for his summer holiday, and paid for two months vacation compensation
9	1-1 / 1-2 / 2-1-1	Ministry of Justice	-	331	203	basic level - 26	Realization of public policy in the field of normative legal regulation, advocacy, notarial activities.	N/A	1. Central Lien Registration Office 2. State Center for Legal Expertise 3. Departments of Justice in Regions.	N/A

7. 対象機関の役割・課題、JDSに期待するテーマ、職員数～Summary of Target Organizations (1-2. Capacity Development for Local Governments)

[Components]

1-1. Public Administration

1-2. Capacity Development for Local Governments

1-3. Institutional Building for a Transition to a Market Economy and Economic Development

2-1-1. International Relations/ Peace Building

2-1-2. Water and Energy Policy/ Environment Policy and Protection

\*16 out of 20 candidates applied from the regions or Bishkek City Administration.

No.	Components	Organization	No. of Valid applications 2010*	Basic Information of Staff			Role of Organization (as of October 2010)	Development Issues and the Internal Policies /Strategies to Tackle those Issues	Affiliated Agencies	Monitoring / Supporting system for scholars during study
				No. of Permanent Staff	Ratio of Staff (20-39 Years Old)	Staff with English Skills				
1	All	President Administration	1	N/A		N/A	Implementation of President's policy, performs the functions of Government Office and Parliament (temporarily until they will have been formed).	N/A		
2		State Personnel Service	-	N/A		N/A	Implementation of state policy in the field of civil service at state organs of public administration of KR.	1. North territorial representatives 2. Central territorial representatives 3. South territorial representatives		
3	1-1 / 1-2 / 1-3	Ministry of Economic Regulations	-	189	127	basic level -70% graduate level - 21%	Implementation of integrated state tax, custom, license and tariff policy, integrated state policy in the field of foreign and domestic trade / implementation of economic regulation on base of on-line analyses and prediction of social-economy development of KR / implementation of integrated public policy in the field of technical regulation, metrology, manufacturing and in the field of tourism	1. Stimulation of business industry development for assistance to the development of economic growth in part of reducing technical barriers to entrepreneurship and trade 2.Capacity building in the field of economic administration, attracting investments	N/A	Employees will have no right to transfer to another job within 2 years.
4	1-1 / 1-2 / 2-1-1	Ministry of Justice	-	331	203	basic level - 26	Realization of public policy in the field of normative legal regulation, advocacy, notarial activities.	N/A	1. Central Lien Registration Office 2. State Center for Legal Expertise 3. Departments of Justice in Regions.	N/A
5	1-2	Ministry of Youth Affairs	2	68	95%	basic level - 65 graduate level - 35	Implementation of public youth policy through making social-economic, legal and other conditions for protection of youth interest.	1. Development of educational infrastructure for the youth and realization of youth initiatives; 2. Realization of programs on spirit-moral training, intellectual, creative youth development, etc. 3. Assistance to employment and job placement of the youth 4. Attraction of investments and grants for financial support of programs & projects 5. Implementation of state order for realization of the youth policy 6. Development of international cooperation in the field of public youth policy with MOFA by legislation of KR 7. Monitoring, evaluation and prediction of public youth policy realization 8. Development and realization of normative law acts projects in the field of public youth policy 9. Provision of cooperation and coordination with local governments, NGOs, and others, etc.	N/A	Monitors & evaluates progress of Fellows in order to provide support and advice if necessary.
6		National Agency on Local Self Governance Affairs	-	40	40%	graduate level - 5%	Implementation of public policy in the field of democratization of public administration by creating necessary conditions for developing local governance, working out system of interaction and differentiation of functions between state governance and local governance, improvement of legal base of local governance, strengthening it's financial and resource base, and also working out public policy on providing citizens with drinking water and creating conditions for social-economics development of local communities of KR.	1. Capacity building and its effective interaction with local governance bodies regarding organizing its activities 2. Reforming organizational management of National Agency with the aim of quality enhancement in administration and improvement its effectiveness	1. Territorial Representatives 2. Regional Administrations 3. Village Councils	N/A
7	1-2 / 2-1-1	Ministry of Agriculture	1	N/A		N/A	Development of state policy in the field of agriculture, including agrarian reform, cattle breeding, veterinary science, fishery, beekeeping, plant growing, quarantine of plants, fertility of soils, effective utilization of lands for agricultural purpose, monitoring of agricultural production market and foodstuffs, mechanization and automation of agriculture .		1. Republic State Center of Veterinary Diagnostics 2. Main Department of Veterinary Surveillance at State Borders and transports 3. Republic State of Seed Inspection 4. State Inspection on Quarantine of Plants 5. Main State Technical Inspection 6. State Pedigree Inspection 7. Departmental Fish Inspection	

7. 対象機関の役割・課題、JDSに期待するテーマ、職員数～Summary of Target Organizations (1-3. Institutional Building for a Transition to a Market Economy and Economic Development)

[Components]

1-1. Public Administration

1-2. Capacity Development for Local Governments

2-1-1. International Relations/ Peace Building

2-1-2. Water and Energy Policy/ Environment Policy and Protection

1-3. Institutional Building for a Transition to a Market Economy and Economic Development

No.	Components	Organization	No. of Valid applications 2010	Basic Information of Staff			Role of Organization (as of October 2010)	Development Issues and the Internal Policies /Strategies to Tackle those Issues	Affiliated Agencies	Monitoring / Supporting system for scholars during study
				No. of Permanent Staff	Ratio of Staff (20-39 Years Old)	Staff with English Skills				
1	All	President Administration	2	N/A		N/A	Implementation of President's policy, performs the functions of Government Office and Parliament (temporarily until they will have been formed).	N/A		
2		State Personnel Service	-	N/A		N/A	Implementation of state policy in the field of civil service at state organs of public administration of KR.	1. North territorial representatives 2. Central territorial representatives 3. South territorial representatives		
3	1-1 / 1-2 / 1-3	Ministry of Economic Regulations	2	189	127	basic level -70% graduate level - 21%	Implementation of integrated state tax, custom, license and tariff policy, integrated state policy in the field of foreign and domestic trade / implementation of economic regulation on base of on-line analyses and prediction of social-economy development of KR / implementation of integrated public policy in the field of technical regulation, metrology, manufacturing and in the field of tourism	1. Stimulation of business industry development for assistance to the development of economic growth in part of reducing technical barriers to entrepreneurship and trade 2.Capacity building in the field of economic administration, attracting investments	N/A	Employees will have no right to transfer to another job within 2 years
4	1-1 / 1-3	Ministry of Finance	4	1,022	59%	basic level - 60% graduate level - 10-15%	Implementation of state policy and realization of management in budget and financial spheres.	Effective formation, realization and monitoring of KR financial processes	1. Central Board of Treasury 2. State Fund for Economic Development 3. Agency on Deposit Protection 4. Department on Precious Metals	Keeping Fellow's position during studying abroad
5		Ministry of State Property	2	105	56.2%	basic level - 19 graduate level - 4	Provision of effective utilizing, management and privatization of state property / provision of effectiveness increasing of carrying out procedures of bankruptcy process / development of institute of evaluation activities.	Transition to private property, with the aim of developing national economy	1. Department of Property Relations 2. Department of Bankruptcy Affairs 3. Territorial Representatives	No monitoring system. Regarding the supporting system, one fellow who finished his study requested the ministry to pay for his summer holiday, and paid for two months vacation compensation.
6	1-3. Human Resource Development for Market Economy	State Financial Market Surveillance & Regulation Services	-	68	69%	N/A	Implementation of integrated policy on development of nonbank financial market, audit, accounting system and compliance of financial reports	1. Development of accounting and financial reports system in the country 2. Development of accounting and financial reports for medium and small enterprises 3. Increasing quality of transparency and accessibility of financial reports, creating favorable environment for investment in the country	1. South territorial agency	N/A
7		State Agency on Anti-Monopoly Regulation	-	37	22	basic level -99% graduate level - 5%	Development and defense of competition, prevention of monopoly activities, defense of legal rights of consumers, control of advertisement activity.	1. Improvement of legislation with aim of prevention monopoly activities and unfair competition 2. Creation of conditions for competition	1. Territorial representatives	N/A
8		State Tax Service	4	2012	46.5%	basic level -2% graduate level - 0.2%	Implementation of state tax policy of KR; arrangement of collection and control of tax payments and other payments, control of tax law compliance; development of law regulations for the improvement of tax legislation; funding of development of tax service in KR, etc.	1. Improvement of tax administration 2. Enhancement of tax culture 3. Increase of effectiveness of tax controlling for providing full income of tax 4. Increase of awareness of society in tax issues 5. Betterment of quality of tax services for providing satisfaction to society 6. Improvement of administration system for building highly effective tax service	1. Territorial representatives	1. Agency for controlling of large taxpayers 2. Agency for controlling of subjects free economic zones 3. Territorial representatives 4. East interregional agency 5. South interregional agency 6. North interregional agency
9		State Customs Service	-	1267	677	basic level - 29 graduate level - 2	Management of customs institutions activities and customs affairs	1. Enhancement of analytical work in Central Office 2. Reforms of law enforcement cluster 3. Formulation of structure on methodology and business processes 4. Coordination of all donors and formulation of united matrix of external technical assistance 5. Selection procedure for vacancies according to professional qualities 6. Formulation of personnel reserve 7. Improvement of approaches for formulation of labor remuneration bonus fund on the basis of transparent system of evaluation results, etc.	1. Regional custom agencies	

7. 対象機関の役割・課題、JDSに期待するテーマ、職員数～Summary of Target Organizations (2-1-1. International Relations/ Peace Building)

【Components】

1-1. Public Administration

1-2. Capacity Development for Local Governments

1-3. Institutional Building for a Transition to a Market Economy and Economic Development

2-1-1. International Relations/ Peace Building

2-1-2. Water and Energy Policy/ Environment Policy and Protection

No.	Components	Organization	No. of Valid applications 2010	Basic Information of Staff			Role of Organization (as of October 2010)	Development Issues and the Internal Policies /Strategies to Tackle those Issues	Affiliated Agencies	Monitoring / Supporting system for scholars during study
				No. of Permanent Staff	Ratio of Staff (20-39 Years Old)	Staff with English Skills				
1	All	President Administration	1	N/A		N/A	Implementation of President's policy, performs the functions of Government Office and Parliament (temporarily until they will have been formed).	N/A		
2		State Personnel Service	-	N/A		N/A	Implementation of state policy in the field of civil service at state organs of public administration of KR.	1. North territorial representatives 2. Central territorial representatives 3. South territorial representatives		
3	1-1 / 1-2 / 2-1-1	Ministry of Justice	-	331	203	basic level - 26	Realization of public policy in the field of normative legal regulation, advocacy, notarial activities.	N/A	1. Central Lien Registration Office 2. State Center for Legal Expertise 3. Departments of Justice in Regions.	N/A
4	2-1-1.	Ministry of Foreign Affairs	2				State organ implementing executive-administrative and coordination functions in foreign policy field and heading uniform system of diplomatic service bodies. Ministry implements its activity on realization of foreign-policy of KR determined by KR President.	1. Implementation of basic directions of foreign policy of KR and making corresponding suggestions on Presidential meetings 2. Providing by diplomatic means the safety of sovereignty, territorial integrity and other national interests of KR in international relations 3. Assistance in supporting of international peace, global and regional safety based on principle of equality and indivisible security for all 4. Coordination of state bodies' activities with aim of carrying out integrated foreign policy of KR in relation to foreign countries and international organizations 5. Protection of rights and interests of citizens and legal entities of KR abroad	1. Diplomatic Representatives 2. Consular Establishments	No monitoring system for present fellows and returned fellows.

7. 対象機関の役割・課題、JDSに期待するテーマ、職員数～Summary of Target Organizations (2-1-2. Water and Energy Policy/ Environment Policy and Protection)

[Components]

1-1. Public Administration

1-2. Capacity Development for Local Governments

1-3. Institutional Building for a Transition to a Market Economy and Economic Development

2-1-1. International Relations/ Peace Building

2-1-2. Water and Energy Policy/ Environment Policy and Protection

No.	Components	Organization	No. of Valid applications 2010	Basic Information of Staff			Role of Organization (as of October 2010)	Development Issues and the Internal Policies /Strategies to Tackle those Issues	Affiliated Agencies	Monitoring / Supporting system for scholars during study
				No. of Permanent Staff	Ratio of Staff (20-39 Years Old)	Staff with English Skills				
1	All	President Administration	-	N/A		N/A	Implementation of President's policy, performs the functions of Government Office and Parliament (temporarily until they will have been formed).		N/A	
2		State Personnel Service	-	N/A		N/A	Implementation of state policy in the field of civil service at state organs of public administration of KR.		1. North territorial representatives 2. Central territorial representatives 3. South territorial representatives	
3	1-2 / 2-1-1	Ministry of Agriculture	4	N/A		N/A	Development of state policy in the field of agriculture, including agrarian reform, cattle breeding, veterinary science, fishery, beekeeping, plant growing, quarantine of plants, fertility of soils, effective utilization of lands for agricultural purpose, monitoring of agricultural production market and foodstuffs, mechanization and automation of agriculture .		1. Republic State Center of Veterinary Diagnostics 2. Main Department of Veterinary Surveillance at State Borders and transports 3. Republic State of Seed Inspection 4. State Inspection on Quarantine of Plants 5. Main State Technical Inspection 6. State Pedigree Inspection 7. Departmental Fish Inspection	
4	2-1-2	State Agency on Environment Protection and Forestry	-	2,270	73%	graduate level - 2	Provision of appropriate qualitative condition of environment, biodiversity, forest ecosystem, increasing percentage of forest land, development of protected natural lands.	1. Encouragement of agricultural and rural development for assistance in poverty reduction 2. Reaching ecological safety by coordinating ecological policies 3. Solving issues in climate changes, land, water and forest resources conditions, air pollution, biodiversity conservation, threatening to ecological safety of the country, etc. 3. Enhancement of international cooperation in the field of environment protection and nature management 4. In accordance with Concept of ecological safety of KR in 2007 (which defines basic direction of public policy in the sustainable development context), to provide ecological safety of KR on period till 2010 and define priority activities in mid-term (from 2011 to 2015) and long term (from 2016 to 2020) 5. In accordance with CDS, to tackle environmental safety issues including one out of five development priorities of the country	1. Republican and local funds for nature protection and forest sector development 2. Agency for ecological monitoring and forest inventory 3. Regional territorial agencies for environment protection and forest ecosystem development 4. Agency for hunting supervision and hunting resource management	To keep position and possibility to be promoted
5		Ministry of Emergency	1	1,982	1,585	basic level - 297 graduate level - 198	Central body of the executive government performing functions under the decision of tasks in the field of protection of the population from emergency situations of natural and technology character, their prevention and liquidation, civil defense, technological, technical safety of production and mountain supervision, fire supervision and suppression of fires.	1. Prediction of dangerous natural, anthropogenic processes and phenomena 2. Planning activities of civil defense; carrying out preventive and defensive activities from emergency situations of peace and war time	1. Agency for Fire Safety 2. Agency for Hydrometeorology 3. Agency for Atomic and Radiation Safety	N/A
6		Ministry of Energy	-	61	29	basic level - 2 graduate level - 1	Central body of executive authority providing realization of public policy in fuel and energy complex (FEC). Plays a leading role in providing energy safety and increasing manufactures, electric-power transmission by effective use of market mechanisms, advanced management and existing fuel-energy potential of the country.	1. Wide application of renewed energy resources for assisting the development of distant mountainous districts and rural area 2. Training of specialists in the field of adjustment of water-energy issues in Central Asia region (learning the experience of foreign countries in this field) and international water right 3. Reduction of technical and commercial lack of electric energy by improvement of technical equipments and consumers motivation	N/A	Supporting Fellows after returning by promotion
7		Ministry of Natural Resources	3	75		5%	Implementing public policy of development and using of KR natural resources.		N/A	N/A
8		State Committee on Water Resources and Melioration	-	N/A		N/A			N/A	

## 第1バッチ（2011年度来日）の候補者の募集・選考方法 （キルギス共和国）

キルギス共和国における第1バッチの留学候補者の募集・選考は、以下の通り実施された。

### 1. 応募者の募集（2010年9月28日～11月12日、追加募集：～12月3日）

第1回運営委員会にて了承を得た応募者資格要件、募集要項・応募書類、選考スケジュールにしたがって、現地調査期間中に対象機関に対して以下の募集支援を行った。ただし、当初締め切り時点において（11月12日）、一部コンポーネント（1-1（同志社のみ）、2-1-1（早稲田））については十分な応募者数を確保できなかったことから、運営委員会の承認のもと追加募集を行った（～12月3日）。

#### (1) 募集要項及び応募書類等の準備

応募に必要な募集用資料一式として、

- ・ 募集要項
- ・ 応募書類 をそれぞれ600部を作成した。

#### (2) 応募者選出依頼

全対象機関の人事および奨学金担当部署の担当者に対して、前述の募集用資料一式を国家人事局経由にて配布<sup>1</sup>し、応募者選出依頼を行った。

#### (3) 事業説明会の実施

公募開始前に対象機関を訪問し、人事担当者に対して JDS 事業新方式の概要および今年度の募集予定等についての説明を実施した。また、10月6日には過去の実績から応募者が多かった外務省および財務省にて応募予定（希望）者に対して説明会を開催した。国家人事局で行った10月15日の合同説明会においては、各省庁から推薦された候補者および応募予定（希望）者に対して事業説明を行った。

#### (4) 応募書類の回収及び応募の状況

11月12日までに各対象機関から応募書類が JDS プロジェクト事務所<sup>2</sup>へ提出された。また、上述のとおり一部のコンポーネント（受入大学）について二次募集を実施した結果、提出された応募書類数は61通であった。提出された応募書類について、JICE が資格要件や書類の不足等を確認したところ、そのうち55名の応募が有効と認められた。

なお、各コンポーネントの対象機関別有効応募者数は表1のとおりである。対象省庁を限定したにもかかわらず、過去4年間の応募者数と同数程度を確保することができた。今年度の募集において、コンポーネント「2-1-1 国際関係・平和構築」の応募者が限られていたのは、主なターゲットとしている外務省の職員数が限られていること、また対象機関を限定したことから、過年度のように各省庁の国際関係に関連する部署からの応募がなかったことなどが理由として挙げられる。また、政変によりこれまで応募者を多く輩出していた首相府および議会が対象機関として含まれなかったこともその理由として考慮される。なお、同首相府および議会については、追加調査を行った上で、来年度募集から対象省庁とすることが検討されよう。また、応募者数確保のためには各対象機関の協力を得ながらこれまで以上に応募勧奨を行うことが重要と思料する。

<sup>1</sup> 要望に応じたデータでの応募書類の提供も実施

<sup>2</sup> JDS プロジェクト事務所：JICE は2006年の事業開始当初より、ビシュケク市内にプロジェクト事務所を設置し、留学生の募集・選考、現地語学研修、オリエンテーション、来日手続き等を実施してきた。本調査においても同事務所を有効に活用している。

表1 第1バッチ 対象省庁別応募者・合格者（コンポーネント別）

1-1 公共政策 1-2 地方における行政機能の向上	対象省庁	総応募者数	1-1.	1-2.	<公共政策>	JDS2010-2011 (4期生)		JDS2009-2010 (3期生)		JDS2008-2009 (2期生)		JDS2007-2008 (1期生)		JDS2007-2011 (1-4期生合計)	
						総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	留学生	%
	President Administration	2 (1)		1		-	-	1	1	-	-	1	1	2	7%
	State Personnel Service	1 (1)		-		-	-	1	-	2	1	2	1	2	7%
	Ministry of Finance	3 (2)		-		5	1	2	-	2	-	1	1	2	7%
	Ministry of Transport and Communication	1		-		-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	Ministry of Youth Affairs	-		2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Ministry of Culture & Info.	1		-		2	1	1	1	1	1	-	-	3	10%
	Ministry of Economic Regulation	1 (1)		-		3	1	3	1	1	1	1	-	3	10%
	Ministry of State Property	1		-		-	-	-	-	1	-	1	-	0	-
	Ministry of Justice (裁判所含む)	-		-		4	1	4	-	4	-	5	1	2	7%
	Related organizations (city and local administration)	-		16 (3)		3	-	4	1	3	3	4	-	4	14%
	Tax Service	-		-		2	-	2	1	1	-	-	-	1	3%
	Ministry of Foreign Affairs	-		-		-	-	-	-	-	-	1	1	1	3%
	Jogorky Kenesh	-		-		3	1	3	-	5	1	1	-	2	7%
	Government Office	-		-		2	-	-	-	-	-	1	1	1	3%
	Others	-		1		10	1	9	4	9	-	3	1	6	21%
	合計		10 (5)	20 (3)		34	6	30	9	29	7	22	7	29	100%

1-3 市場経済化のための制度づくりと経済発展	対象省庁	総応募者数
	President Administration	2 (1)
	State Personnel Service	-
	Ministry of Finance	4 (1)
	Ministry of Economic Regulation	2 (1)
	Ministry of State Property	2
	Tax Service	4 (1)
	State Custom Service	-
	State Financial Market Surveillance&Regulation Services	-
	Jogorky Kenesh	-
	Government Office	-
	Others	-
	合計	14 (4)

<経済>	JDS2010-2011 (4期生)		JDS2009-2010 (3期生)		JDS2008-2009 (2期生)		JDS2007-2008 (1期生)		JDS2007-2011 (1-4期生合計)	
	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	留学生	%
	-	-	1	-	1	1	-	-	1	5%
	1	1	1	1	-	-	-	-	2	10%
	2	1	2	1	2	1	4	1	4	19%
	1	1	-	-	-	-	-	-	1	5%
	2	1	1	1	2	-	1	-	2	10%
	2	1	3	-	5	-	1	-	1	5%
	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	2	-	1	1	1	5%
	1	1	1	1	-	-	-	-	2	10%
	1	-	1	-	2	1	-	-	1	5%
	9	-	6	1	6	3	8	2	6	29%
	19	6	16	5	21	6	15	4	21	100%

2-1-1 国際関係・平和構築	対象省庁	総応募者数
	President Administration	1
	Ministry of Foreign Affairs	2 (1)
	Ministry of Justice (裁判所含む)	-
	State Tax Service	-
	Others	-
	合計	3 (1)

<国際関係>	JDS2010-2011 (4期生)		JDS2009-2010 (3期生)		JDS2008-2009 (2期生)		JDS2007-2008 (1期生)		JDS2007-2011 (1-4期生合計)	
	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	留学生	%
	-	-	1	-	1	-	-	-	0	-
	4	2	-	1	-	2	1	-	5	42%
	-	-	1	1	1	-	1	1	2	17%
	-	-	-	-	-	-	2	2	2	17%
	9	-	7	-	6	1	4	2	3	25%
	13	2	9	2	8	3	8	5	12	100%

2-1-2 水・エネルギー政策/環境政策・環境保護	対象省庁	総応募者数
	Agency on Environment Protection and Forestry	-
	Ministry of Agriculture	4 (1)
	Ministry of Natural Resources	3 (1)
	Others	1
	合計	8 (2)

<環境政策>	JDS2009-2010 (3期生)		JDS2008-2009 (2期生)		JDS2007-2008 (1期生)		JDS2007-2010 (1-3期生合計)	
	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	留学生	%
	3	1	1	1	3	1	3	100%
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	1	-	-	-	0	-
	3	1	2	1	3	1	3	100%

※括弧内は合格者数

<農業政策>	JDS2009-2010 (3期生)		JDS2008-2009 (2期生)		JDS2007-2008 (1期生)		JDS2007-2010 (1-3期生合計)	
	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	留学生	%
	1	-	-	-	-	-	0	-
	-	-	-	-	1	1	1	33%
	3	-	-	-	-	-	0	-
	1	1	2	1	1	-	2	67%
	5	1	2	1	2	1	3	100%

<ICT>	JDS2009-2010 (3期生)		JDS2008-2009 (2期生)		JDS2007-2008 (1期生)		JDS2007-2010 (1-3期生合計)	
	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	総応募者数	留学生	留学生	%
	-	-	1	1	-	-	1	25%
	-	-	-	-	2	1	1	25%
	1	-	-	-	-	-	0	-
	-	-	-	-	-	1	1	25%
	1	-	1	-	1	-	0	-
	2	-	2	1	1	-	1	25%
	4	0	4	2	5	2	4	100%

## 2. 受入大学による書類審査（第一次審査）の実施及びその結果

提出された応募書類のうち、資格要件を満たす 55 通の応募書類を各受入大学に送付し、大学教員による書類審査を実施した（12 月 14 日～1 月 11 日）。また、第一次審査に先立って、英語及び数学試験を実施（11 月 27 日）し、1 月 13 日までに、6 大学 7 研究科から書類審査の結果を得た。なお、英語および数学試験結果については、書類審査および専門面接の参考資料として大学側に提供した。

各試験・選考の詳細については、以下の通り。

### (1) ベーシックチェック

11 月 15 日から 12 月 3 日にかけて、書類審査の事前段階として、応募時に設定された資格要件、必要な提出書類の有無、応募書類上の記入内容等に関して確認し、不明な点に関して本人または所属先に確認を行った。また、国家人事局による公務員資格の確認も実施された。その結果、ベーシックチェックを通過した応募書類は 55 通であり（表 2 参照）（応募対象外（6 通）の主な理由は、書類不備による）、JICE 本部を通じて受入大学へ応募書類の発送を行った。

### (2) 英語試験及び数学試験

ベーシックチェックを通過した 55 名に対して、書類選考の参考資料として基礎的な学力を確認するための英語及び数学試験を 11 月 27 日に実施した。英語試験には、候補者の基礎的な英語能力を確認するために TOEFL テスト（ITP）利用したほか、数学試験には、過去の JDS 事業で経済・経営分野での受入実績のある大学が、修士課程レベルに必要な数学能力を確認するために作成した問題を利用した。

いずれの試験の結果についても、選考上の合否の最低ラインは設定せず、各受入大学に対して受験者全員分の結果<sup>3</sup>を書類審査および専門面接の参考資料として提供した。

### (3) 書類審査

審査項目は、学業成績（25 点）、帰国後の知識活用法（20 点）、研究計画（25 点）、推薦状（10 点）、該当開発課題との合致度（20 点）の 5 項目であり、100 点満点で採点が行われた。合否判定については審査得点による合否ラインは設定せず、受入大学毎に応募者の順位づけを行い、各大学の受入予定人数の 5 倍を上限として書類選考通過とした。英語試験及び数学試験結果の取扱いについては、英語・数学能力の重要性や入学後に求められる基礎能力等が大学毎に異なるため、大学側の判断に委ねた。

以上の結果、40 名が書類選考を通過した。

## 3. 受入予定の大学教員による専門面接（第二次審査）の実施及びその結果

その後、1 月 24 日から 1 月 29 日にかけて大学教員による専門面接及び対象機関関係者と大学教員との協議が以下の日程にて実施された。

---

<sup>3</sup> 数学試験に関しては、採点結果に加えて、解答のプロセスが記載されている解答用紙の原紙も大学側に提供。

月日		日程
1月23日	日	日本発
1月24日	月	現地着、ブリーフィング・オリエンテーション
		国家人事局表敬
		大使館表敬
1月25日	火	JICAプロジェクトサイト視察
		対象省庁との会議（コンポーネント毎）
1月26日	水	専門面接実施【国際大学、同志社大学、明治大学、神戸大学、立命館アジア太平洋大学、早稲田大学（全6大学7研究科）】
1月27日	木	運営委員会協議
1月28日	金	対象省庁の潜在的候補者に対する大学セミナー（コンポーネント毎）
1月29日	土	現地発

審査項目は、学問的背景と学習能力（50点）、留学を成し遂げるための素養（30点）、キルギス共和国の開発に寄与する可能性（20点）の3項目であり、100点満点で採点が行われた。また、合否判定は三段階方式（「◎」は積極的に受入れる、「○」は受入可能、「×」は受入不可）で行われた。審査得点による合否ラインは特に設定せず受入大学毎に応募者の順位づけを行い、「◎」もしくは「○」と判断された候補者のうち、各大学の受入予定人数の2倍を上限として専門面接の合格対象者とした。その結果、40名の面接対象者のうち23名が専門面接を通過した。

また、専門面接実施に合わせて、1月20日に健康診断が実施され、22名全員に留学に支障があるとされる健康上の問題は発見されなかった。なお、1名についてはC型肝炎の自己申告があったため、詳細の病状をプロジェクト事務所でヒヤリングするとともに、診断書を添えて受入大学に報告し、受け入れに問題がないことについて内諾を得た。

#### 4. 運営委員会による総合面接（第三次審査）の実施及びその結果

大学教員による専門面接を通過した候補者23名に対して、2月9日および10日に運営委員会による面接が実施された。審査項目は、キルギス共和国の開発に寄与する可能性（40点）、留学の成果を長期的に活かしていく能力（30点）、留学を成し遂げるための素養（30点）の3項目であり、100点満点で採点が行われた。合否については、受入大学毎に応募者の順位づけを行い、各大学の受入人数を上限として15名が最終候補者として選考された。なお、早稲田大学にて欠員となった1名分については、第二回運営委員会にて協議・検討した結果、運営委員の総意により、補欠候補者の中で一番高得点を取得した明治大学の補欠候補者1名を、帰国後の貢献等を考慮した結果、振り替えて最終候補者とする事とした（表2）。

対象機関別に見る応募者・合格者数は表1のとおりである。選考結果については、過去4年間と同様の傾向を示し、大統領府（2011年1月時点では大統領室）、財務省、経済規制省などの主な省庁出身者が選出されている。

以上より、候補者の質を高めるには応募者数の増加が不可欠であることから、今後も対象となる対象省庁に対して広く応募勧奨を行う必要があるといえる。

表2 第1バッチ応募者の選考結果（サブプログラム別）

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	応募者数	有効応募者数	書類審査合格者数 (*1)	専門面接合格者数 (*2)	総合面接合格者数	第1バッチ最終合格者数	当初受入計画人数
1. 経済成長のための基盤整備	公共政策	国際大学大学院	国際関係学研究科	6	4	4	4	3	3	3
		同志社大学大学院	グローバル・スタディーズ研究科	6	6	6	4	2	2	2
	地方における行政機能の向上	明治大学専門職大学院	ガバナンス研究科	22	20	10	4	3	3	2
	市場経済化と経済発展のための制度づくり	神戸大学大学院	国際協力研究科	10	9	9	3	2	2	2
		立命館アジア太平洋大学大学院	経営管理研究科	6	5	5	4	2	2	2
2. 地域内協力の促進	中央アジア域内協力に資する課題 (国際関係・平和構築)	早稲田大学大学院	アジア太平洋研究科	3	3	3	1	1	1	2
	中央アジア域内協力に資する課題 (水・エネルギー政策/環境政策・環境保護)	立命館アジア太平洋大学大学院	アジア太平洋研究科	8	8	4	3	2	2	2
			計	61	55	41	23	15	15	15

(\*1) 受入人数の5倍を目安

(\*2) 受入人数の2倍を目安